

令和 7 年度
包括外部監査の結果報告書

豊橋市包括外部監査人

公認会計士 北 川 裕 和

健康・医療・福祉事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

健康・医療・福祉事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

第 1 章	包括外部監査の概要		1
第 2 章	健康・医療・福祉事業の概要		5
	第 1	豊橋市の人口見通し	5
	第 2	総合計画	6
	第 3	実施計画（令和 6 年度～ 8 年度）	22
	第 4	令和 6 年度の予算	33
第 3 章	包括外部監査の結果の総論		47
	第 1	監査の視点	47
	第 2	包括外部監査結果の指摘と意見の区別	48
	第 3	包括外部監査結果の指摘と意見の数	49
	第 4	総論	53
	第 5	包括外部監査結果の指摘と意見の一覧	66
第 4 章	計画と実績の比較に基づく監査の結果		103
	第 1	主な監査手続	103
	第 2	（福祉事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果	104
	第 3	（健康・医療事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果	105
第 5 章	支出データに基づく監査の結果		111
	第 1	主な監査手続	111
	第 2	監査対象案件の抽出基準と監査対象案件	112
	第 3	（福祉事業）支出データに基づく監査の結果	132
	第 4	（健康・医療事業）支出データに基づく監査の結果	160
第 6 章	業務フローに基づく監査の結果		172
	第 1	主な監査手続	172

	第 2	生活保護事業の業務フローに基づく監査の結果	173
	第 3	総合老人ホームの業務フローに基づく監査の結果	182
第 7 章	健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制の監査の結果		184
	第 1	主な監査手続	184
	第 2	健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制の監査の結果	184
第 8 章	契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果		185
	第 1	主な監査手続	185
	第 2	契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果	185

第 1章 包括外部監査の概要

第 1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件（テーマ）

健康・医療・福祉事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

第 3 監査対象年度

令和 6年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。）

第 4 包括外部監査の実施期間

令和 7年 6月 15日から令和 8年 3月31日まで

第 5 テーマの選定理由

豊橋市では、令和 3年度から10年にわたる第 6次総合計画がスタートしており、8つの分野別に、まちづくりの基本となる方針を定めた計画を策定し、実行している。また、分野別計画として、8つの分野を定めている。

8つの分野のうち、「4 健康・医療・福祉」事業以外は、近年、包括外部監査のテーマとして取り上げられている。一方、「4 健康・医療・福祉」事業のうち、豊橋市病院事業を除き、主な包括外部監査のテーマとしては取り上げられていない。

4 健康・医療・福祉

みんなで支え合い、
笑顔で健やかに暮らせるまち



健康・福祉のサービス体制の整備を進めるとともに地域の絆を育むほか、地域医療体制を強化し、安心の保健医療の提供に努めます。

1. 健康づくりの推進
2. 医療の充実
3. 地域福祉の充実
4. 高齢者福祉・介護保険の充実
5. 障害者（児）福祉の充実
6. 生活自立の支援



(出典：豊橋市第 6次総合計画)

当該事業は、市民にとっても関心の高い領域の 1つであり、以下の 4つの視点で包括外部監査を実施することは意義があると考えたため、特定の事件として選定した。

1 合规性

健康・医療・福祉事業にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか

2 経済性

健康・医療・福祉事業にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できたか

3 効率性

健康・医療・福祉事業について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか

4 有効性

健康・医療・福祉事業にかかる事務・事業の遂行が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか

第 6 包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	北川 裕和	公認会計士
補助者	家田 敏明	公認会計士 税理士
補助者	大西 研一	弁護士 公認会計士 社会保険労務士
補助者	鈴木 猛史	公認会計士
補助者	蘆澤 春奈	公認会計士 基本情報技術者
補助者	藤井 卓	公認情報システム監査人 システム監査技術者
補助者	森本 憲和	公認会計士
補助者	森山 京亮	公認会計士
補助者	大澤 令嗣	公認会計士
補助者	近田 淳	公認会計士
補助者	小瀧 賢人	日本公認会計士協会準会員
補助者	千野 泰子	日本公認会計士協会準会員
補助者	村松 真希	アシスタント

第 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2章 健康・医療・福祉事業の概要

第 1 豊橋市の人口見通し

豊橋市の人口は2010（平成22）年に376,665人でピークとなり、市制が施行された1906（明治39）年から100年余りでおよそ10倍にまで増加したが、その後5年間で1,900人減少して2015（平成27）年には374,765人となり、2025（令和7）年8月1日時点では364,434人となった。

また、豊橋市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、第6次豊橋市総合計画においては、その最終年である2030（令和12）年に359,000人まで減少する見込みとなっている。

生産年齢人口と年少人口の減少は進んでおり、特に生産年齢人口は急速に減少していく。生産年齢人口の減少は年少人口の減少にも直結し、また、地域経済や行政サービスの維持にも大きな影響を与える。

人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりを進めていくためにも、雇用環境の整備や子育て支援など生産年齢人口が働き、子育てしやすい環境整備を引き続き進めていく必要がある。また地域経済の維持や成長に向けて、イノベーションのほか、リスクリングなどの労働生産性を高めていく取り組みが必要となる（豊橋市政策研究レター vol. 8）。

第 2 総合計画

1 総合計画とは

総合計画は、社会情勢や国の政策を踏まえた将来展望のもとに、自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにするものである。

2 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3つで構成されている。

○基本構想

将来目標として豊橋市が目指すまちの姿と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものであり、2021（令和 3）年度から 10年後にあたる2030（令和12）年度を目標年次としている。

○基本計画

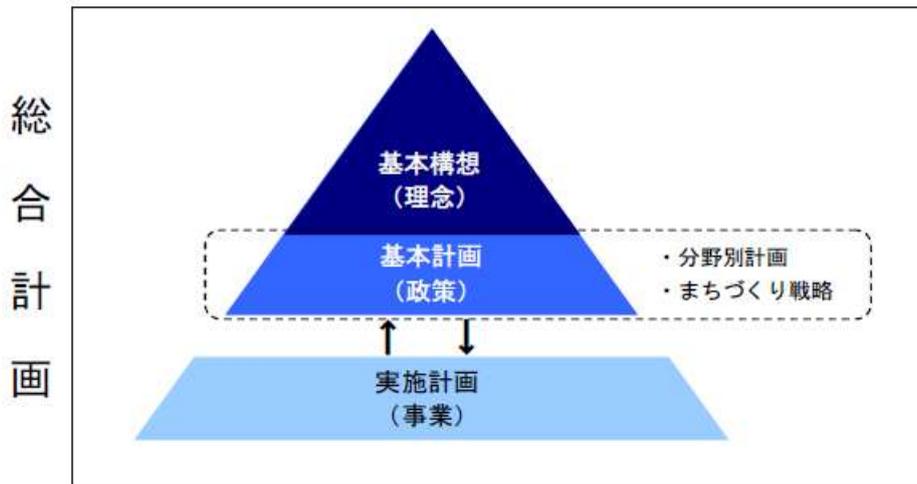
基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）や、戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするものである。なお、まちづくり戦略は、第 2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものとなる。

2021（令和 3）年度から2025（令和 7）年度までの 5年間を計画期間としている。

○実施計画

基本計画の取り組みの基本方針に基づいて、具体的な事業計画を明らかにするものである。

計画期間を 3年間とし、毎年度見直すことで実効性を担保している。



3 基本構想

豊橋市では、以下の基本構想を策定している。

基本構想とは、私たちが目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものである。豊橋市では、1970（昭和45）年に第1次豊橋市基本構想を策定し、以降5期、半世紀にわたり長期的なまちづくりの方針を示す本基本構想（総合計画）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきた。

2011（平成23）年に地方自治法が改正され、それまで地方自治体に対して一律に義務付けられていた基本構想の策定が、それぞれの自主的な判断に委ねられることとなった。しかしながら、豊橋市では基本構想を策定することの意義を重んじ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく「豊橋市議会の議決すべき事件に関する条例」の趣旨に鑑み、議会の議決を経て基本構想を策定することとした。

目まぐるしく変化し続ける社会状況において、豊橋市が真に市民の負託に応え、適切な地域社会の任を果たすためには、将来を見通したまちづくりの方向性をしっかり示すことが重要である。このため、2030（令和12）年度を目標年次とする新たな基本構想を策定する。

(1) まちづくりの基本理念

豊橋市では、まちづくりの基本理念として、以下を策定している。

『私たちがつくる 未来をつくる』

新型コロナウイルスの感染拡大によって、私たちの暮らしはかつてないほど大きな変化を迫られることとなった。これまでの常識や手法が通用しないことを十分覚悟し、従来の仕組みに固執することなく、新しい時代の流れに呼応しながら未来に向かって新たな一步を踏み出す。その歩みを止めることのないよう、未来へとまなざしを向け、人を育て、ともにまちをつくり、次代へとつないでいく。いま私たちに求められるのは、未来を描いて切り拓くという強い気持ち、そして互いを信頼し思いやる気持ちと共感力を持って、具体的な行動に打って出ることだと考える。

国連が提唱し2030（令和12）年を目標年次とする持続可能な開発目標（SDGs）が注目されている。SDGs は世界が抱えるさまざまな課題を解決し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、私たち一人ひとりが、その一翼を担うことが求められている。SDGs に込められたメッセージは、地域社会を支えるまちづくりにも通じており、幾多の困難に打ち勝つ上で私たちがすべからく規範としたい考え方である。

とどまることのない少子高齢化の進行、感染症のパンデミックや自然災害をはじめとしたさまざまな危機事案の脅威など、私たちの目前にはさまざまな困難が立ちほだかり、先行きを見通すことが非常に厳しい現実を迎えている。こんな時だからこそ、互いを信じる心を忘れずに、まちづくりに対する想いをみんなで共有し、育み、個々人の行動につなげていくことが大切だと考える。

まちづくりの主役はまぎれもなく私たち一人ひとりである。みんながまちづくりを自分事として考え、主体的に、そしてさまざまなパートナーとともに活動していくことで、夢と希望に満ちあふれる未来が切り拓かれていくに違いない。先人たちの想いとたゆまぬ努力によって築き上げてきた私たちのまち豊橋を次の世代につなぐため、『私たちがつくる 未来をつく

る』を念頭に、新しい時代に対応した未来の豊橋をみんなで創造する。

(2) 目指すまちの姿

豊橋市では、目指すまちの姿として、以下を策定している。

『未来を担う 人を育むまち・豊橋』

多くの人から選ばれ、住みたいと感じてもらえる魅力的なまちは、そこに暮らす、あるいは関わる人たちによってつくられ、その想いとともに関世へと引き継がれていく。このため、私たち一人ひとりが、わがまちを愛し、故郷を誇りに想う気持ちを培うとともに、教育や産業、福祉、芸術文化など、さまざまな分野で主体的に行動を起こすことのできる人材を、豊橋市に関わる人たちみんなで育てていく。そして、成長した人々が豊橋市を舞台に、あるいは全国や世界に活動を広げるとともに、こうした活躍する人々を豊橋市の誇りに感じ、みんなで応援していくことで、豊橋市ならではのにぎわいと活気が生み出され、さらなるまちの発展につながっていく。

まちづくりにおいて最も大切なことは、人を育むことである。人がまちをつくり、にぎわいと活気が生まれ、そのエネルギーでさらに多くの人々が引き寄せられる。まさに人づくりは、まちづくりの土台となるもので、人とまちがともに未来へと成長をし続けている姿こそ、私たちが目指すものである。

人づくりを土台とした私たちが目指すまちの姿は、多様な分野に及んでおり、各分野の理想の姿を明確に示すため、次の 8つを掲げる。目指すまちの姿の実現には、さまざまな困難が想定されるが、これまでの概念にとらわれることなく新たな発想や手法を積極的に取り入れながら、多様な主体とのパートナーシップのもと、その実現を目指す。

基本構想の体系

▼まちづくりの基本理念

私たちがつくる 未来をつくる

▼目指すまちの姿

未来を担う 人を育むまち・豊橋

1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

2 活しみなぎり、はつらつと働けるまち

3 命の安全、心の安心が確保されたまち

4 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

7 自然と共生し、地球環境を大切にするまち

8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

4 基本計画

豊橋市では、基本計画として、以下を策定している。

基本計画は、基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第6次総合計画（2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで）の前期5年間（2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで）における、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）と戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするもので、豊橋市の総合的な行政運営の基本となるものである。また、まちづくり戦略は、人口減少対策に主眼を置く第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものである。

人口減少や少子高齢社会の進行など、豊橋市を取り巻く社会環境が時代とともに変わりゆく中、目指すまちの姿の実現に向けて、多様化する行政課題への対応とともに市民一人ひとりの想いを行動へといざない、これまで以上に市民と一体となってまちづくりを進めていくとしている。

分野別計画は、総合的かつ計画的な行政運営をもって基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現を図るため、分野別に整理した「政策」ごとに、「取り組みの基本方針」や「未来をつくる みんなのアクション」などを明らかにするものであり、8つの分野は、基本構想で掲げた8つの目指すまちの姿に該当している。

(1) 分野別計画

（※ 今年度のテーマである『健康・医療・福祉』事業に関連するもの）

4. みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

私たち一人ひとりの健康で生きがいを感じる暮らしを下支えする、充実した健康・福祉のサービス体制を整えるとともに、隣近所や身近な地域での支え合い、助け合いといった地域の絆を育む。また、保健所や東三河の中核病院である豊橋市民病院を有する利点を生かし、地域医療体制を強化するとともに多様化する医療ニーズに適切に対応し、感染症まん延や大規模自然災害時などの緊急事態においても安心の保健医療を提供するなど、

誰一人として社会から孤立することなく、いつまでも健やかに暮らし続けることのできるまちを目指す。

【実現するための政策】

ア 健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康の大切さを認識し、生涯を通じて自発的な健康づくりに取り組み、市民が健やかで幸せに暮らすことができる社会を目指す。

政策の進捗や成果をはかるための指標	現況値【2019年度】	目標値【2025年度】
糖尿病の有病者の割合	13.9%	維持
同居家族の喫煙率(4か月児の父親、母親)	29.8%	20%
産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等から十分なケアを受けた産婦の割合	88.6%	95%

取り組みの基本方針

① 健康的な暮らしの支援

市民の自発的な健康づくりが活発になるよう、健康に関心のある層だけでなく、市民一人ひとりが気軽に健康づくりに取り組むことができる機会の提供と継続できる環境の整備を図る。

② たばこ対策の推進

望まない受動喫煙が生じないように、正しい知識の普及や受動喫煙を防止するための環境づくりを進めるとともに、禁煙希望者への支援に取り組む。

③ 疾病の予防対策の推進

疾病の早期発見、早期治療のため、がん検診や各種健（検）診の受診を促すとともに、生活習慣改善に向けた支援や重症化の予防を推進する。

また、心身ともに健康で過ごせるよう、こころの健康や難病等に起因する本人及び家族の不安解消を図るとともに、身近な場所で気づき、支える担い手の育成に取り組む。

④ 感染症対策の推進

感染症のまん延を防ぐため、予防接種、市民の不安への相談対応、発生动向の把握分析、感染症の検査などを推進し、健康危機管理体制の充実を図る。

また、新型コロナウイルスなどによる新たな感染症の発生に伴う医療崩壊を防ぐため、医療機関との連携体制を強化する。

⑤ 母子保健の推進

希望する誰もが安心して妊娠、出産し、子どもを健やかに育てることができるよう、妊よう性や不妊への理解を促すとともに、各種健康診査や相談窓口等の充実を図る。

また、産前・産後サポートの充実や地域に根差した切れ目のない支援体制の構築に取り組む。

イ 医療の充実

必要なときに適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医や在宅医療への理解を深めるとともに、質の高い持続可能な保健医療を提供する。

政策の進捗や成果をはかるための指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
豊橋市民病院の患者紹介率	81.9%	84%
豊橋市民病院の患者逆紹介率	85.5%	89%
豊橋市民病院のロボット手術件数	267件	450件

取り組みの基本方針

① 保健医療体制の充実

必要なときに安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の推奨など適正受診の普及啓発を図る。また、地域の医療機関の役割分担と連携を強化し、在宅医療を推進するとともに、新たな感染症による医療崩壊を防ぐための保健医療体制を整える。

② 災害時医療体制の充実

災害時における臨時救護基幹センター及び応急救護所の判断力と実践力の向上を図るため、三師会や災害拠点病院をはじめとする医療機関との連携を強化する。また、災害時の健康危機に対する保健衛生活動体制を整備する。

③ 公的医療保険制度の円滑な運営

市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療制度を円滑に運営する。また、国民健康保険の広域化を推進するなど効率化を進め、制度の安定を図る。

④ 市民病院の充実

東三河の地域医療を支える中核病院として、地域に信頼される病院を目指し、救急医療、高度専門医療などの急性期医療を充実するとともに、地域の医療機関等との連携を一層強化する。

また、新型コロナウイルスなどによる感染症が発生しても安全・安心で質の高い医療を継続して提供できるよう、医療体制を強化する。

ウ 地域福祉の充実

行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民同

士の支え合いにより、地域の課題に取り組み、すべての人がいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指す。

政策の進捗や成果をはかるための指標	現況値【2019年度】	目標値【2025年度】
相談支援包括化推進員による複合的な課題への対応ケース数	—*9	50 ケース
避難行動要支援者登録台帳への新規登録者数（累計） ※2021 年度以降	— (165 人/年)	900 人
成年後見支援センターの相談件数	454 件	500 件

*9) 参考：2020 年 4月から 9月までの実績値＝14 ケース

取り組みの基本方針

① 地域福祉活動の推進

地域全体で支え合いながら、いきいきと暮らせる地域づくりを推進するため、ボランティアなどの地域福祉の担い手となる人材の育成や、住民が地域の課題を自ら把握して解決を試みる活動及びその体制づくりを支援する。また、福祉制度の狭間や複合的な課題への対応に向けた相談支援体制や、避難行動要支援者への支援体制の充実を図る。

② 暮らしを支える福祉サービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者、障害者などさまざまな人が必要な支援を受けることができる環境を整備する。

また、福祉サービスの質を確保するため、社会福祉法人や施設等の指導監査を東三河広域連合と連携して実施する。

エ 高齢者福祉・介護保険の充実

すべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域住民、事業者、行政が一体となって、互いに支え合う地域づくりを推進す

る。

政策の進捗や成果をはかるための指標	現況値 【2019年 度】	目標値 【2025年 度】
介護予防の運動に取り組むグループ数	36グループ	72グループ
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	41,189人	58,000人
支え合い活動登録団体	26団体	74団体

取り組みの基本方針

① 高齢者の活躍の機会拡大と介護予防の推進

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、就労や地域活動など高齢者の活躍の機会を拡げる。また、加齢に伴う虚弱状態であるフレイルへの対策や、介護予防のための知識の普及や自主活動への支援に取り組む。

② お互いさまのまちづくりの推進

高齢者が地域とのつながりを持って心豊かに暮らせるよう、地域住民などが主体となった支え合い活動の普及拡大を図る。

③ 認知症高齢者支援の推進

認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症の方の意思が尊重され多様な役割を担える地域づくりを推進するとともに、認知症の早期発見、早期対応のための体制づくりや家族への支援に取り組む。

④ 高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して生活できるよう、地域ぐるみで高齢者を見守るためのネットワークを強化する。

また、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、充実した生活支援サービスを提供する。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が医療と介護の両方のサービスを切れ目なく受けられるよう、東三河ほいっぷネットワークを用いた情報共有や在宅医療サポートセンターの運営などにより、在宅医療と介護の連携強化に取り組む。

⑥ 介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

高齢者が尊厳を保ちながら日常生活を営むことができるよう、東三河広域連合と連携して、質の高く充実した介護保険サービスの提供を行い、介護保険制度を円滑に運営する。

オ 障害者（児）福祉の充実

市民、事業者、関係団体、行政が障害に対する理解を深め、一体となって障害者（児）を支援することにより、地域における自立と社会参加を進める。

政策の進捗や成果をはかるための指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
福祉施設から一般就労への移行者数	81人	110人
手話通訳者、要約筆記者の派遣件数	1,166件	1,300件
こども発達センター重症心身障害児（者） 通園者数	555人	1,200人

取り組みの基本方針

① 障害者（児）の自立と社会参加の促進

障害者（児）が自立して生活できるよう、相談支援体制や就労支援体制、障害福祉サービス、コミュニケーション手段の充実などにより、障害のある人とない人との相互理解を促進する。

また、医療的ケアを必要とする障害者（児）への支援を推進する。

② 療育支援の推進

障害の早期発見と適切な療育を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携した総合的な療育支援を推進するとともに、高山学園の児童発達支援センター機能やこども発達センターの専門性を生かした療育支援体制の強化を図る。

③ 円滑な医療費の助成

障害者（児）が安心して継続的に医療を受けることができるよう、本人が負担する医療費への助成を行う。

カ 生活自立の支援

生活に困っている方の状況に応じて支援を行い、経済的自立だけでなく生活面や健康面での自立を目指す。

政策の進捗や成果をはかるための指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
求職活動を行っている生活保護者の庁内ハローワーク窓口の利用率	33.5%	50%
生活困窮者の就労自立者数	72人	100人
生活保護者の健康診査受診者数	29人	60人

取り組みの基本方針

① 生活保護者への継続的な自立支援

生活保護者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送ることができるよう、就労や健康管理のための支援制度の利用を促すとともに、地域社会とのつながりを持つための支援を継続的に行う。

② 生活困窮者に対する包括的な自立支援

生活困窮者が安定した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた自立支援計画を策定するなど、庁内外の関係機関と連携した包括的支援に取り組む。

(2) 基本計画推進のために

基本計画に掲げる政策を総合的かつ計画的に推進するため、『私たちがつくる未来をつくる』という基本理念のもと、SDGs の目標を踏まえ、率先して事業を展開する。また、これを支える行財政運営等の方針を以下に示している。

ア 時代の要請に応える『行政運営』

地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化を続け、行政課題もまた多様化し、複雑で高度なものとなっている。変革が求められる時代の中、社会ニーズを的確にとらえて対応することができ、また先駆的な取り組みにも果敢に挑戦することのできる人材を育成するとともに、多彩な経験を持つ人材の確保を図る。あわせて、こうした人材が能力を最大限発揮して活躍することができる風通しのよい組織風土と、新たな行政課題に迅速で機動的に対応できる組織体制をつくる。

また、人口減少の局面にあって財源や人員が限られる中、環境の変化に対応しながらサービス水準を維持し、市民の立場に寄り添った親切で便利な行政サービスを提供するため、生産性の向上が期待される組織全体の働き方改革やDX 等を積極的に進める。さらに、市民に信頼される組織となるよう、地域の声に積極的に耳を傾けるとともに、さまざまな媒体を活用し、市民にとって分かりやすい情報発信を心がける。

イ 規律ある持続可能な『財政運営』

豊橋市における長期的な生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症まん延の影響による世界的な経済活動の低迷などを背景に、市税収入等の落ち込みが懸念されており、今後ますます厳しい財政運営を強いられることが見込まれる。戦略的かつ効率的な事業の選択と財源の配分を推進するとともに、事業の見直しによる歳出抑制と経常的な歳入確保を徹底し、健全で不測の事態にも備えのある持続可能な財政構造の保持を図る。

また、既存の公共施設等の多くが老朽化しており、更新や維持管理等に係る経費は今後、大幅に増加することが予測される。将来にわたる財政負担の軽減と平準化に向けて、公共施設等の計画的な保全による長寿命化や更新を進めるとともに、施設需要の変化を的確にとらえて必要性和有効性を勘案する中で、公共施設等の統合や廃止による保有量の削減にも取り組み最適化を図る。

ウ 多彩な主体と築く『パートナーシップ』

急速に変化する社会情勢や多様化する市民ニーズのすべてに行政のみで対応することは難しく、元気で持続可能なまちを創るには、これまで以上に市民や事業者と協働したまちづくりを推進する必要がある。地域コミュニティや市民活動団体との連携をさらに強固なものとし、年齢や性別、国籍などによらず、あらゆる市民が活躍することができる機会を創出するとともに、民間企業の柔軟な発想や優れた技術力、地元大学の専門性、金融機関の持つ知見などを生かし、産学官金が一体となって、まち・ひと・しごとの創生を推進する。

また、豊橋市を含む東三河地域や三遠南信地域には、歴史的、社会的、経済的つながりを背景とした強固な連携体制が備わっている。県内でも人口減少が急速に進んでいる東三河地域の住民サービスを高い水準で保つため、東三河県庁や東三河広域経済連合会等との連携をさらに深めるとも

に東三河広域連合を通じて行う取り組みを拡充するほか、三遠南信地域と
いった県境をまたぐ広範囲の連携も含めて、さまざまな分野で魅力と活力
を高めるための取り組みを積極的に推進する。

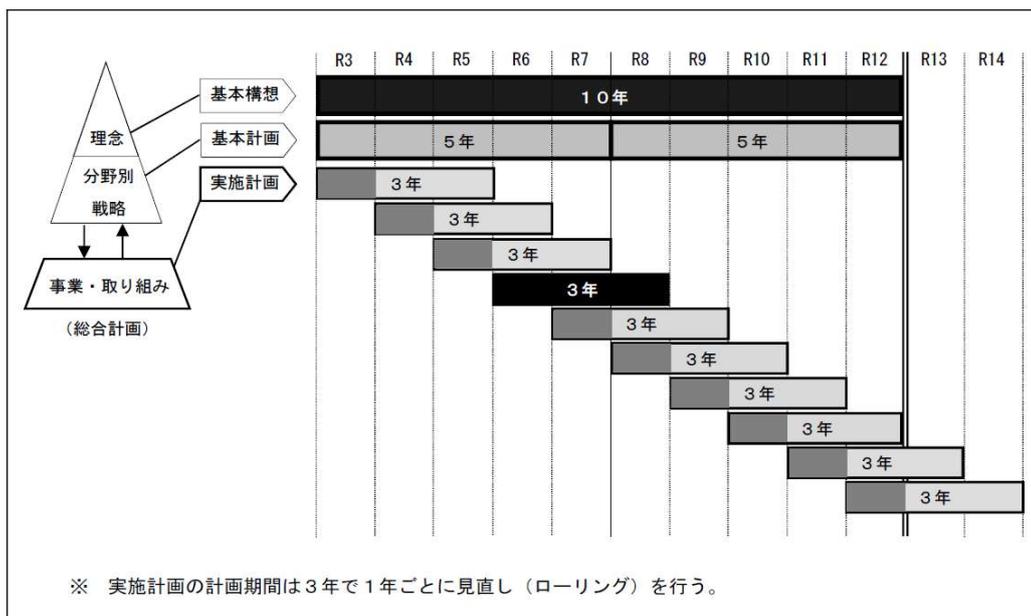
第 3 実施計画（令和 6年度～ 8年度）

1 実施計画とは

豊橋市では、実施計画として、以下を策定している。

実施計画とは、基本構想（目標年次：令和12年度）、基本計画（計画期間：令和 3～ 7年度）とともに豊橋市総合計画を構成するもので、前期基本計画に示した分野別計画の 8分野38政策及びまちづくり戦略の 4つの個別戦略を推進するための具体的な事業計画を明らかにするものである。

この実施計画は、令和 6年度から 8年度までの 3年間を計画期間とする。ただし、内容については社会情勢や財政状況の変化への柔軟な対応を図るため、毎年見直し（1年ごとにローリング）を行う。



(1) 掲載事業

第 6次豊橋市総合計画前期基本計画に示した政策及び戦略を推進する上で特に重要な事業として、今後 3年間（計画期間：令和 6～ 8年度）で実施を予定するもののうち、下記の要件を満たす事業を掲載している。

区分	掲載事業	掲載事業数		
		ソフト	ハード	合計
①	政策推進に向けて重要な事業	197	6	203
②	全体事業費が 5億円以上の事業 (国・県・民間などが主体となり、市が 事業費を負担・助成する事業を含む)	—	44	44
合計		197	50	247

(2) 分野別計画内訳

分野名	政策数		事業数		
		基本 方針数	ソフト	ハード	合計
1 豊かな人間性を備え、未来を 創る人が育つまち	5	19	41	4	45
2 活力みなぎり、はつらつと働 けるまち	4	12	26	8	34
3 命の安全、心の安心が確保さ れたまち	4	13	20	3	23
4 みんなで支え合い、笑顔で健 やかに暮らせるまち	6	22	38	1	39
5 互いを尊重し合い、心豊かに 暮らせるまち	6	16	19	5	24
6 魅力にあふれ、いきいきとに ぎわいあるまち	4	10	13	3	16
7 自然と共生し、地球環境を大 切にするまち	4	12	19	2	21
8 暮らしの基盤が整った、便利 で快適なまち	5	18	17	24	41
その他	—	—	4	0	4
合計	38	122	197	50	247

(3) まちづくり戦略内訳

個別戦略名	基本方針数	事業数		
		ソフト	ハード	合計
1 活力みなぎる『しごとづくり』	3	37	3	40
2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』	3	51	7	58
3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』	3	40	3	43
4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』	4	36	15	51
合計	13	164	28	192

※まちづくり戦略の事業は分野別計画のいずれかに該当し、複数の基本方針に該当しているものは再掲している。

2 分野別計画

記載内容

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
ソフト		事業の目的や取り組み内容を記載。	今後 3年間の具体的な取り組みを記載している。	まちづくり戦略に位置付ける事業の個別戦略並びに施策の基本方針号を記載。
ハード (No を □ 数字で記載)	分野別計画における分野並びに組みの番号、事業名、担当を記載。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的や取り組み内容のほか、「総事業費」、「整備期間」、「スケジュール」を記載。 「総事業費」は、整備期間内における民間支出分も含めた費用を記載しているが、維持管理費や人件費は含めていない（ただし、PFI事業は除く）。 *（ ）内は、総事業費のうち、本市支出分。 「整備期間」には、調査段階や基本設計の期間は含まれていない。ただ 	<ul style="list-style-type: none"> 今後 3年間の具体的な取り組みを記載。 「事業費」には、今後 3年間で市が支出する費用を記載。 	

		<p>し、PFI 検討事業は、手続きの開始から契約終了までの期間を事業期間とし、建設整備期間を併記。</p> <ul style="list-style-type: none">・「スケジュール」は整備期間の始まりを左矢印(←)、終わりを右矢印(→)で表示。		
--	--	---	--	--

4 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

4-1 健康づくりの推進

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
1	4-1-1 健幸なまちづくり 事業 健康増進課	市民が「健幸」になることができるまちづくりを推進するため、官民連携による健康増進施策を一層進め、ウォーキングアプリを活用した事業展開や健康経営の普及促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用した健康づくりの推進 ・各種ウォーキングイベントの実施 ・「とよはし健康宣言事業所」の普及啓発・取り組み支援 	1-2
2	4-1-1 健康づくり事業 (地域活動事業) 健康増進課	人生100年時代を見据え、若い世代から健康の大切さに気づき行動できるよう、フレイル予防を踏まえた地域主体の健康づくり活動の継続に向けた支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体による健康づくり活動の支援 ・ウォーキングマップを地域と協働作成 ・校区対抗ウォーキングチャレンジマッチの実施 ・健康づくり活動の担い手となる組織への支援 	
3	4-1-2 たばこ対策事業 保健医療企画課 健康増進課 こども保健課	受動喫煙による健康被害を防止するため、受動喫煙に対する意識の啓発や教育を通じた知識の普及、受動喫煙を防止するための環境整備を図る。また、禁煙希望者に寄り添った支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止対策の環境整備 ・受動喫煙防止の啓発 ・禁煙希望者への支援 	3-1
4	4-1-3 成人保健予防事業 健康増進課	糖尿病などの生活習慣病及びがんの予防により健康寿命の延伸を図るため、健（検）診や健康相談など各種保健事業の充実を図る。 がん患者に対する補助制度により、がんとの共生を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策の実施 ・糖尿病予防対策の実施 ・がん予防対策の実施 ・がん患者アピアランスケア支援事業の実施 ・若年がん患者在宅療養支援事業の実施 ・歯周病検診の充実 ・子宮頸がん予防の促進 	
5	4-1-3 精神保健対策事業 健康増進課	市民のこころの健康保持、増進が推進できるように、メンタルヘルス対策や自殺予防対策等により、正しい知識の普及や寄り添った相談支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の実施 ・自殺予防対策の実施 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの実施 ・ひきこもり対策の実施 	
6	4-1-4 予防接種事業 保健医療企画課	感染症を予防するため、定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種の費用を一部助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期の予防接種 ・おたふくかぜワクチン、成人用風しんワクチン、帯状疱疹ワクチン、男性への HPV ワクチン接種費用の助成 ・抗体消失児に対する再接種費用の助成 	3-1 4-3

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
7	4-1-4 感染症予防対策事業 保健医療企画課	感染症の発生予防及びまん延防止のため、感染症の検査などを推進し、正しい知識の普及や発生動向などの情報収集・提供を行うとともに、健康危機管理体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ対策の促進 ・感染症検査 ・発生動向等調査 ・風しんの抗体検査 ・IHEAT 要員の養成 ・避難所衛生リーダーの養成 	4-3
8	4-1-5 母子保健対策事業 こども保健課	安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進するとともに、児童福祉分野との連携強化により、子どもの健やかな発育・発達と育児不安の軽減を図る取り組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・小児期・思春期健康教育の推進 ・不妊・不育対策の実施 ・利用者支援事業(こども家庭センター型母子保健機能)の運営 ・妊産婦・乳幼児健康診査の実施 ・産前・産後サポートの実施 ・多胎児家庭への支援 ・産後ケアの充実 ・伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金の一体的な実施 	3-1

4-2 医療の充実

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
9	4-2-1 休日夜間診療対策事業 保健医療企画課	東三河南部地域住民の休日夜間における救急医療に的確に対応するため、第1次救急、第2次救急医療体制の確保・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急病診療所の管理運営 ・休日夜間・障害者歯科診療所の管理運営 ・救急医療第2次病院の体制整備 ・適正受診の普及啓発 	
10	4-2-2 医療救護活動事業 保健医療企画課	大規模災害時において迅速に医療救護活動を行うため、保健所・保健センターを拠点とした医療救護体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市災害時医療連絡協議会の開催 ・臨時救護基幹センター本部体制の充実 ・資機材の整備 ・災害時情報管理体制の強化 (Lineworksの活用) 	4-3
11	4-2-3 国民健康保険事業 国保年金課	国民健康保険の被保険者が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険制度の円滑で安定した運営を行う。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児や出産する被保険者に係る保険税を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・医療費等の給付 ・保険税の賦課、徴収 ・未就学児や出産する被保険者に係る保険税の軽減 	
12	4-2-3 後期高齢者医療事業 国保年金課	高齢者が安心して医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の円滑な運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・医療費等の給付 ・保険料の徴収 	

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略								
13	4-2-4 病院事業 (ICUの高機能化 及び病床再編) (市病)管理課	高度急性期機能のさらなる充実を図るため、ICU等を改修するとともに、入院患者の療養環境を改善するため、各病棟における6人床の解消等を行う。 【総事業費：約14億円、整備期間：R5～R7】	<ul style="list-style-type: none"> ・ICU改修工事 ・病棟改良工事 	4-3								
		<table border="1"> <tr> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			R3	R4	R5	R6	R7	R8		
R3	R4	R5	R6	R7	R8							
		←	→									
			事業費	約13億円								
14	4-2-4 病院事業 (第3期病院総合情報システム構築事業) 医療情報課	医療DXに対応するため、電子カルテの標準化を進めるとともに、マイナ保険証への対応や電子処方箋を導入したシステムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築 	4-3								

4-3 地域福祉の充実

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
15	4-3-1 地域福祉推進事業 (地域共生社会推進事業) 福祉政策課	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備することを目的に、重層的支援体制整備事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関の協働による複合的な課題への対応 ・アウトリーチによる伴走型支援の推進 ・社会参加に向けた支援の推進 ・相談を包括的に受け止め、適切な支援機関につなぐことができる体制の強化 	
16	4-3-1 地域福祉推進事業 (避難行動要支援者支援事業) 福祉政策課	災害発生時における避難支援や普段の見守りに役立てるため、地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録や個別避難計画の作成を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の台帳登録及び個別避難計画作成の推進 	
17	4-3-1 豊橋市社会福祉協議会補助金事業 福祉政策課	地域福祉の推進を図るため、地域福祉サービスセンターの運営やボランティア活動など、社会福祉を目的とする事業の推進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サービスセンターの運営 ・ボランティアの登録・支援 ・ボランティア養成講座の開催 	
18	4-3-2 成年後見制度推進事業 福祉政策課	判断能力の十分でない高齢者・障害者等の権利を擁護する成年後見制度の利用を促進するため、豊橋市成年後見支援センターを運営し、制度の普及啓発や相談業務などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の啓発・相談 ・親族後見人への支援 ・法人後見の受任 ・後見人等候補者のマッチング機能の整備 ・地域連携ネットワークの整備 	
19	4-3-2 社会福祉施設等指導監査事業 福祉政策課	質の高い社会福祉サービスを確保するため、保育所、障害者支援施設等の社会福祉施設及び障害福祉サービス事業者等の運営や福祉サービスの提供状況について、指導監査や実地指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、障害者支援施設等の社会福祉施設等への指導監査及び実地指導 	

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
20	4-3-2 社会福祉施設等指導監査事業 (東三河広域連合監査指導事業負担金) 福祉政策課	質の高い社会福祉サービスを確保するため、東三河広域連合が行う、社会福祉法人、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設及び介護保険サービス事業者等の運営や福祉サービスの提供状況についての指導監査や運営指導等に係る経費を負担する。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等の設立認可等及び指導監査 ・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への指導監査 ・介護保険サービス事業者等への運営指導 	

4-4 高齢者福祉・介護保険の充実

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
21	4-4-1 一般介護予防事業 長寿介護課	介護予防と健康づくりを通じていきいきと暮らせるよう、加齢に伴う虚弱状態であるフレイル対策や介護予防のための知識の普及、自主活動への支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発の充実 ・ICTを活用したフレイル予防の実施 ・地域の介護予防活動の支援 	
22	4-4-1 保健介護一体事業 歯科健康診査事業 国保年金課 長寿介護課 健康増進課	後期高齢者のフレイル予防と健康寿命の延伸のため、地域の健康課題に応じた介護予防講座の開催や個別支援を実施するとともに、76歳の方を対象に口腔機能評価を含む歯科健診を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講座の開催 ・健康問題を抱える後期高齢者に対する個別支援の実施 ・口腔機能評価を含む歯科健診の実施 	
23	4-4-2 包括的支援事業 (生活支援体制整備事業) 高齢者交流活動促進事業 長寿介護課	高齢者が住み慣れた地域でつながりをもって暮らすことができるよう、地域住民などが主体となった支え合い活動等の普及拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市や社会福祉協議会など関係団体で構成するお互いさまのまちづくり協議会による活動支援 ・生活・介護支援サポーターの養成 ・シニア向けスマホ教室の実施 ・支え合い活動団体支援補助 	
24	4-4-3 包括的支援事業 (認知症総合支援事業) 長寿介護課	認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症の早期発見、早期対応及び認知症の方を支えるための体制・仕組みづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員による支援 ・認知症初期集中支援チームによる支援 ・チームオレンジの整備 	
25	4-4-4 高齢者福祉サービス事業 長寿介護課	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などが、安全・安心で快適な在宅生活を送ることができるよう、必要な生活支援サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置の設置 ・シルバーカー等購入補助 ・高齢者の移動支援 ・見守りサービスの提供 	
26	4-4-4 後期高齢者福祉医療費助成事業 国保年金課	障害があったり、寝たきり等の状態にある高齢者が安心して医療を受けられるよう、医療費の本人負担分について助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者福祉医療費の助成 	

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
27	4-4-5 包括的支援事業 (在宅医療・介護 連携推進事業) 長寿介護課	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民や介護職を対象とした在宅医療に関する相談窓口である在宅医療サポートセンターの運営を行うほか、在宅医療の普及を図る講演会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療サポートセンターの運営 講演会等の開催 「電子@連絡帳」の活用促進 エンディングサポート事業の実施 	
28	4-4-6 特別養護老人ホーム 管理運営事業 総合老人ホーム	タブレット型介護記録システムを導入し、入所者の健康状態を適時把握するとともに、一人ひとりに寄り添った介護を実践することで、安全・安心な介護サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> タブレット型介護記録システムの運用 きめ細かな介護の実現 	4-3
29	4-4-6 東三河広域連合 介護保険事業負担金 長寿介護課	介護保険制度の安定運営を図るため、東三河広域連合において介護保険事業を実施し、安定的な財政基盤の構築を図るとともに、広域連合としてのスケールメリットを生かしたサービスの提供や広域連携による新たな事業の展開等に係る経費を負担する。	<ul style="list-style-type: none"> 東三河広域連合による介護保険事業の実施 地域型訪問サービスの実施 地域包括支援センターの運営 地域ケア会議の開催 	

4-5 障害者（児）福祉の充実

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
30	4-5-1 庁内障害者ワーク ステーション運営 事業 人事課	障害者の就労を推進するため、市役所本庁舎等に庁内障害者ワークステーションを設置し、さまざまな業務の経験を通じ、障害者スタッフのスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道局への新設 清掃・外作業班の設置 	
31	4-5-1 障害福祉サービス 等給付事業 障害福祉課	障害者（児）が充実した日常生活・社会生活を送ることができるよう、生活介護などの介護給付事業や就労移行支援などの訓練等給付事業を実施するとともに、利用者負担の軽減やサービス提供体制の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付の実施 訓練等給付の実施 自立支援医療給付費の支給 補装具費の支給 	1-3 2-1
32	4-5-1 障害福祉サービス 等給付事業 (東三河広域連合 障害福祉事業負担金) 障害福祉課	障害者（児）の心身などの状況に応じた支援の度合いを審査判定するため、東三河広域連合による「障害支援区分認定審査会」に係る運営経費を負担する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害支援区分認定審査会の運営 	
33	4-5-1 障害児支援等給付 事業 障害福祉課	障害児がそれぞれの特性に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の実施 	3-2
34	4-5-1 障害者地域生活支 援事業 障害福祉課	障害者（児）の日常生活の充実や社会参加の促進を図るため、障害の特性や個々の状況に応じた支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の充実 意思疎通支援の充実 日常生活用具費の支給 移動支援事業の実施 	2-1

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
35	4-5-2 こども発達センター 管理運営事業 こども発達センター	障害や障害の疑いのある児童並びにその家族を支援するため、各種相談、診療、訓練、通園事業などの療育サービスを提供するとともに、療育関係機関との連携や地域における療育の質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の実施 ・診療事業の実施 ・児童発達支援の実施 	
36	4-5-3 障害者医療費助成 事業 障害福祉課	身体・知的障害者（児）が安心して継続的に医療を受けることができるよう、本人が負担する医療費への助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療費の助成 	
37	4-5-3 精神障害者医療費 助成事業 障害福祉課	精神障害者（児）が安心して継続的に医療を受けることができるよう、本人が負担する医療費への助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者医療費の助成 	

4-6 生活自立の支援

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略
38	4-6-1 生活保護者等援護 事業 生活福祉課	生活保護を必要とする人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、経済面はもとより生活面や健康面でも自立を図るため、就労や健康管理等の支援を継続的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護扶助事業 ・就労の支援 ・年金受給の支援 ・社会的・日常的自立の支援 ・健康管理に関する支援 ・中国残留邦人への生活支援 	
39	4-6-2 生活困窮者等援護 事業 生活福祉課	生活に困窮した人が安定した生活を送ることができるよう、庁内外の関係機関と連携し、個々の状況に応じた相談・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の相談支援 ・住居確保給付金の支給 ・就労の支援 ・社会的・日常的自立の支援 ・住居喪失者への一時的な住居等の提供 ・学習・生活支援 ・家計改善支援 	

3 まちづくり戦略

記載内容

分野	No	事業名	課室名
分野別計画における該当分野を記載	分野別計画における分野ごとの事業Noを記載 (ハード事業はNoを□数字で記載)	・分野別計画掲載事業のうち、まちづくり戦略に該当する事業名を記載 ・デジタル田園都市国家構想に係る交付金事業には「下線」を記載	担当課室名を記載

※まちづくり戦略の事業は分野別計画いずれかに該当し、複数の基本方針に該当する場合は再掲している。

■個別戦略と施策の基本方針

個別戦略	施策の基本方針
1 活みなぎる『しごとづくり』 【特に注力】 ✓ 豊橋で“若者”や“女性”が働きたくなる仕事の創出 ✓ 豊橋が誇る技術の伝承と新しい技術の導入	1-1 人材力の強化と事業承継への支援 1-2 新ビジネスの創出と経営革新 1-3 産業の魅力発信と誘致
2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』 【特に注力】 ✓ 若い世代を惹きつけるまちの魅力創造 ✓ まちなかエリアへの人の呼び込み	2-1 定住都市の推進 2-2 交流・関係人口の拡大 2-3 移住の促進
3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』 【特に注力】 ✓ 子育てと仕事を両立できる環境づくり ✓ 子どもたちの「学びたい」をかなえるための環境づくり	3-1 結婚から出産、子育てまでの包括的支援 3-2 働きながら子育てできる環境づくり 3-3 質の高い教育
4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』 【特に注力】 ✓ 利便性の高い移動環境の創出 ✓ 再生可能エネルギー利用100%のまちづくり	4-1 便利で快適に暮らせるまちの形成 4-2 既存ストックの有効活用 4-3 暮らしの安全・安心の確保 4-4 自立循環型社会の形成

4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』

(※今年度のテーマである『健康・医療・福祉』事業に関連するもの)

4-3 暮らしの安全・安心の確保

分野	No	事業名	課室名
4	6	予防接種事業 <再掲>	保健医療企画
4	7	感染症予防対策事業	保健医療企画
4	10	医療救護活動事業	保健医療企画
4	28	特別養護老人ホーム管理運営事業	総合老人ホーム

第 4 令和 6年度の予算

1 予算のあらまし

豊橋市の令和 6年度予算における歳入は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進むものの、円安の進行による景気の下振れリスクを伴うなど不透明な状況となっている。しかしながら、そのような状況の中でも景気は回復基調にあり、歳入の基幹となる市税収入は、国の施策である定額減税の影響を除き、増加を見込んでいる。

歳出においては、豊橋市の未来を担う人への投資を子育て・教育・産業などの分野で幅広く行うほか、義務的経費である人件費や扶助費、施設の老朽化対策による経費に加え、国の低所得世帯支援給付金等に係る経費が増加し、一般会計の予算規模は過去最大となった。

令和 6年度は、第 6次総合計画前期基本計画の 4年目であり、前期計画の成果を最大限にするため、これまでの取組みをしっかりと評価・分析した上で、盛り込まれた諸施策を確実に推進する大事な年となる。目指すまちの姿「未来を担う人を育むまち・豊橋」の実現に向けた取組みを着実に進め、豊橋市が「選ばれるまち」となるため、まちづくり戦略の推進を引き続き重点化事項と定めるとともに、未来への投資を積極的に行うことを念頭に予算を編成している。

豊橋市の令和 6年度予算の内、今年度の包括外部監査のテーマである『健康・医療・福祉』事業に関連するものは、一般会計の主に「2 総務費」「3 民生費」「4 衛生費」に該当。 (単位：百万円)

区分	令和 6年度	令和 5年度	差引額	伸率
一般会計	145,110	137,512	7,598	5.5%
特別会計	79,087	71,829	7,258	10.1%
企業会計	70,903	68,518	2,385	3.5%
合計	295,100	277,859	17,241	6.2%

一 般 会 計

(歳 入)

款	令和6年度		令和5年度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
1 市 税	65,100,000	44.9	66,000,000	48.0	△ 900,000	△ 1.4
2 地 方 譲 与 税	1,516,000	1.0	1,399,000	1.0	117,000	8.4
3 利 子 割 交 付 金	30,000	-	20,000	-	10,000	50.0
4 配 当 割 交 付 金	530,000	0.4	460,000	0.3	70,000	15.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	560,000	0.4	320,000	0.2	240,000	75.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,360,000	0.9	1,380,000	1.0	△ 20,000	△ 1.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,300,000	6.4	10,320,000	7.5	△ 1,020,000	△ 9.9
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	-	1	-	19,999	皆増
9 環 境 性 能 割 交 付 金	580,000	0.4	350,000	0.3	230,000	65.7
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,000	-	4,000	-	0	-
11 地 方 特 例 交 付 金	2,180,000	1.5	510,000	0.4	1,670,000	4.3倍
12 地 方 交 付 税	1,260,000	0.9	320,000	0.2	940,000	3.9倍
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	-	60,000	-	0	-
14 分 担 金 及 び 負 担 金	238,996	0.2	265,933	0.2	△ 26,937	△ 10.1
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,121,735	2.2	3,084,299	2.2	37,436	1.2
16 国 庫 支 出 金	(27,154,656) 25,981,316	17.9	(26,552,061) 25,075,388	18.2	(602,595) 905,928	(2.3) 3.6
17 県 支 出 金	11,428,419	7.9	12,475,034	9.1	△ 1,046,615	△ 8.4
18 財 産 収 入	251,426	0.2	718,924	0.5	△ 467,498	△ 65.0
19 寄 附 金	220,410	0.2	195,911	0.1	24,499	12.5
20 繰 入 金	5,181,297	3.6	2,973,573	2.2	2,207,724	74.2
21 繰 越 金	(365,225) 200,000	0.1	(1,202,825) 200,000	0.1	(△ 837,600) 0	(△ 69.6) -
22 諸 収 入	7,210,501	5.0	6,061,236	4.4	1,149,265	19.0
23 市 債	(12,359,100) 8,775,900	6.0	(9,319,900) 5,319,100	3.9	(3,039,200) 3,456,800	(32.6) 65.0
歳 入 合 計	(150,031,765) 145,110,000	100	(143,992,697) 137,512,399	100	(6,039,068) 7,597,601	(4.2) 5.5

* 令和6年度予算額の上段() = 令和6年度予算額 + 4,921,765千円 (令和5年度12月・3月補正予算のうち、令和6年度予算の前倒しとして実施し繰り越すもの)

一 般 会 計

(歳 出)

款	令和6年度		令和5年度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
1 議 会 費	647,709	0.4	646,873	0.5	836	0.1
2 総 務 費	16,590,950	11.4	12,715,995	9.2	3,874,955	30.5
3 民 生 費	60,097,497	41.4	57,946,521	42.1	2,150,976	3.7
4 衛 生 費	17,496,026	12.1	18,896,775	13.7	△ 1,400,749	△ 7.4
5 労 働 費	284,767	0.2	278,810	0.2	5,957	2.1
6 農 林 水 産 業 費	2,246,925	1.5	1,895,479	1.4	351,446	18.5
7 商 工 費	3,631,196	2.5	3,284,927	2.4	346,269	10.5
8 土 木 費	(16,655,622) 15,949,657	11.0	(16,008,727) 14,928,267	10.9	(646,895) 1,021,390	(4.0) 6.8
9 消 防 費	3,666,939	2.5	3,378,864	2.5	288,075	8.5
10 教 育 費	(18,710,766) 14,494,966	10.0	(18,850,331) 13,450,493	9.8	(△ 139,565) 1,044,473	(△ 0.7) 7.8
11 災 害 復 旧 費	50,000	-	50,000	-	0	-
12 公 債 費	9,923,367	6.8	10,009,394	7.3	△ 86,027	△ 0.9
13 諸 支 出 金	1	-	1	-	0	-
14 予 備 費	30,000	-	30,000	-	0	-
歳 出 合 計	(150,031,765) 145,110,000	100	(143,992,697) 137,512,399	100	(6,039,068) 7,597,601	(4.2) 5.5

* 令和6年度予算額の上段() = 令和6年度予算額 + 4,921,765千円 (令和5年度12月・3月補正予算のうち、令和6年度予算の前倒しとして実施し繰り越すもの)

さらに、「2 総務費」「3 民生費」「4 衛生費」を節別（支出形態別）にしたものは、次の枠囲みの部分である。

節	区分	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費
1	報酬	255,446	459,205	663,771	251,567	7,985	40,416	12,091
2	給料	69,191	2,216,768	1,445,422	1,656,384	12,450	206,033	221,348
3	職員手当等	147,248	2,632,451	1,123,535	1,171,948	10,620	149,581	159,033
4	共済費	97,599	834,259	611,140	618,351	5,945	73,584	79,046
5	災害補償費		1					
6	恩給及び退職年金		1,592					
7	報償費	164	24,827	84,173	35,429		5,443	19,763
8	旅費	6,619	34,064	23,314	18,747	402	4,993	4,969
9	交際費	900	3,000					
10	需用費	11,063	599,112	217,789	1,143,622	15,960	19,705	14,492
11	役務費	3,234	752,580	106,137	95,722	398	4,243	18,938
12	委託料	9,927	2,566,153	6,027,511	5,036,389	20,182	154,041	320,785
13	使用料及び賃借料	3,346	516,089	60,671	89,046	365	5,328	2,290
14	工事請負費		1,563,200	415,900	2,795,200		574,000	900
15	原材料費		2,498	100	2,977		358	
16	公有財産購入費		212,214	62,411	177,208			
17	備品購入費	1,950	28,860	25,640	65,970		2,270	
18	負担金、補助及び交付金	41,022	2,929,235	8,336,652	704,274	60,460	999,409	1,350,419
19	扶助費			32,739,235	144,568			
20	貸付金			9,500		150,000		1,421,000
21	補償、補填及び賠償金		2,200		287,571			
22	償還金、利子及び割引料		255,000	14,608	5,000			
23	投資及び出資金							
24	積立金		957,047	599	4,806		7,521	6,122
25	寄附金							
26	公課費		595	114	3,042			
27	繰出金			8,129,275	3,188,205			
	予備費							
	合 計	647,709	16,590,950	60,097,497	17,496,026	284,767	2,246,925	3,631,196

単位：千円

8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 災害復旧費	12 公債費	13 諸支出金	14 予備費	合 計	構成比	節
41,211	82,843	1,435,824					3,250,359	2.2%	1
982,071	1,340,747	1,125,479					9,275,893	6.4%	2
624,204	1,006,337	1,093,929					8,118,886	5.6%	3
333,951	502,376	608,818					3,765,069	2.6%	4
	2,300	1					2,302	—	5
							1,592	—	6
5,929	36,024	149,513					361,265	0.2%	7
6,819	3,875	46,103					149,905	0.1%	8
	40	80					4,020	—	9
328,078	176,834	1,307,359					3,834,014	2.6%	10
41,709	32,387	174,963					1,230,311	0.8%	11
2,314,330	98,466	4,343,397					20,891,181	14.4%	12
20,373	8,563	1,523,055					2,229,126	1.5%	13
5,525,500	147,400	1,120,200	48,000				12,190,300	8.4%	14
22,959	164	7,237	2,000				38,293	—	15
487,700		192,510			1		1,132,044	0.8%	16
11,060	167,650	92,910					396,310	0.3%	17
1,757,495	35,264	880,053					17,094,283	11.8%	18
		393,011					33,276,814	22.9%	19
							1,580,500	1.1%	20
159,885							449,656	0.3%	21
65				9,923,367			10,198,040	7.0%	22
									23
662		201					976,958	0.7%	24
									25
466	3,369	323					7,909	—	26
3,285,190	22,300						14,624,970	10.1%	27
						30,000	30,000	—	
15,949,657	3,666,939	14,494,966	50,000	9,923,367	1	30,000	145,110,000	100%	合計

2 監査対象のデータ

「2 総務費」「3 民生費」「4 衛生費」について、款項目別の予算は以下のとおりであり、このうち、枠囲みの部分について監査の対象とした。

(出典：令和6年度 一般会計予算説明資料)

款項目	金額(千円)
2 総務費	16,590,950
1 総務管理費	6,550,856
1 一般管理費	3,837,927
2 行政管理費	174,866
3 人事管理費 ※ 1	211,783
4 広報広聴費	90,686
5 財政管理費	395,488
6 資産経営費	615,888
7 会計管理費	66,170
8 契約検査費	11,006
9 公平委員会費	1,198
10 企画費	42,804
11 まちのブランド化推進費	18,568
12 豊橋のファンづくり費	27,689
13 広域連携費	90,454
14 水資源対策費	40,709
15 情報システム整備拡充費	925,620
2 徴税费	3,989,726
3 戸籍住民基本台帳費	874,913

※ 1 監査の対象とした人事管理費はこのうち 95,365 千円

款項目		金額(千円)
4	選挙費	135,802
5	統計調査費	63,583
6	文化振興費	1,610,184
7	スポーツ振興費	1,756,617
8	監査委員費	133,642
9	庶務諸費	1,475,627
3	民生費	60,097,497
1	社会福祉費	23,519,631
1	社会福祉総務費	8,528,502
2	地域福祉活動推進費	314,929
3	暮らしを支える福祉推進費	139,412
4	障害者総合支援費	12,820,407
5	障害者医療費	1,128,152
6	国民年金費	91,429
7	住民性非課税世帯等支援給付金給付費	496,800
2	老人福祉費	6,667,147
1	老人福祉総務費	366,934
2	高齢者活動促進費	162,980
3	高齢者生活支援費	1,139,450
4	介護保険サービス費	327,700
5	介護保険事業費	4,670,083
3	児童福祉費	25,110,418
4	生活保護費	4,800,301
1	生活保護総務費	277,386
2	生活保護者等自立支援費	4,477,778
3	生活困窮者等自立支援費	45,137

款項目	金額(千円)
4 衛生費	17,496,026
1 保健衛生費	5,981,742
1 保健衛生総務費	1,055,441
2 健康づくり費	356,786
3 たばこ対策費	1,093
4 疾病対策費	479,418
5 感染症対策費	1,543,810
6 母子保健推進費	855,495
7 保健医療体制費	736,137
8 災害時医療費	4,292
9 環境衛生対策費	11,699
10 斎場費	257,780
11 墓苑費	43,723
12 動物愛護管理推進費	364,205
13 食品安全対策費	61,734
14 食肉検査費	210,129
2 環境費	8,709,560
1 環境総務費	1,324,791
2 低炭素型社会促進費	21,062
3 再生可能エネルギー利用促進費	70,392
4 気候変動適応策推進費	2,128
5 生物多様性保全費	12,021
6 環境対策費	175,739
7 ごみ減量推進費	56,682
8 ごみ収集費	661,391
9 廃棄物処分費	4,596,361

款項目		金額(千円)
10	ごみ処理施設整備費	1,750,511
11	廃棄物適正処理対策費	38,482
3	衛生諸費	2,804,724
1	水道費	7,724
2	病院費	2,797,000

項目／説明	金額(千円)
老人福祉費	6,667,147 (6,311,783)
○高齢者の活躍機会拡大と介護予防の推進 (福祉政策課・長寿介護課)	162,980 (132,562)
◎シニア向けスマホ教室「まごのて、お貸しします！」(わかば議会提案事業)	400
◎仁連木福祉センター大規模改修工事	30,300
○高齢者の生活支援サービスの充実 (国保年金課・長寿介護課・総合老人ホーム)	1,139,450 (1,172,753)
○保健介護一体事業の拡充	8,933
○介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営 (総合老人ホーム)	327,700 (420,360)
○総合老人ホームの設備の充実	5,646
○認知症高齢者支援の推進 (長寿介護課)	4,670,083 (4,229,212)
○認知症総合支援施策の推進	32,447
児童福祉費	25,110,418 (24,868,301)
○安心して結婚や子育てができる環境づくり (国保年金課・子育て支援課)	8,125,311 (7,345,776)
◎こども計画の策定	3,373
○子育て世帯向けキッズスペースの運営	5,827
○乳児子育て世帯への家事支援	9,120
○児童手当の拡充	6,313,200
○高校生世代までの医療費の無償化	1,705,600

項目／説明		金額(千円)
	○子どもの権利を守る方策の推進 (こども若者総合相談支援センター)	53,795 (49,154)
	○ヤングケアラーへの支援	10,197
	◎こども若者総合相談支援センターの体制強化	(記載なし)
	○児童福祉と母子保健の連携強化	(記載なし)
	◎健全な親子関係の形成に向けた支援	203
	○幼児期の教育・保育の充実 (保育課)	13,823,700 (14,431,077)
	○公立保育所整備事業	413,598
	○保育料等の負担軽減施策の実施	(記載なし)
	○特別支援保育の拡充	388,170
	◎性被害防止対策補助金	1,575
	◎保育補助者雇上強化学業費補助金	18,888
	○法人保育所・認定こども園整備補助金	960,712
	◎保育の魅力発信事業	105
	◎歯科検診器材の配布	4,200
	○ひとり親家庭等への支援の充実 (子育て支援課)	1,338,473 (1,390,257)
	○児童扶養手当の拡充	999,000
	○療育支援の推進 (保育課・こども発達センター)	778,938 (714,402)
	○医療用電子カルテシステムの再構築	(記載なし)
	生活保護費	4,800,301 (4,510,647)

(医療・健康・福祉事業の目的別予定支出：衛生費)

項目／説明	金額(千円)
4 衛生費	17,496,026 (18,896,775)
保健衛生費	5,981,742 (8,685,916)
○健康的な暮らしの支援 (健康政策課・健康増進課・こども保健課)	356,786 (372,095)
◎食育からはじまる食環境整備事業の推進	1,399
○とよはしくアオルト健康ウォーキングの実施	1,621
○疾病の予防対策の推進 (健康増進課)	479,418 (410,158)
○20歳代・30歳代の歯周病検診の充実	4,646
◎HPVワクチン接種者に対する子宮頸がん検診の実施	1,000
◎子宮頸がん検診の受診勧奨の実施	1,202
◎若年がん患者在宅療養支援事業補助金	810
◎ひきこもり実態調査	3,017
○感染症対策の推進 (健康政策課・感染症対策室)	1,543,810 (4,448,928)
○予防接種の充実 (記載なし)	(記載なし)
○HPVワクチン接種	259,530
○带状疱疹ワクチン接種	78,400
○風しん抗体検査の推進	34,051
○健康危機管理体制の充実	10,479
○母子保健の推進 (こども保健課)	855,495 (876,684)
○産後ケア事業の推進	23,526

項目／説明		金額(千円)
	○生殖補助医療治療費補助金	24,000
	○出産・子育て応援給付金給付事業	234,921
	○動物愛護管理の推進	364,205
	(生活衛生課)	(133,723)
環境費		8,709,560
		(7,344,733)

上記の豊橋市の医療・健康・福祉事業の概要を踏まえ、実施した監査の内容を次ページ以降に記載する。

第 3章 包括外部監査の結果の総論

第 1 監査の視点

包括外部監査の視点として、合規性の他、地方自治法第 2条第14項に掲げる最少の経費で最大の効果を目指す 3E（経済性・効率性・有効性）の視点に基づき、監査を実施した。

具体的な視点は、以下のとおりである。

1 合規性

健康・医療・福祉事業にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか

2 経済性

健康・医療・福祉事業にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できたか

3 効率性

健康・医療・福祉事業について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか

4 有効性

健康・医療・福祉事業にかかる事務・事業の遂行が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか

第 2 包括外部監査結果の指摘と意見の区別

包括外部監査の結果の記載のうち、指摘と意見の区別は、以下としている。

1 指摘

合規性、正確性に関して指摘した事項、その他不当であるものとして指摘した事項

2 意見

経済性、効率性、有効性等について意見を述べた事項

なお、抽出した各収入単位ではなく、豊橋市全体のルールが必要と判断した事項については、それぞれの制度を所管する部署への指摘又は意見として記載しているが、具体性を確保するため、抽出した各収入単位での監査の結果においても記載している。

第 3 包括外部監査結果の指摘と意見の数

1 監査結果の指摘と意見の総数

監査結果の指摘と意見の総数は、以下のとおりである。

指摘	意見	合計
17	33	50

2 計画と実績の比較に基づく監査結果の指摘と意見の数

計画と実績の比較に基づく監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

(福祉事業)

部署名	指摘	意見	合計
なし	—	—	—
合計	—	—	—

(健康・医療事業)

部署名	指摘	意見	合計
健康部 健康増進課	—	3	3
合計	—	3	3

3 支出データに基づく監査結果の指摘と意見の数

支出データに基づく監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

(福祉事業)

部署名	指摘	意見	合計
福祉部 福祉政策課	—	3	3
福祉部 国保年金課	—	1	1
福祉部 長寿介護課	—	5	5
福祉部 障害福祉課	6	6	12
福祉部 生活福祉課	1	4	5
福祉部 総合老人ホーム	—	—	—
合計	7	19	26

(健康・医療事業)

部署名	指摘	意見	合計
健康部 保健医療企画課	—	1	1
健康部 健康増進課	3	2	5
健康部 こども保健課	1	—	1
健康部 生活衛生課	3	—	3
健康部 こども発達センター	—	—	—
合計	7	3	10

4 業務フローに基づく監査結果の指摘と意見の数

業務フローに基づく監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

(福祉事業)

部署名	指摘	意見	合計
福祉部 生活福祉課	—	7	7
福祉部 総合老人ホーム	2	1	3
合計	2	8	10

5 健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制の監査結果の指摘と意見の数

指摘及び意見はない。

6 契約事務における不適正な事務処理についての監査結果の指摘と意見の数

契約事務における不適正な事務処理についての監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

部署名	指摘	意見	合計
複数課	1	—	1

7 カテゴリー別の監査結果の指摘と意見の数

カテゴリー別に監査結果の指摘と意見を整理した場合、指摘と意見の数は、以下のとおりである（部署ごとの内訳は、後述している。）。

カテゴリー	指摘	意見	合計
① 予算執行	—	1	1
② 予算の積算	—	2	2
③ 委託業務のモニタリング	9	7	16
④ 効果検証	—	5	5
⑤ 契約手続	6	6	12
⑥ 受払管理	—	2	2
⑦ 現金管理	—	1	1
⑧ 業務の見直し	2	9	11
合計	17	33	50

第 4 総論

1 総論

健康・医療・福祉事業について、個別的な指摘・意見については後述しているが、カテゴリー別には、特に「委託業務のモニタリング」・「契約手続」・「業務の見直し」に関する指摘・意見が多くなっている。

また、このうち「業務の見直し」は、特に現業を実施している部署への指摘・意見であり、一方で「委託業務のモニタリング」や「契約手続」は複数課にまたがっている。

「委託業務のモニタリング」については、総じて、① 委託したい業務内容が事業者への仕様書に過不足なく具体的に記載されているか、② 事後的には、仕様書通りに実施されたかについて確認する必要があるとするものである。

この点で、事後確認することを前提に、改めて、仕様書の記載項目を整理することも有用と考える。

「契約手続」については、まずは「第 8 章 契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果」に記載のとおり、不適切な事務処理の再発防止策を継続的に運用することが重要である。

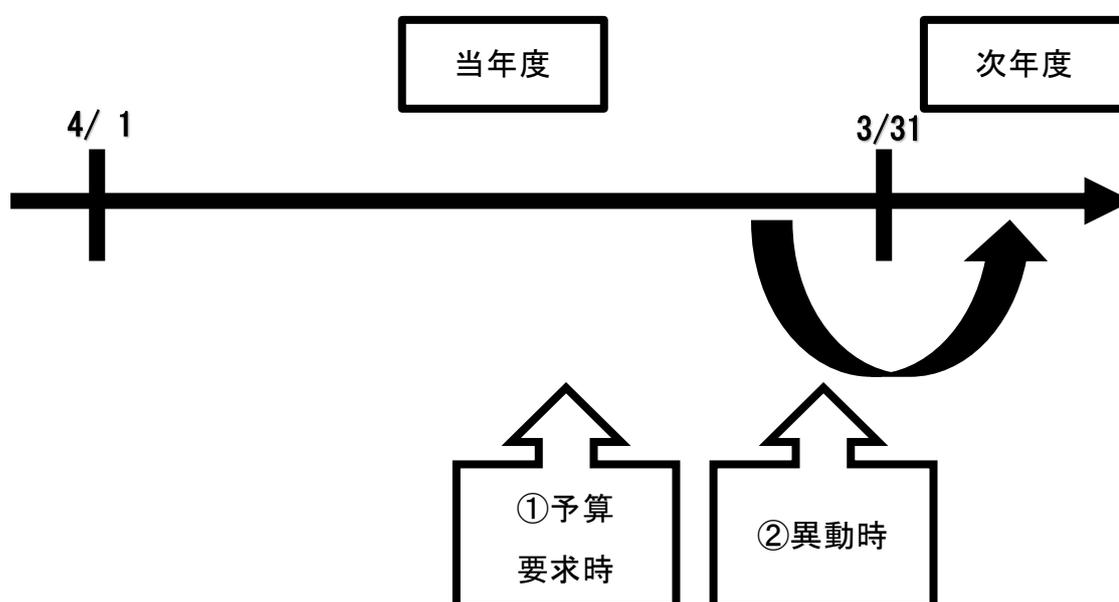
加えて、契約にあたり、契約内容や契約金額について、他の自治体との比較や、業務量に応じた積算の見直し等、より適切な契約を締結する余地がないかを検討する必要がある。

上記を踏まえ、そもそも各部署においては、① 予算を組んだだけになっていないか、② 前例踏襲型の事業の実施となっていないか、③ やりっぱなしになっていないか、④ 当初予定した事業目的は達成できたか、⑤ 実施した事業は市民にとって役に立ったか等を、⑥ 組織として連続性を持って十分に

検証し、この結果を次年度以降の事業に活かす必要がある。

さらに、これらの実効性を高めるためには、次の点を考慮し、より市民に役立つ事業を実施するための仕組みを整備することも重要であると考ええる。

- ① 次年度の予算要求時に（暫定・見込含めて）事業の効果を検証すること
- ② 事業の連続性を保つため、担当者の異動時に十分な引継ぎを行うこと



なお、部署ごとに指摘・意見の数に開きがあるが、これは、支出データから対象サンプルを抽出した際、様々な取引形態や処理方法によるデータを抽出したことや、現業を実施している場合に業務フローについても監査したことによるものである。

様々な種類の業務を行っている部署は、結果的に指摘や意見も多くなっているが、特定の部署に特段の問題があった旨の認識はない。

2 計画と実績の比較に基づく監査結果の指摘と意見

(福祉事業)

部署	区分	番号	事業	項目
なし	—	—	—	—

(健康・医療事業)

部署	区分	番号	事業	項目
健康増進課	意見	A 1- 1	歯周病検診の充実事業	ア 事業の途中経過の把握と対応について
健康増進課	意見	同上	同上	イ 予算の積算と補正について
健康増進課	意見	A 1- 2	市民が健康の大切さに気づき、日常生活に健康づくりを取り入れることができるよう、運動プログラムの提供や、校區別ウォーキングマップを地域住民と作成し、地域主体の健康づくり活動のサポートを行う事業	予算の積算と補正について

3 支出データに基づく監査結果の指摘と意見

(福祉事業)

部署	区分	番号	事業	項目
福祉政 策課	意見	B 1- 1	判断能力の不十分な高齢者・障害者等の権利を擁護、支援するための法制度である成年後見制度の円滑な運用を図るための成年後見支援センターを運用するもの	ア 豊橋市成年後見支援センターの運営業務のモニタリングについて
福祉政 策課	意見	同上	同上	イ 普及啓発業務におけるアンケートの実施について
福祉政 策課	意見	B 1- 2	豊橋市社会福祉協議会が運営する、つつじが丘地域福祉センターの管理に係る費用を助成するもの	つつじが丘地域福祉センターの利用実態の確認方法について
国保年 金課	意見	B 2- 1	後期高齢者医療システムの運用における、質疑応答、イベント立会い、トラブル対応、パッケージの定期保守、軽微な仕様追加・修正などシステム運用等の支援を行うもの	委託金額の妥当性について
長寿介	意見	B 3- 1	シニア向けスマホ教室	クオカードの受払管

課			の講師謝礼	理について
長寿介 護課	意見	B 3- 2	家庭の電気の使用量を計測するスマートメーターを使用し、電気の使用状況をAIで分析することで、生活の活動量が低下しているフレイルのリスクのある高齢者を検知する	フレイル検知サービスの周知方法について
長寿介 護課	意見	B 3- 3	在宅医療サポートセンターの運営等	委託金額の適切性の検討について
長寿介 護課	意見	B 3- 4	簡易陰圧装置設置経費支援	一般競争入札実施の確認について
長寿介 護課	意見	B 3- 5	認知症初期集中支援チームの運営・普及啓発	業務委託料の妥当性について
障害福 祉課	意見	B 4- 1	障害者に対し、5,000円分のタクシー券等 （①障害者タクシー料金助成券、②障害者交通助成券、③元気パス購入助成券（65歳以上のみ選択可能）のいずれかを本人の希望により選択）を交付する。重度障害者には、別途15,000円分の障害者タクシー料金助成券及び介護券2,400円分の交	タクシー券の管理体制について

			付がある。実際の利用数量に応じてタクシー会社等に支払いを行っている	
障害福祉課	指摘	B 4- 2	指定管理制度による豊橋市障害者福祉会館の管理・運営を実施	ア 仕様書への記載もれについて
障害福祉課	指摘	同上	同上	イ 仕様書への記載の明確化について
障害福祉課	指摘	同上	同上	ウ 業務報告書の入手もれについて
障害福祉課	意見	同上	同上	ア 第三者への業務委託の確認について
障害福祉課	意見	同上	同上	イ アンケートについて
障害福祉課	意見	B 4- 3	障害者の就労促進及び定着を目指した相談支援	実績の報告内容について
障害福祉課	指摘	B 4- 4	障害者総合支援法指定事業所管理システム (指定事業所の基本情報、報酬の加算情報等を登録・管理するもの)の年間利用料	支出金額の妥当性について
障害福祉課	意見	B 4- 5	障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、見守りや社会に適	アンケートの実施について

			応するための訓練等の 日中一時支援のサービ スの提供を行う	
障害福 祉課	意見	B 4- 6	地域活動支援センター 基礎的事業及び地域活 動支援センターⅢ型の 機能強化事業を実施	アンケートの実施に ついて
障害福 祉課	指摘	B 4- 7	地域活動支援センター 基礎的事業及び地域活 動支援センターⅢ型の 機能強化事業を実施	利用人数の制限につ いて
障害福 祉課	指摘	B 4- 8	地域活動支援センター 基礎的事業及び地域活 動支援センターⅢ型の 機能強化事業を実施	利用者の確認につい て
生活福 祉課	意見	B 5- 1	民生委員児童委員協議 会への補助金交付	民生委員児童委員協 議会の歳入歳出決算 (会計報告)につい て
生活福 祉課	意見	B 5- 2	例月の生活保護費の支 給(現金支給分)	窓口支給する現金の 残高管理について
生活福 祉課	指摘	B 5- 3	生活保護医療扶助のレ セプト管理システムの 利用料	支出金額の妥当性に ついて
生活福 祉課	意見	B 5- 4	民生委員児童委員報償 費の支給	各地区における民生 委員の定数について
生活福 祉課	意見	B 5- 5	生活困窮者居住支援事 業における一時生活支	一時生活支援費等の 日額について

			援費等の給付	
--	--	--	--------	--

(健康・医療事業)

部署	区分	番号	事業	項目
保健医療企画課	意見	C 1- 1	各仕様書、実施要領を基に予防接種の実施を豊橋市医師会と契約し、ワクチン毎の単価に基づき支払いを行うもの	委託料の合理性について
健康増進課	指摘	C 2- 1	保健衛生システムサービス利用料	契約相手先の確認について
健康増進課	指摘	C 2- 2	がん及び各種検診（肝炎、眼科）委託（6月分）	個人情報の取扱いについて
健康増進課	指摘	C 2- 3	令和6年度 資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）指定管理料 第4四半期（1月、2月、3月分）	履行確認について
健康増進課	意見	同上	同上	ア 計画と実績の比較分析について
健康増進課	意見	同上	同上	イ 暴力団等排除に係る解除条項
こども保健課	指摘	C 3- 1	保育園、認定こども園、幼稚園における年長児の歯みがきの習慣化を啓発するために使	相手先の確認について

			用するシールの印刷業務	
生活衛生課	指摘	C 4- 1	食品衛生指導事業の一部（食品事業者への講習や巡回衛生指導等）の委託	委託した事業内容の確認について
生活衛生課	指摘	C 4- 2	令和6年9月の食品衛生法施行規則改正により監視指導項目が変更されたことに伴うシステム改修	委託した事業内容の確認について
生活衛生課	指摘	C 4- 3	感染症の遺伝子検査に使用する機器の検査精度を維持するための点検・調整	再委託を含めた実施体制の確認について

4 業務フローに基づく監査結果の指摘と意見の一覧

(生活保護事業の業務フロー)

部署	区分	番号	項目
生活福祉課	意見	D 1- 1 ア	一覧による家庭訪問調査の進捗状況確認について
生活福祉課	意見	D 1- 1 イ	訪問時の業務の標準化について
生活福祉課	意見	D 1- 1 ウ	生活保護の不正受給の通報窓口について
生活福祉課	意見	D 1- 1 エ	課税調査について
生活福祉課	意見	D 1- 1 オ	他法他施策について
生活福祉課	意見	D 1- 1 カ	廃止後手続について
生活福祉課	意見	D 1- 1 キ	生活保護事務の効率化について

(総合老人ホームの業務フロー)

部署	区分	番号	項目
総合老人ホーム	指摘	E 1- 1 ア	介護報酬の請求漏れについて
総合老人ホーム	指摘	E 1- 1 イ	預り預金通帳の残高にかかる報告について
総合老人ホーム	意見	E 1- 1	介護報酬返戻の管理について

5 健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制の監査結果の指摘と意見

指摘及び意見はない。

6 契約事務における不適正な事務処理についての監査結果の指摘と意見

部署	区分	番号	項目
複数課	指摘	F 1- 1	契約事務の公正性確保について

7 カテゴリー別の監査結果の指摘と意見

前項を踏まえ、カテゴリー別に監査結果の指摘と意見を整理した場合、以下となる。

カテゴリー	部署名	区分	番号
① 予算執行	健康増進課	意見	A 1- 1 ア
② 予算の積算	健康増進課	意見	A 1- 1 イ
	健康増進課	意見	A 1- 2
③ 委託業務のモニタリング	福祉政策課	意見	B 1- 1 ア
	福祉政策課	意見	B 1- 2
	障害福祉課	指摘	B 4- 2 ア
	障害福祉課	指摘	B 4- 2 イ
	障害福祉課	指摘	B 4- 2 ウ
	障害福祉課	意見	B 4- 2 ア
	障害福祉課	意見	B 4- 3
	障害福祉課	指摘	B 4- 7
	障害福祉課	指摘	B 4- 8
	生活福祉課	意見	B 5- 1
	生活福祉課	意見	B 5- 4
	健康増進課	指摘	C 2- 3
	健康増進課	意見	C 2- 3 ア
	生活衛生課	指摘	C 4- 1
	生活衛生課	指摘	C 4- 2
	生活衛生課	指摘	C 4- 3
④ 効果検証	福祉政策課	意見	B 1- 1 イ
	長寿介護課	意見	B 3- 2
	障害福祉課	意見	B 4- 2 イ
	障害福祉課	意見	B 4- 5

	障害福祉課	意見	B 4- 6
⑤ 契約手続	国保年金課	意見	B 2- 1
	長寿介護課	意見	B 3- 3
	長寿介護課	意見	B 3- 4
	長寿介護課	意見	B 3- 5
	障害福祉課	指摘	B 4- 4
	生活福祉課	指摘	B 5- 3
	保健医療企画課	意見	C 1- 1
	健康増進課	指摘	C 2- 1
	健康増進課	指摘	C 2- 2
	健康増進課	意見	C 2- 3 イ
	こども保健課	指摘	C 3- 1
	複数課	指摘	F 1- 1
⑥ 受払管理	長寿介護課	意見	B 3- 1
	障害福祉課	意見	B 4- 1
⑦ 現金管理	生活福祉課	意見	B 5- 2
⑧ 業務の見直し	生活福祉課	意見	B 5- 5
	生活福祉課	意見	D 1- 1 ア
	生活福祉課	意見	D 1- 1 イ
	生活福祉課	意見	D 1- 1 ウ
	生活福祉課	意見	D 1- 1 エ
	生活福祉課	意見	D 1- 1 オ
	生活福祉課	意見	D 1- 1 カ
	生活福祉課	意見	D 1- 1 キ
	総合老人ホーム	指摘	E 1- 1 ア
	総合老人ホーム	指摘	E 1- 1 イ
	総合老人ホーム	意見	E 1- 1

第 5 包括外部監査結果の指摘と意見の一覧

1 計画と実績の比較に基づく監査の結果の指摘と意見の一覧

(福祉事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 4章 第 2：番号・標題・内容								
健康部 健康増進課	意見	<p>A 1- 1 25歳・35歳への無料歯周病検診について</p> <p>ア 事業の途中経過の把握と対応について</p> <p>25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診の受診率が低かったため、理由を確認したところ、限られた予算の中で、受診券の個別通知を行うために必要となる保健衛生システムの改修は実施せず、事業の周知を、豊橋市ホームページへの掲載・広報とよはしでの周知・公施設へのポスター掲示・市内事業所への事業案内で行い、申込制として対応したためとのことであった。</p> <p>「予算の見どころ」は、豊橋市として、各種の事業計画のうち、特に市民に説明するための公表物であり、本来は、<u>年度途中で事業の経過を把握し、状況が芳しくない場合には、別の対策を検討するなどの対応が必要であった</u>と考える。</p> <p>イ 予算の積算と補正について</p> <p>令和 6年度の歯周病検診の充実事業予算は4,650,430円であり、内訳は以下となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診</td> <td>4,172,400円</td> </tr> <tr> <td>20歳・30歳の未受診者への個別推奨</td> <td>478,030円</td> </tr> <tr> <td>予算合計</td> <td>4,650,430円</td> </tr> </tbody> </table>		予算	25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診	4,172,400円	20歳・30歳の未受診者への個別推奨	478,030円	予算合計	4,650,430円
	予算									
25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診	4,172,400円									
20歳・30歳の未受診者への個別推奨	478,030円									
予算合計	4,650,430円									

		<p>上記のうち、25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診に伴う支出は120,120円であり、4,052,280円の予算が余っていた（4,172,400円－120,120円＝4,052,280円）。</p> <p>本来は、上記アに記載のとおり、<u>事業の途中経過を把握し、対策を検討することで、計画した事業を実施することが望ましいが</u>、当初予算の積算段階で多く見積もっていなかったかも検討し、予算を補正し、市民のために他の事業を充実させることも検討の余地があったと考える。</p> <p>なお、令和7年度も同様の事業を計画しているが、予算としては214,500円（50人分）となっており、周知方法は令和6年度と同様の方法をとっているとのことであった。</p>
<p>健康部 健康増進課</p>	<p>意見</p>	<p>A 1- 2 地域活動事業費について</p> <p>予算の積算と補正について</p> <p>校区対抗ウォーキングチャレンジマッチが中止になった理由を確認した。</p> <p>結果、令和5年度の予算要求時には実施を計画していたものの、参加自治会は、役員の改選や年間計画の策定を3月～4月に行うため、豊橋市としても、役員が新体制となった4～5月に参加自治会に参加の意向を調査し、その結果、6月に中止を決定したとのことであった。また、代わりに地域のイベント開催時に利用できる健康づくりに関するプログラム内容を追加したとのことであった。</p> <p>ただ、校区対抗ウォーキングチャレンジマッチに関する予算は206,000円余ったとのことであった。</p>

		<p>この点につき、参加自治会の意向を基に、計画していた事業の実施の要否を柔軟に検討することは大切であると考えているが、一方で、翌年度に自治会の意向が見直される可能性がある場合には、<u>実績や展望を基にできる限り確実性のある予算を積算することが望ましい</u>と考える。</p> <p>また、自治会の意向が定まり、<u>新年度の早い段階で事業の中止を決定する場合には、予算を補正し、市民のために他の事業を充実させることも検討の余地がある</u>と考える。</p>
--	--	--

2 支出データに基づく監査の結果の指摘と意見の一覧

(福祉事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 5 章 第 3 : 番号・標題・内容
福祉部 福祉政策課	意見	<p>B 1- 1 豊橋市成年後見支援センター運營業務（第 1 回）</p> <p>ア 豊橋市成年後見支援センターの運營業務のモニタリングについて</p> <p>豊橋市が、運營業務として委託している内容については、仕様書には以下の記載がある。</p>

10業務内容

- (1) 成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発業務
- (2) 判断力が十分でない方の権利擁護に関する相談業務
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する業務
- (4) 後見人等への支援業務
- (5) 成年後見支援センター運営委員会等の開催

また、事業報告の方法についても、仕様書に以下の記載がある。

11事業の報告

受託者は毎月の活動状況について、3か月を単位として年4回報告するものとする。また、当該年度末は、年間の実績を一覧にまとめた報告書を提出すること。

そのため、四半期ごとの報告書を確認したところ、業務内容のうち(1)、(3)及び(5)については報告されていなかった。年度末に行われる年間の報告ではこれらの実績を確認できるものの、委託者として四半期ごとに進捗状況を確認する必要がある。したがって、四半期ごとの報告事項に啓発活動等の実施状況も含める等の詳細な記載を仕様書に盛り込むことが望ましい。

イ 普及啓発業務におけるアンケートの実施について

豊橋市成年後見支援センターでは、仕様書の第10項(1)の「成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発業

		<p>務」に従って、各種の研修会の開催や啓発講座を通じた活動を行っている。</p> <p>そのため、受講者にアンケートを実施し、委託者である豊橋市にアンケート結果の報告をしているか確認したところ、実施されていなかった。</p> <p>成年後見制度等の普及啓発活動は、短期間で効果が表れるものではなく、毎年分析と改善を繰り返し、より良い活動にするためにも受講者アンケートは重要である。したがって、<u>受講者アンケートの実施及び豊橋市への結果報告についても、仕様書に盛り込むことが望ましい。</u></p>
<p>福祉部 福祉政策課</p>	<p>意見</p>	<p>B 1- 2 令和 6年度つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金（第 1回）</p> <p>つつじが丘地域福祉センターの利用実態の確認方法について</p> <p>豊橋市社会福祉協議会が補助金を申請するにあたり豊橋市に提出する事業計画書(つつじが丘地域福祉センター管理運営計画並びに収支予算書)には、以下の記載がある。</p>

		<p>3. 利用者及び施設の利用目的</p> <p>(1) 居住する高齢者、心身障害者並びに母子家庭の婦人及び児童、社会福祉の増進に協力する者及び団体</p> <p>(2) コミュニティーホールや会議室、研修室等の貸室があり、また老人センターとしての機能も備えており、東部地域の福祉活動の拠点として地域福祉の推進を目的としている。</p> <p>そのため、事業計画書にそって運営されているか検証することは重要であり、豊橋市社会福祉協議会が利用状況をどの程度把握しているか確認した。</p> <p>結果、豊橋市社会福祉協議会が毎月作成している「利用状況表」では、利用者数を「老人」と「それ以外」で分類・集計しており、「心身障害者並びに母子家庭の婦人及び児童、社会福祉の増進に協力する者及び団体」がそれぞれどの程度利用しているかが不明であった。</p> <p>豊橋市社会福祉協議会が事業計画書にそって運営していること及び想定利用者にサービスが行きわたっていることを把握するため、「老人」と「それ以外」の区別ではなく、「老人」・「心身障害者」・「母子家庭の婦人」・「児童」・「社会福祉の増進に協力する者及び団体」ごとに利用状況を確認することが望ましい。</p>
<p>福祉部 国保年金課</p>	<p>意見</p>	<p>B 2- 1 令和 6年度 後期高齢者医療システム運用 支援業務</p>

	<p>委託金額の妥当性について</p> <p>本件委託業務は、既に開発・運用されている後期高齢者医療システムの運用に関するトラブルへの対応や軽微な仕様修正等を行うものであり、システムの開発元しか行うことができず、開発元以外の第三者に履行させることができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定めにより「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」であると判断し随意契約としている。当該判断については、「豊橋市随意契約ガイドライン」とも整合している。</p> <p>しかしながら、委託金額の妥当性の検証には改善の余地がある。国保年金課は、開発元である企業から見積書を徴取し他業務との単価比較や適正な作業工数であるかの確認を行っているが、他の自治体との比較等を行っていない。自治体間で契約内容が異なる等単純に比較することは困難であるが、ある程度の目安とし適正な価格の確認が期待できる場合もあり、<u>他の自治体との比較等を行うことが望ましい。</u></p>
<p>福祉部 長寿介護課</p>	<p>意見</p> <p>B 3- 1 クオカード（アクティブシニア活動促進事業費）</p> <p>クオカードの受払管理について</p> <p>2,000円のクオカード72枚を購入（今回購入は40枚）し、シニア向けスマホ教室の講師71名（内、1名は受取辞退）への謝礼として手渡しの上、受領のサインを頂いているが、2枚が担当者の手許に残ったまま、次年度に繰り越されている。</p> <p>この管理については、令和6年度は担当者に一任されており、次年度繰り越し分の発生に伴い、令和7年</p>

	<p>度から受払簿による管理をしているとのことであるが、例えば、担当者が繰り越し分の存在を明らかにしない場合には管理されないまま着服の機会が存在することになるなど、<u>年度末に繰り越し分が存在するから管理するのではなく、金券類を取得した時点で受払管理の対象とすることが求められる。</u></p>
<p>福祉部 長寿介護課</p>	<p>意見</p> <p>B 3- 2 フレイル検知サービス業務委託</p> <p>フレイル検知サービスの周知方法について</p> <p>フレイル検知サービスは、中部電力が自治体向けに提供している、スマートメーターで取得した電力データからAIがフレイルリスクを分析するサービスであり、プライバシーに配慮しながらフレイルリスクの高い高齢者を早期発見し、自治体による適切な支援を可能にするものである。豊橋市では75歳以上でひとり暮らしの元気な方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象としている。</p> <p>中部電力との契約は 100名単位となっており、実際の利用者が 100名を超えて増加するごとに契約金額が増加するが、豊橋市では100名までは無料として募集を行っている。</p> <p>当該サービスの周知に関しては、HPに「豊橋市健康サポートサービス（正式事業名：電気使用量を用いたフレイル予防サービス）」との文言は記載されているが、さらにリンク先のチラシを開かないと「先着100名無料」との文言が確認できない。</p> <p>フレイル対策を積極的に進めることは、高齢者の健康寿命を伸ばし、QOLを向上させるだけでなく、社会保障制度の維持や医療費の抑制にもつながり、日本社</p>

	<p>会全体の活力維持のためにも重要であり、フレイル予防による効果を考慮すると、より積極的に募集を行い、必要な市民に適切なサービスを提供することが期待される。また、令和 6年度の利用者数は43名であり、追加支出することなく、さらに57名が利用可能な状況であったので、「先着100名無料」との文言をホームページの案内文に記載する等、<u>市民の興味を引くような周知方法を工夫することが求められる。</u></p>
<p>福祉部 長寿介護課</p>	<p>意見</p> <p>B 3- 3 在宅医療・介護連携推進事業（第1回支払分）</p> <p>委託金額の適切性の検討について</p> <p>委託料の積算は人件費、報償費、旅費、役務費、需用費、事務費を加算して算定されているが、実質的には、仕様書で求められている専従者 2名分の年間人件費相当額の年額12,500,000円となっている。</p> <p>『在宅医療・介護連携推進事業委託 仕様書』に基づく業務内容としては、相談対応、「在宅医療資源の把握」の取りまとめ、「在宅医療研修会」「出前講座」「講演会」などの準備であるが、当該業務内容及び『在宅医療・介護連携推進事業報告書（R●年●月）』の活動実績によると、月に数回開催される会議への出席の他、相談窓口に来た場合の対応及びその随時対応のために窓口で待機することが実際の業務であり、毎日専従者 2名で対応するほどの業務量が無いと思われる。また、当該専従者 2名が委託先の他の業務を行っていないことの確認も口頭確認のみで実質的にできていない。</p> <p>委託金額が大きいため、<u>日々の業務内容（本日の相</u></p>

	<p>談件数や会議出席時間など) の報告書の提出を求めること、並びに、当該業務内容や実際の従事者数などに基づく<u>必要な業務量の見積りに基づいた委託金額の妥当性を検討することが必要と考えられる。</u></p>
<p>福祉部 長寿介護課</p>	<p>意見</p> <p>B 3- 4 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金（簡易陰圧装置） 一般競争入札実施の確認について</p> <p>本補助金は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として簡易陰圧装置を設置するための経費を支援するための補助金である。</p> <p>「愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱」第8条(1)において、『県が民間事業者が実施する事業（以下、県補助対象事業）に対し、補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付すもの』として、『ケ 県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。』とされている。</p> <p>この点、3者による競争入札が行われており、予定価格・入札結果表などは事業者において保管していることを、口頭により確認しているのみで、入札に係る資料については提出を依頼しておらず、書類等の確認により実際に入札が行われたことを確認していない。</p> <p>一般競争入札は、入札資格を満たす不特定多数の事業者からの参加を公告等により募るものであり、単に3者から見積もりを取るのみでは随意契約と変わりが無いが、豊橋市契約規則第52条に定める、「工事又は</p>

		<p>製造」の請負契約に係る限度額の200万円を超えている。</p> <p>豊橋市が一般競争入札を行うと同じ水準の手続を求めるものではないが、<u>広く一般競争入札の公募が行われているかの確認、あるいは、適切な予定価格が設定されているかの確認程度の関与は必要ではないかと考える</u></p>												
<p>福祉部 長寿介護課</p>	<p>意見</p>	<p>B 3- 5 認知症初期集中支援チーム事業業務委託業務委託料の妥当性について</p> <p>支援件数の大幅な増加と活動時間数の増加が見込まれるため、従来のチーム員 2名以上配置での対応が難しく、1チーム 4名以上の設置とするために委託料が倍額必要であるとして、令和 6年度の委託料は令和 5年度に対して96.0%の増加となっている。この点、計画時点の延べ支援対象者については、以下のとおり8.1%の増加である。</p> <table border="1" data-bbox="544 1238 1350 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>増減比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>5,000,000円</td> <td>9,800,000円</td> <td>+96.0%</td> </tr> <tr> <td>職種別委託料算定の基礎となる所要時間</td> <td>作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間</td> <td>作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間 介護支援専門員935時間 薬剤師 935時間</td> <td>+100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		令和 5年度	令和 6年度	増減比	委託料	5,000,000円	9,800,000円	+96.0%	職種別委託料算定の基礎となる所要時間	作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間	作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間 介護支援専門員935時間 薬剤師 935時間	+100.0%
	令和 5年度	令和 6年度	増減比											
委託料	5,000,000円	9,800,000円	+96.0%											
職種別委託料算定の基礎となる所要時間	作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間	作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間 介護支援専門員935時間 薬剤師 935時間	+100.0%											

		令和 5年度	令和 6年度	増減比
		延べ支援 対象者 (申請当 時)	37件 (見込) 20件 (実績)	+8.1% ▲45.9%
		<p>支援内容は、家庭訪問の他、本人及び家族との連絡、来所相談、関係機関との連絡、チーム員会議、それに伴う記録等を含んでおり、支援対象者の増加に伴う委託料の増加は必要な対応であると考えられるが、<u>前年度の委託料に対する倍増という委託料の増加が合理的な根拠に基づいているか、その増加割合が合理的な範囲であるか、部署内での契約執行における承認者には申請者（担当者）の説明する内容を慎重に検討の上、判断・承認する姿勢が求められる。</u></p>		
福祉部 障害福祉課	意見	<p>B 4- 1 障害者タクシー料金助成券（6月分） タクシー券の管理体制について</p> <p>タクシー券の管理方法について確認したところ、棚卸がなされていなかった。この場合、あるべき数量より実際の数量が減少していても、長期間発見できないこととなる。</p> <p>したがって、当該タクシー券は年度末が利用期限ということもあり、<u>年度中に 1回は棚卸を行うことが望ましい。</u></p>		
福祉部 障害福祉課	指摘	<p>B 4- 2 豊橋市障害者福祉会館指定管理委託料（第 4 四半期分） ア 仕様書への記載もれについて</p> <p>豊橋市が、指定管理者に具体的な委託内容を記載す</p>		

		<p>る仕様書上、簡易専用水道検査についての記載がなかった。</p> <p>実際は、指定管理者は当該検査を実施していたものの、豊橋市として、<u>委託すべき業務内容と回数・実施すべき時期を明示すべき</u>であると考ええる。</p> <p>イ 仕様書への記載の明確化について</p> <p>豊橋市は、自家用電気工作物保安管理業務について、保安管理と点検を委託していたが、仕様書を確認したところ、回数・実施すべき時期が記載されていなかった。</p> <p><u>豊橋市が想定する業務を、委託業者が適切に実施したか否かを確認するために、仕様書に明確に記載する必要がある</u>と考える。</p> <p>ウ 業務報告書の入手もれについて</p> <p>仕様書上、トイレ、洗面台清掃を週 1 回行うこととなっていたが、当該委託内容についての業務報告書を入手していなかった。</p> <p>指定管理者との協定書上、毎月終了後10日以内に業務報告することとなっており、<u>仕様書どおりに指定管理者が業務を実施したかを確認する必要がある</u>と考える。</p>
<p>福祉部 障害福祉課</p>	<p>意見</p>	<p>B 4- 2 豊橋市障害者福祉会館指定管理委託料（第 4 四半期分）</p> <p>ア 第三者への業務委託の確認について</p> <p>豊橋市障害者福祉会館の管理に関する協定書第 6 条（第三者への業務委託）には、「管理業務の一部を第</p>

	<p>三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ豊橋市に届け出るものとする。」旨の記載がある。</p> <p>この点につき、プール水質検査業務について、指定管理者から豊橋市へ、第三者への委託の届出書が提出されていたため、委託先が適切か確認したうえで受理しているか確認したところ、確認ができなかった。</p> <p>確かに、協定書には届け出る旨の記載となっているものの、<u>どのような第三者に委託されているか確認して受理する必要がある</u>と考える。</p> <p>イ アンケートについて</p> <p>豊橋市障害者福祉会館の利用者に対して、満足度アンケート等を実施しているか確認したところ、利用者会議において満足度アンケート調査を実施しているものの、とりまとめは指定管理者に一任し、実施したアンケートの集計結果の報告を受けていた。</p> <p>この場合、万一、指定管理者に望ましくない回答があった場合、豊橋市まで報告されないことも想定される。</p> <p>したがって、豊橋市として、利用者からの生の声を入手するためにも、<u>直接、利用者にアンケートを実施するか、指定管理者が実施したアンケートの集計結果のみならず、利用者会議の出席者リストとアンケートの原本を入手し、全てのアンケート結果が報告されていることを確認することが望ましい</u>と考える。</p>
福祉部 障害福祉課	意見 B 4- 3 令和 6年度とよはし総合相談支援センター 運営事業委託業務（就労支援業務）

		<p>実績の報告内容について</p> <p>豊橋市が委託先と交わした契約書に添付された仕様書には以下の記載がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 業務内容</p> <p>10. 就労系事業所の職員のレベルアップのための研修会を開催すること。</p> </div> <p>就労支援業務には、主となる相談業務以外に、研修会の開催も含まれている。そのため研修会を実施しているか毎月提出されている実績報告書で確認したところ、研修会の実施について記載が確認できなかった。</p> <p>実績報告書は委託業務の履行状況について適切に管理する重要なものである。そのため、<u>報告事項については委託先と十分なすり合わせを行うことが望ましい。</u></p>
<p>福祉部 障害福祉課</p>	<p>指摘</p>	<p>B 4- 4 障害者総合支援法指定事業所管理システム年間利用契約</p> <p>支出金額の妥当性について</p> <p>他の自治体でも当該システムを利用しているとのことであり、契約前に、他の自治体から支出額の情報入手し、豊橋市として金額の妥当性を確認しているかを質問したところ、資料の確認ができなかった。</p> <p>本来は、<u>契約前に、他の自治体の情報を入手するとともに、所管課内で情報を共有して、支出額の妥当性を検討すべきであったと考える。</u></p>
<p>福祉部 障害福祉課</p>	<p>意見</p>	<p>B 4- 5 地域生活支援事業（日中一時支援） 6月分（社会福祉法人〇〇）</p>

	<p>アンケートの実施について</p> <p>社会福祉法人〇〇の利用者に対して、事業者に対する満足度アンケート等を実施しているか確認した。</p> <p>結果、事業者に対する個別のアンケートは実施されていなかった。</p> <p>事業者が実施した事業が市民の役に立ったか、事業者に改善すべき点はなかったかについて、<u>豊橋市が、利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべき</u>であると考えます。</p>
<p>福祉部 障害福祉課</p>	<p>意見</p> <p>B 4- 6 地域活動支援センター事業委託料（4月分） （特定非営利活動法人〇〇 他 3法人）</p> <p>アンケートの実施について</p> <p>豊橋市は、地域活動支援センター事業を複数の場所 で実施しており、また、複数の事業者に委託している。</p> <p>この点につき、特定非営利活動法人〇〇他 3法人に委託している地域活動支援センターについて、利用者 に、事業者に対する満足度アンケート等を実施している かを確認した。</p> <p>結果、障害者計画を作成する際に、地域活動支援セ ンター全体に対するアンケートは実施されているもの の、受託事業者に対する個別のアンケートは実施され ていなかった。</p> <p>特定非営利活動法人〇〇他 3法人が実施した事業が 市民にとって役に立ったか、事業者に改善すべき点は なかったかについて、<u>豊橋市が、利用者に対して直接 アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で</u></p>

		<p><u>共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきである</u>と考える。</p>
<p>福祉部 障害福祉課</p>	<p>指摘</p>	<p>B 4- 7 地域活動支援センター事業委託料（4月分） （特定非営利活動法人□□）</p> <p>利用人数の制限について</p> <p>豊橋市地域活動支援センター事業実施要綱第 6条(2)イでは、1日当たりの実利用人数は、20名「未満」を上限とすることになっている。</p> <p>この点につき、4月の利用状況報告書を確認したところ、利用者が20名の日が 3回あった。</p> <p>利用人数の制限は、利用者に提供するサービス水準等を低下させないためのものであり、利用人数の制限を超える場合には、<u>豊橋市として当該サービス水準を低下させないよう、より適切に利用状況について管理する必要がある</u>と考える。</p>
<p>福祉部 障害福祉課</p>	<p>指摘</p>	<p>B 4- 8 地域活動支援センター事業委託料（4月分） （特定非営利活動法人◎◎）</p> <p>利用者の確認について</p> <p>豊橋市は、地域活動支援センター事業を、複数の場所で複数の事業者に委託している。</p> <p>また、毎月の委託料を事業者を支払う際、利用の事実を確認するため、事業者から、利用者ごとの利用確認書の提出を求めており、当該利用確認書には利用者確認欄を設け、事業者を通して、センターを利用した日にちや時間の確認を利用者に求めている。</p> <p>この点につき、特定非営利活動法人◎◎から提出された利用確認書には、ボールペンによる簡単なチェックがなされているのみであり、利用者の押印やサイン</p>

		<p>は確認できず、利用の事実が確認できなかった。</p> <p>他の特定非営利活動法人から提出される利用確認書には、押印やサインがあり、特定非営利活動法人◎◎から提出される利用確認書についても、<u>利用の事実を確認するため、改善が必要</u>であると考えます。</p>
福祉部 生活福祉課	意見	<p>B 5- 1 民間奉仕活動助成事業補助金及び民生委員児童委員協議会活動費補助金</p> <p>民生委員児童委員協議会の歳入歳出決算（会計報告）について</p> <p>民生員児童委員協議会（以下「協議会」という。）は、市から補助金等の交付を受けた際、市に対して補助事業等実績報告書を提出し各補助対象の事業における歳入歳出決算及び活動実施報告をしている。さらに毎年度、協議会は歳入歳出決算（会計報告）を市に提出し、歳入、歳出及び繰越金残高についても報告している。</p> <p>これらの報告金額は、協議会事務局が作成した会計報告すなわち決算書に基づくものであって、市によるチェック又は検証が行われていない。<u>補助金の使途の適正性を確保する観点から、会計報告に対する定期的な監査を実施することが望ましい。</u></p>
福祉部 生活福祉課	意見	<p>B 5- 2 生活保護費 4月支給分（窓口支給）</p> <p>窓口支給する現金の残高管理について</p> <p>生活保護費の支給は、ほとんどが口座振込であるが、銀行口座を持っていない場合等、様々な事情を抱える受給者については、少数ではあるものの窓口で現金支給を行っている。また、当該現金は、受給者ごとに封筒に入れ、封印し、実際に受渡した都度、支給対</p>

	<p>象者リストで消込をしている。さらに、支給日に窓口に来られなかった受給者の現金入り封筒については、金庫で管理している。</p> <p>当該現金入り封筒を管理するにあたり、生活福祉課では、取り扱う職員を役職者に限定し、複数人で管理するなど様々な対策を行っているが、支給対象者リストのうち未渡し分と、実際の現金入り封筒が一致していることを定期的に確認することはなされていなかった。</p> <p>この場合、万一、管理資料と実際の現金入り封筒とが不一致となっても、長期間、発見できないこととなる。</p> <p>したがって、<u>少なくとも週 1回は、複数人で管理資料と金庫の中にある実際の現金入り封筒との一致を確認することが望ましい</u>と考える。</p>
<p>福祉部 生活福祉課</p>	<p>指摘</p> <p>B 5- 3 令和 6年度レセプト管理システム（クラウド）利用料</p> <p>支出金額の妥当性について</p> <p>他の自治体でも当該システムを利用しているとのことであり、契約前に、他の自治体から支出額の情報入手し、豊橋市として金額の妥当性を確認しているかを質問したところ、自治体により利用しているサービス項目、レセプト件数等が異なるため確認をしていないとのことであった。</p> <p>しかし、当該システムを利用し続ける限り、システムベンダーとの間で一者随意契約を締結し続けることとなり、契約価額は他ベンダーへのシステム切替えが容易でないことが通常であるからベンダー側の見積り</p>

	<p>に沿って決定されることとなる。したがって、完全に同一の利用条件の自治体はなかったとしても、目安として<u>契約前に類似規模の市を中心に他の自治体から情報を入手するとともに、所管課内で情報を共有して、支出額の妥当性を検討すべき</u>であったと考える。</p>
<p>福祉部 生活福祉課</p>	<p>意見</p> <p>B 5- 4 令和 6年度民生委員児童委員報償費（令和 6年10月分～令和 7年 3月分）</p> <p>各地区における民生委員の定数について</p> <p>民生委員（民生委員は児童委員を兼務しているため通常は「民生委員児童委員」と呼ばれる）は、地域活動や訪問活動などの機会を通じて担当地区内の実態を把握し、援助を必要としている住民の相談に応じ、福祉サービスの利用支援や情報提供、行政や関係機関への橋渡しを行う。令和 6年度において、市内37地区に8～26人の民生委員が配置されている。</p> <p>民生委員に対しては、各年度に一律の報償費が支給され相談・支援件数又は活動日数により加算されることはない。令和 5年度の「民生児童委員活動状況報告書」によると、各地区の年間の相談・支援件数を人員数で除した 1人当たり取扱件数は、0.1～77.9件であった。同様に、1人当たり訪問・連絡活動件数は、17.4～325.2件、1人当たり活動日数は、41.0～173.6日と地区間でばらつきが見られた。</p> <p>民生委員児童委員の定数は市の細則で定められ、定年の見直しは主に一斉改選に合わせて 3年に 1回行われるとのことであるが、<u>次回改選の際には地区間で民生委員の負担にばらつきがなるべく生じないような見直しをすることが望ましい。</u></p>

<p>福祉部 生活福祉課</p>	<p>意見</p>	<p>B 5- 5 生活困窮者一時生活支援費等給付（令和 6 年10月分）</p> <p>一時生活支援費等の日額について</p> <p>平成27年 4月から施行された生活困窮者自立支援法に定める生活困窮者居住支援事業の一環として、市は、生活費等の支援として制度利用者に対し 1日当たり 1,200円を支給している。当該金額は、国の制度趣旨に沿って市が定めた要綱に規定されており制度開始以降、一度も改定が行われていない。</p> <p>昨今の物価状況からすると将来的に改定が必要となることも考えられ、金額設定は市の裁量に基づくとはいえその逸脱又は濫用は認められない。<u>改定の際は、その改定金額の妥当性について検討過程を文書として残すことが望ましい。</u></p>
----------------------	-----------	---

3 計画と実績の比較に基づく監査の結果の指摘と意見の一覧

(健康・医療事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 5 章 第 4 : 番号・標題・内容
健康部 保健医療企 画課	意見	<p>C 1- 1 令和 6 年度 医療機関予防接種医務委託 (9 月分)</p> <p>委託料の合理性について</p> <p>豊橋市は、豊橋市医師会との契約にあたり、予防接種委託料を積算している。当該積算方法を確認したところ、ワクチン代 (平均単価) に、保険診療としての診察料や注射技術料、乳幼児加算等の診療報酬額を合算し、その合算額に対して、消費税率を乗じて積算していた。</p> <p>予防接種委託料はあくまで自費診療であり、参考としての積算であることは理解しているが、保険診療としての診療報酬額は、本来非課税であり、<u>より合理的な積算をするならば、診療報酬相当額については非課税として積算することが望ましい</u>と考える。</p>
健康部 健康増進課	指摘	<p>C 2- 1 保健衛生システムサービス利用</p> <p>契約相手先の確認について</p> <p>上記事業の実施に関連して、豊橋市では、〇〇株式会社の部長とサービス利用契約書を締結している。</p> <p>通常、部長は使用人であり、会社の代表者ではないため、当該使用人に代表権が付与されていることを確認したかについて質問したところ、代表権が付与されているかは確認していないとのことであった。</p> <p>代表権の有無が不明な者と契約した場合、当該業務契約の有効性に疑義が生じるとともに、万一、業務が実施されない場合には、〇〇株式会社に業務遂行の主張ができず、市民のための業務が実施できないおそれ</p>

		<p>がある。</p> <p>したがって、<u>代表取締役以外の者と契約を締結する場合には、代表権の付与の有無を確認した後に締結する必要がある</u>と考える。</p>
健康部 健康増進課	指摘	<p>C 2- 2 がん及び各種検診（肝炎、眼科）委託（6月分）</p> <p>個人情報取扱いについて</p> <p>豊橋市は一般社団法人〇〇に業務委託しており、実際の検査及び検診は一般社団法人〇〇の構成員である各医師がそれぞれ属する市内の医療機関が実施している。</p> <p>豊橋市と一般社団法人〇〇との間で締結されている業務委託契約書第4条には、再委託の制限として、「受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」旨の記載があるが、発注者としての豊橋市が、再委託を承諾した旨の書類は確認できなかった。</p> <p>また、豊橋市と一般社団法人〇〇との間で締結されている業務委託書の個人情報取扱特記事項第2条5項においては、受託者は業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を業務に従事する者から提出を受け、豊橋市に書面により報告するとしている。</p> <p>実際の検査及び検診は、市内の多数の医療機関により実施されており、その業務に関連して個人情報が取り扱われていることから、各医療機関に個人情報取扱</p>

		<p>従事者が存在していると考えられるが、豊橋市は、宣誓書の別紙として添付されている個人情報取扱従事者名簿の網羅性について確認していない。実際の業務を行う各医療機関において個人情報の流出が発生する可能性に留意し、<u>各医療機関の個人情報取扱従事者を明確にする必要がある</u>と考える。</p>
健康部 健康増進課	指摘	<p>C 2- 3 資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）指定管理料</p> <p>履行確認について</p> <p>指定管理者である穂の国健幸づくりパートナーズの代表企業である〇〇株式会社と取り交わしている協定書第23条においては、指定管理者は「毎年度終了後30日以内に事業報告書を提出し、豊橋市の確認を得なければならない」と記載されているが、指定管理者からの事業報告書の提出日は、令和 7年 5月20日となっている。次年度以降の施策の検討のためにも、<u>指定管理者に対して、事業報告書の提出期限を遵守するように指導すべきである</u>と考える。</p> <p>また、管理運営仕様書第 5章 1 (1) において、「統括責任者及び副統括責任者を定め、開館期間中は統括責任者又は副統括責任者のいずれかが常駐すること」と記載されているが、開館期間中に統括責任者又は副統括責任者のいずれかが常駐されていることを確認している書類は作成されていなかった。<u>必要と判断し仕様書に記載した事項については、当該事項が遵守されたことを確認する必要がある</u>と考える。</p>
健康部 健康増進課	意見	<p>C 2- 3 資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）指定管理料</p>

		<p>ア 計画と実績の比較分析について</p> <p>豊橋市は、指定管理者である穂の国健幸づくりパートナーズの代表企業である〇〇株式会社から、毎年、事業計画書及び事業報告書の提出を受け、当該報告等に基づき施設の利用状況等のモニタリング評価を実施している。</p> <p>しかし、当該モニタリング評価においては、前年度の利用者数との比較により評価を実施しているのみで、計画（目標）と実績との比較による評価を実施していない。<u>計画（目標）と実績との比較分析を行い、次年度の計画（目標）や市の政策との適合性について検討することが望ましい</u>と考える。</p> <p>イ 暴力団等排除に係る解除条項</p> <p>指定管理者募集時には応募団体の役員について暴力団排除に関する合意書に定める排除要件に該当するか否かについての確認を実施しているが、それ以降は代表者の交代に係る情報以外の役員の就任等の情報を収集しておらず、暴力団排除に関する合意書に定める排除要件に該当するか否かについての確認を実施していない。</p> <p><u>募集時以降においても、指定を受けた団体の役員の変更についての情報を収集し、暴力団排除に関する合意書に定める排除要件に該当するか否かについての確認を実施することが望ましい</u>と考える。</p>
健康部 こども保健課	指摘	<p>C 3- 1 子どもの口腔ケア啓発企画で使用するツール単純増刷業務</p> <p>相手先の確認について</p>

		<p>上記事業の実施に関連して、豊橋市では、株式会社〇〇と豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップを締結している。</p> <p>そこで、相手先との締結状況を確認したところ、パートナーシップ締結の相手先は、株式会社〇〇の執行役員であった。</p> <p>通常、執行役員は使用人であり、会社の代表者ではないため、当該使用人に代表権が付与されていることを確認したか質問したところ、確認していないとのことであった。</p> <p>代表権の有無が不明な者と契約した場合、当該業務の有効性に疑義が生じるとともに、万一、事業が実施されない場合には、株式会社〇〇に事業遂行の主張ができず、市民のための事業が実施できないおそれがある。</p> <p>したがって、取締役等と契約を締結する場合には、<u>代表権の付与の有無を確認した後に締結する必要がある</u>と考える。</p>
<p>健康部 生活衛生課</p>	<p>指摘</p>	<p>C 4- 1 食品衛生相談等業務委託（前期分）</p> <p>委託した事業内容の確認について</p> <p>契約時に締結する委託業務実施要綱には、委託する事業として、以下が定められていた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生責任者実務講習会 (2) 食品営業許可新規開設者衛生講習会 (3) 許可継続営業者衛生講習会 (4) 食品衛生相談事業 (5) 巡回指導事業 (6) HACCP相談指導事業 </div>

	<p>上記につき、「(4) 食品衛生相談事業」「(6) HACCP相談指導事業」について、豊橋市として相談内容や指導内容をどのように把握しているか確認したところ、報告書は入手しておらず、ヒアリングしているとのことであった。</p> <p>また、「(5) 巡回指導事業」について、どの営業施設を巡回したかを確認したところ、委託業者が提出した業務実施報告書には記載がなかった。</p> <p>本来は、<u>委託業務実施要綱に基づいた業務が実施されたかについて、委託業者から相談内容や指導内容が含まれた業務実施報告書を入手し、内容確認するとともに、課内で共有し、次年度以降の業務に活用する必要がありと考える。</u></p>
<p>健康部 生活衛生課</p>	<p>指摘</p> <p>C 4- 2 食品営業システム改修（食品衛生監視票変更）業務</p> <p>委託した事業内容の確認について</p> <p>契約締結時に添付する仕様書には、「改修対象部分の操作方法についてマニュアルを作成し、職員に研修を行うこと。」となっていたが、当該マニュアルや研修の事実が確認できなかった。</p> <p>この点につき質問したところ、本改修においては操作方法等に変更がなかったため、マニュアルが不要であり、事前の打ち合わせで確認していたとのことであった。</p> <p>本契約は、システム改修による一者随意契約であり、本来は、<u>事前打ち合わせ時に仕様書の記載内容についても打ち合わせを行い、不要な項目がある場合には削除する必要があったと考える。</u></p>

<p>健康部 生活衛生課</p>	<p>指摘</p>	<p>C 4- 3 リアルタイムPCR保守点検業務（令和 6年度）</p> <p>再委託を含めた実施体制の確認について</p> <p>リアルタイムPCR保守点検業務について、豊橋市は、対象機器の販売代理店に委託しているが、実際の保守点検業務は、販売代理店を通して、対象機器の製造業者が実施している。</p> <p>この点につき、製造業者との直接契約による支出削減の余地がないかを確認したところ、保守点検は販売代理店を通じてのみ提供されるため、直接契約はできないとのことであった。</p> <p>また、業務委託契約書第 4条（再委託の制限）には、「受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と定められているため、販売代理店から製造業者への再委託について、豊橋市として承認しているか確認したところ、再委託の承認はしていないとのことであった。</p> <p>本来は、<u>販売代理店への委託時に、再委託を含めた実施体制を確認し、再委託申請・承認の手続きを行うべきであった</u>と考える。</p>
----------------------	-----------	---

4 業務フローに基づく監査結果の指摘と意見の一覧

(生活保護事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 6 章 第 2 : 番号・標題・内容
福祉部 生活福祉課	意見	<p>D 1- 1 生活保護事業の業務フローに基づいて、監査を実施した結果は、以下のとおりである</p> <p>ア 一覧による家庭訪問調査の進捗状況確認について 生活福祉課では、26名のケースワーカーが、定期的に家庭訪問調査を行い、居住実態等を確認している。 この点につき、各ケースワーカーの家庭訪問の進捗状況を、担当課としてどのように把握しているか確認したところ、生活保護受給世帯ごとの紙媒体のファイル（ケースファイル）に保護決定調書やケース記録、収入申告書等を保管し、この中で、定期訪問の状況も個別に管理しているとのことであった。</p> <p>家庭訪問の調査対象世帯は2,208世帯数あり、<u>属人的にならないよう</u>、現状の方法に加えて、担当課として調査の進捗状況を一覽的に把握することが望ましいと考える。</p> <p>イ 訪問時の業務の標準化について 生活福祉課では、26名のケースワーカーが、定期的に家庭訪問調査を行い、居住実態等を確認している。 この点につき、訪問時にどのような質問をしているか確認したところ、具体的な質問表はないとのことであった。</p> <p>質問すべき項目は、生活保護の受給者ごとに異なるとは推測するが、ケースワーカーの経験年数等も様々であることを踏まえ、<u>属人的にならないよう</u>、訪問時に少なくとも質問・確認すべき項目は質問表等として</p>

まとめ、業務を標準化することも有用であると考え
る。

ウ 生活保護の不正受給の通報窓口について

生活保護の不正受給について、不正受給が発覚した
場合には、豊橋市は厳格な対応を行っている。ただ、
不正受給について、専用の通報窓口の有無を確認した
ところ、担当課としての全般的な問い合わせ窓口はあ
るものの、専用窓口はないとのことであった。

この点につき、例えば、千葉市では、生活保護の不
正受給についての窓口をHPに設け、不正受給に関する
情報をWEBでも受け付けている。

(出典：

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/huse
ijyukyutsuhou.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/huse
ijyukyutsuhou.html))

豊橋市のHP上に専用窓口を設けること自体により、
不正受給に対する牽制効果や抑止力が期待できるた
め、検討が望ましいと考える。

エ 課税調査について

生活福祉課では、年に 1回、生活保護費の受給者の
課税調査を行っている。また、課税調査の調査対象世
帯数は2,225世帯ある。

また、調査方法を確認したところ、各ケースワーカ
ーごとに、担当している受給者の生活保護課税台帳調
査書を印刷し、調査しているとのことであった。

この点につき、万一、印刷もれがあった場合、調査も漏れ
てしまうこととなる。したがって、印刷もれによる調査もれ等を

防止するため、例えば、一括で当該調査書を印刷し、各ケースワーカーに配布すること等の工夫も有用であると考え

オ 他法他施策について

生活保護費は、生活保護法に基づき支給が行われるが、老人福祉法や児童福祉法など別途の措置が行われる場合、生活保護費の支給については廃止される。また、重複支給とならないよう、他法他施策の有無について確認する必要がある。

この点につき、当該確認方法を質問したところ、各ケースワーカーが個別に対応しているとのことであった。

重複支給の有無を確認すべき担当課は、以下のとおり多岐にまたがるため、各ケースワーカーが属人的に実施せず、例えば年 1回、各課のデータをすり合わせる仕組みを構築することが有用であると考え

①国保年金課

②長寿介護課

③障害福祉課

④生活福祉課

⑤子育て支援課

⑥健康増進課

⑦学校教育課

⑧保健給食課

カ 廃止後手続について

就労等により、生活保護費の支給から外れ、自立できた者は、生活保護の廃止後手続を行う必要がある。

この点につき、廃止後手続の内容を確認したところ、手続すべき担当課は、以下のとおり多岐にまたがっていた。

担当課	項目	手続期限
国保年金課 (1F)	国民保険加入・限度額 認定の手続き	当月
国保年金課 (3F) (後期高齢者 医療保険)	後期高齢者医療保険加 入・限度額認定証・マ ル福受給者証の手続き	当月
国保年金課 (1F)	国民年金減免申請	当月
子育て支援課	子ども医療・母子医療	当月
長寿介護課	居住費・食費の軽減の 申請 (特別養護老人ホー ム、老人保健施設、シ ョートステイ、療養型 病院の利用者)	当月
住宅課	市営住宅の家賃減免の 申請	申請翌月 より
学校教育課	就学援助を利用する場 合	申請翌月 より
障害福祉課	自立支援の書き換え・ マル障受給者証の手続 き	当月

手続期限が当月の場合も多く、手続きを行う市民の負担を軽くするため、必要書類の様式の見直しや、書類の回付方法の見直しなどについて、検討の余地があると考える。

キ 生活保護事務の効率化について

社会福祉法第16条では、以下の通り、ケースワーカー 1人当たりの担当世帯数は80世帯が標準とされている。

社会福祉法

(所員の定数)

第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

：

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

一方、豊橋市では、1人当たりの担当世帯数が84世帯と、法律の基準を超過しており、職員の負担が過剰になっているのが現状である。

また、こうした状況において、生活福祉課では業務改善ノミネート事例報告シート等を用いて、業務効率化を検討している。

ただ、生活福祉課が作成している「新任ケースワーカーのためのマニュアル」を確認したところ、ケースワーカーとして、次ページのとおり、様々な業務を実施していた。

特に、その他のサブ業務や、毎月行っている定例の通知の印刷・封入作業など、外部委託が可能な業務はアウトソーシングによる効率化を図り、ケースワーカーとしての本来業務に集中するための環境整備が必要であると考える。

5 業務フローに基づく監査結果の指摘と意見の一覧

(総合老人ホーム)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 6 章 第 3 : 番号・標題・内容
総合老人ホーム	指摘	<p>E 1- 1 総合老人ホームの業務フローに基づいて、監査を実施した結果は、以下のとおりである</p> <p>ア 介護報酬の請求漏れについて</p> <p>2024年 9月分として愛知県国民健康保険団体連合会に請求した内、「市町村の認定変更が未決定」として返戻（保留）となっていた48,467円について、翌月以降の請求処理が漏れていた。</p> <p><u>請求が可能な期間内に、再請求をする必要がある。</u></p> <p>イ 預り預金通帳の残高にかかる報告について</p> <p>豊橋市総合老人ホームつつじ荘では、「豊橋市総合老人ホームつつじ荘預り金等管理規程」に基づき、入所者の預り金（預金を含む）の管理を行っており、同規程 4条 2項には、「所長は、生活相談員が作成した残高調書を預金通帳で確認した後、入所者又は家族若しくは身元引受人に、3ヶ月に 1回報告する」ことが定められている。</p> <p>当該規程に基づき、豊橋市総合老人ホームつつじ荘では、入所者から預かった預金通帳がある場合、その残高及び入出金情報について、3ヶ月に 1回、入所者又は家族若しくは身元引受人に、預り金明細書を添付して報告を行っている。</p> <p>サンプルで預り金明細書及び預金通帳を閲覧し、報告の適切性について確認した。</p> <p>結果、今回のサンプルとして抽出した預り金明細書において、入出金記録の掲載漏れが発見された。本来</p>

		<p>は、報告月の月末日までの入出金情報を掲載するところ、月末日以前に記帳を行った預金通帳をもとに預り金明細書を作成したため、当該記帳日から報告月の月末日までの入出金記録の掲載が漏れたものである。</p> <p>預り金等については、豊橋市総合老人ホームつつじ荘において適正な管理を行う義務があり、預金通帳の入出金情報の入所者又は家族若しくは身元引受人への報告も当該管理の一環であるといえる。このため、<u>入出金額の多寡にかかわらず網羅的な報告が必要と考える。</u></p>
<p>総合老人ホーム</p>	<p>意見</p>	<p>介護報酬返戻の管理について</p> <p>監査の結果（指摘）アに記載のとおり、返戻となった介護報酬の再請求が漏れていた。これは、返戻となった介護報酬の再請求が担当者の認識に依存していたことによるものである。</p> <p>そのため、返戻等の再請求が必要な情報を一覧表により管理し、次月以降の愛知県国民健康保険団体連合会への請求時に資料として添付するなど、<u>請求漏れがないように管理する方法を採用することが求められる。</u></p>

6 システムの管理体制の監査結果の指摘と意見の一覧

指摘及び意見はない。

7 契約事務における不適正な事務処理についての監査結果の指摘と意見の一覧

※下線：強調箇所

部署名	区分	第7章：番号・標題・内容
複数課	指摘	<p data-bbox="544 421 943 454">F 1- 1 契約事務の公正性</p> <p data-bbox="544 481 1005 515">契約事務の公正性確保について</p> <p data-bbox="544 542 1337 636">選定したテーマに関連した部署においても、不適正な事務処理があることを確認した。</p> <p data-bbox="544 663 1337 880">また原因としては、各部署が、見積合わせや一者随契等の随意契約に係る規定の理解が不十分なまま、緊急性や特殊性を理由に、不適正な事務処理を慣例化させていたためであった。</p> <p data-bbox="544 907 1337 1061">不適正に見積合わせの体裁を整えることは、契約事務の公正性を損ねることになり、断じて行うべきではない。</p> <p data-bbox="544 1088 1337 1182">今回の事例を受けて、豊橋市としても、次の再発防止策を講ずることとしている。</p> <div data-bbox="544 1198 1351 1686" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="560 1211 1319 1305">(1) 緊急又は特殊な施工をする必要が生じた場合の契約手続きについて、規定を明確に定める。</p> <p data-bbox="560 1332 1319 1487">(2) 見積合わせにおける事業者の選定、見積書の受領、発注等の事務手続きについて、複数人でチェックする体制や仕組みを整備する。</p> <p data-bbox="560 1514 1319 1668">(3) 上記契約に係る規定や仕組みについて、庁内通知で周知を図るとともに、正しい契約手続きが理解されるよう、全職員に対し研修を実施する。</p> </div> <p data-bbox="544 1700 1337 1975">上記の再発防止策につき、(1)の緊急性や特殊性については、例えば、空調設備の故障の場合、速やかに当該設備を設置した事業者に修繕を依頼し、故障を直すことは、利用する市民としても望ましく、一者随契による事務手続きは合理的である。ただ、この場合</p>

	<p>に、担当部署として一者随契の事務手続きの煩雑さはないか、<u>安易に緊急性や特殊性が必要と判断することがないかを考慮する必要がある</u>と考える。</p> <p>また、(2)の複数人によるチェックや、(3)の研修については、<u>見積書の受け取り時に、正しい契約手続きを理解した担当者が、複数人で対応することにより、今回のような事例を防止できると考える。</u></p> <p>加えて、例えば豊橋市のHP上に、<u>不適正な契約事務についての専用窓口を設けることにより、結果として牽制効果や抑止力も期待できる</u>ため、検討が望ましいと考える。</p> <p>いずれにしても、豊橋市が講ずる再発防止策は、今後の同様な事例の防止に効果が期待できるため、速やかに実行に移す必要があると考える。</p> <p>※ 契約事務における不適正な事務処理について監査を実施した令和 7年10月以降、報告書日現在において、豊橋市として再発防止策を実行している。</p> <p>今後においても、複数人によるチェックや研修の定期的な実施など、再発防止策の運用が適切に行われているかについて、継続的に事後検証を行う必要があると考える。</p>
--	---

第 4章 計画と実績の比較に基づく監査の結果

第 1 主な監査手続

豊橋市では、「一般会計予算説明書」において、各事業の予算金額や計画人数、計画回数等を記載している。

また、予算公表時に、わかりやすく予算を説明するため、予算説明書以外に、別途、「豊橋市予算の見どころ」を公表している。

このため、これらの資料を参考に、計画（予算）と実績（成果）を比較し、当初計画した事業の実績がどうだったか、計画（予算）と実績（成果）を比較し確認した。

なお、地方自治法第233条第 5項の規定によって作成する書類であり、その年度の主要な施策や事業の成果を説明するものとして、豊橋市としては、令和 5年度と令和 6年度の 2年間の実績を比較した「主要施策成果報告書」を作成している。

地方自治法

(決算)

第233条

:

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

加えて、豊橋市では、令和 3年度から10年にわたる第 6次豊橋市総合計画の年次報告として、令和 3年度から年度ごとの推移を記載した「政策分析報告書」を作成している。

監査手続を実施するにあたり、これらの「主要施策成果報告書」及び「政

策分析報告書」も参考にした。

改めて、監査手続実施にあたり、参考にした資料は以下のとおりである。

資料名	補足
ア 一般会計予算説明書	各事業の予算金額や計画人数、計画回数等を記載した資料
イ 豊橋市予算の見どころ	予算をわかりやすく説明するための資料
ウ 主要施策成果報告書	過去 2年間の実績を比較した資料
エ 政策分析報告書	令和 3年度から年度ごとの推移を記載した資料

第 2 （福祉事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果

福祉事業について、令和 6年度の予算策定時に計画した事業について計画と実績を比較し、著しく差異ある事業について、監査を実施した。

結果、指摘及び意見はない。

第 3 （健康・医療事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果

健康・医療事業について、令和 6年度の予算策定時に計画した事業について計画と実績を比較し、著しく差異ある事業について、監査を実施した。

結果は、以下のとおりである。

A 1- 1 25歳・35歳への無料歯周病検診について

(1) 事業の概要

歯周病検診の充実事業

(2) 回答部署：健康増進課

(3) 計画と実績の比較

豊橋市は、予算公表時に、わかりやすく予算を説明するため、予算説明書以外に、別途、「豊橋市予算の見どころ」を公表している。また、当事業は、「豊橋市予算の見どころ 令和 6年度」のP47に記載されている。

当事業の事業費の内訳について、令和 6年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

年齢	(計画) 対象者数	(実績) 受診者数	受診率
25歳	4,038人	8人	0.2%
35歳	3,896人	20人	0.5%
	7,934人	28人	0.4%

(4) 監査の結果（意見）

ア 事業の途中経過の把握と対応について

25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診の受診率が低かったため、理由を確認したところ、限られた予算の中で、受診券の個別通知を行うために必要となる保健衛生システムの改修は実施せず、事業の周知を、豊橋市ホームページへの掲載・広報とよはしでの周知・公施設へのポスター掲示・市内事業所への事業案内で行い、申込制として対応したためとのことであった。

「予算の見どころ」は、豊橋市として、各種の事業計画のうち、特に市民に説明するための公表物であり、本来は、年度途中で事業の経過を把握し、状況が芳しくない場合には、別の対策を検討するなどの対応が必要であったと考える。

イ 予算の積算と補正について

令和6年度の歯周病検診の充実事業予算は4,650,430円であり、内訳は以下となっている。

	予算
25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診	4,172,400円
20歳・30歳の未受診者への個別推奨	478,030円
予算合計	4,650,430円

上記のうち、25歳・35歳の市民への無料の歯周病検診に伴う支出は120,120円であり、4,052,280円の予算が余っていた（4,172,400円－120,120円＝4,052,280円）。

本来は、上記アに記載のとおり、事業の途中経過を把握し、対策を検討することで、計画した事業を実施することが望ましいが、当初予算の積算段階で多く見積もっていなかったかも検討し、予算を補正し、市民のために他の事業を充実させることも検討の余地があったと考える。

なお、令和7年度も同様の事業を計画しているが、予算としては214,500円

(50人分) となっており、周知方法は令和 6年度と同様の方法をとっている
とのことであった。

なお、ホームページの一部抜粋は、次のとおりである。

(出典：

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/10519/R6midokoro.pdf>)



豊橋市
予算の
見どころ
令和6年度

育み 成長を支え
未来を拓くまちづくり予算

豊橋市



若い世代から かかりつけ歯科医を持ちましょう

歯周病は心臓血管疾患などさまざまな病気と関連があり、全身の健康に影響があります。豊橋市では20歳代・30歳代の方の約7割が歯周病にかかっています。若いうちからかかりつけの歯科医に定期的な受診をするきっかけとなるよう、対象者を拡充し、無料の歯周病検診や未受診者への受診勧奨を実施します。

今まで

歯周病検診

若い世代
20歳・30歳

未受診者勧奨

対象者
40歳・50歳

R6年度から

歯周病検診

若い世代 + 25歳・35歳
20歳・30歳

未受診者勧奨

対象者 + 20歳・30歳
40歳・50歳

拡充

かかりつけ歯科医とは...

歯が痛くなったらわかるだけではなく、むし歯や歯周病、オーラルフレイルとならないように定期的に受診する歯科医のことです。歯科検診は、年1回以上受けると効果的です。

ポイント

1. お口の健康は全身の健康につながります

歯周病の早期発見・治療は、心臓血管疾患や糖尿病の病状悪化、低体重児、早産などのリスクを軽減し、生涯にわたる全身の健康にもつながります。

歯周病とは...

歯の周りの組織（歯根膜、歯肉、歯槽骨など）の病気をまとめた総称です。年齢を重ねるごとに歯周病にかかる方の割合は上昇します。

2. 25歳・35歳の方も無料の歯周病検診の対象にします **拡充**

かかりつけの歯科医に定期的な受診をするきっかけとなるよう、無料の歯周病検診の対象に新たに25歳・35歳の方を追加します。20、30、40、50、60、70歳は継続して実施します。

3. 20歳・30歳の未受診者にも個別に勧奨を行います **拡充**

受診率の向上のため、これまでの40歳・50歳の方に加え20歳・30歳の未受診者の方にも個別勧奨を行います。

事業費

465万円

お問い合わせ

健康増進課

(0532) 39-9136

kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp



[予算概要説明資料 関連ページ] 39

A 1- 2 地域活動事業費について

(1) 事業の概要

市民が健康の大切さに気づき、日常生活に健康づくりを取り入れることができるよう、運動プログラムの提供や、校區別ウォーキングマップを地域住民と作成し、地域主体の健康づくり活動のサポートを行う事業

(2) 回答部署：健康増進課

(3) 計画と実績の比較

主要施策成果報告書を確認したところ、次のとおり、地域活動事業費として予算計上し、実施を計画していた校区対抗ウォーキングチャレンジマッチが中止となっていた。

(出典：令和 6年度 主要施策成果報告書)

	令和 5年度	令和 6年度
健康な地域づくり事業などの参加者数	6,105人	2,949人
校区対抗ウォーキングチャレンジマッチ	52校区 3,640人	中止

(4) 監査の結果（意見）

予算の積算と補正について

校区対抗ウォーキングチャレンジマッチが中止になった理由を確認した。

結果、令和 5年度の予算要求時には実施を計画していたものの、参加自治会は、役員の改選や年間計画の策定を 3月～ 4月に行うため、豊橋市としても、役員が新体制となった 4～ 5月に参加自治会に参加の意向を調査し、その結果、6月に中止を決定したとのことであった。また、代わりに地域のイベント開催時に利用できる健康づくりに関するプログラム内容を追加したとのことであった。

ただ、校区対抗ウォーキングチャレンジマッチに関する予算は206,000円余ったとのことであった。

この点につき、参加自治会の意向を基に、計画していた事業の実施の要否を柔軟に検討することは大切であると考えるが、一方で、翌年度に自治会の意向が見直される可能性がある場合には、実績や展望を基にできる限り確実性のある予算を積算することが望ましいと考える。

また、自治会の意向が定まり、新年度の早い段階で事業の中止を決定する場合には、予算を補正し、市民のために他の事業を充実させることも検討の余地があると考える。

第 5章 支出データに基づく監査の結果

第 1 主な監査手続

主な監査手続として、以下を実施した。

- 1 総務管理費・社会福祉費・老人福祉費・生活福祉費・保健衛生費・後期高齢者医療特別会計の支出データを入手し、分析を行うとともに、監査対象となる案件と、質問事項の洗い出し
- 2 ヒアリング前の事前照会として、洗い出した質問事項への回答を各部局に依頼
- 3 質問事項について、各部局から回答を入手し、分析を行うとともに、各部局へ関連資料の提出を依頼
- 4 質問事項への回答に加え、各部局から提出された関連資料に基づき、追加質問を行うとともに、関係法令等への準拠性の検証、内部管理文書等の閲覧、証拠書類との突合等

第 2 監査対象案件の抽出基準と監査対象案件

支出データに基づく監査を実施するにあたり、監査対象年度を中心としたデータを入力し、次の抽出基準に基づき監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

1 監査対象案件の抽出

(1) 抽出の母集団データ

抽出の母集団は、「総務費」「民生費」「衛生費」「後期高齢者医療特別会計」のうち、以下の支出データである。

- ・ 総務管理費のうち、人事管理費
- ・ 社会福祉費
- ・ 老人福祉費
- ・ 生活福祉費
- ・ 保健衛生費のうち、以下の支出データ
 - ・ 保健衛生総務費
 - ・ 健康づくり費
 - ・ たばこ対策費
 - ・ 疾病対策費
 - ・ 感染症対策費
 - ・ 保健医療体制費
 - ・ 災害時医療体制費
 - ・ 環境衛生対策費
 - ・ 食品安全対策費
 - ・ 食肉検査費
- ・ 後期高齢者医療特別会計

(2) 抽出方法

抽出の母集団としたデータから、支出内容や金額等を基に、様々な取引形態や処理方法による取引が対象サンプルとして抽出されるよう、任意に抽出した（特定のリスク要因を識別して選定したものではない。）。

なお、サンプル抽出に基づいて監査対象を選定していることもあり、他の取引についても留意し、再確認することが望まれる。

2 抽出した監査対象案件

前項の条件に基づき抽出した結果、以下の支出の調定を監査対象案件とした。

(福祉事業)

所属名	件名	支出金額	指摘意見	番号
福祉政策課	豊橋市成年後見支援センター運営業務（第1回）	6,475,425	意見	B 1- 1
福祉政策課	豊橋市成年後見支援センター運営業務（不用額）	427,739	—	—
福祉政策課	包括的支援体制整備業務（第1回）	17,999,850	—	—
福祉政策課	包括的支援体制整備業務（第2回）	17,999,850	—	—
福祉政策課	包括的支援体制整備業務（不用額）	1,471,263	—	—
福祉政策課	令和6年度東三河広域連合監査指導事業費負担金（7月期分）	2,179,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市総合福祉センター指定管理料（第1回）	14,488,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市地域福祉センター指定管理料（第1回）	12,801,000	—	—
福祉政策課	令和6年度つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金（第1回）	4,901,000	意見	B 1- 2
福祉政策課	令和6年度豊橋市社会福祉協議会活動費補助金（第4回）	16,622,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市社会福祉協議会活動費補助金（不用額）	1,299,650	—	—
福祉政策課	豊橋市福祉事業会補助金（一般事務費）	13,521,000	—	—
福祉政策課	豊橋市福祉事業会補助金（一般事務費）（第4回）	4,609,500	—	—
福祉政策課	令和6年度 豊橋市遺族連合会補助金	1,000,000	—	—
福祉政策課	総合福祉センター空調更新（取替）修繕	85,030,000	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
福祉政策課	令和6年度東部老人会館運営費補助金（第2回）	2,054,000	—	—
福祉政策課	令和6年度東部老人会館運営費補助金（不用額）	208,016	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市生活資金一時貸付金	4,500,000	—	—
福祉政策課	令和6年度生活資金一時貸付事務費補助金	525,000	—	—
福祉政策課	住民税非課税世帯支援給付金給付事業費	86,400,000	—	—
福祉政策課	住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業費	14,400,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市住民税非課税世帯等支援給付金（第1回）	6,000,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市住民税非課税世帯等支援給付金（第2回）	219,600,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市住民税非課税世帯支援給付金（第1回）	875,140,000	—	—
福祉政策課	令和6年度豊橋市住民税非課税世帯支援給付金（第2回）	14,900,000	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
国保年金課	障害者医療費 現物給付 令和6年2月診療分 9,564件	69,775,487	—	—
国保年金課	国民年金システム標準化対応業務委託	18,810,000	—	—
国保年金課	精神・精神（全疾患）障害者医療費 現物給付 令和7年1月診療分 合計16,105件	41,579,220	—	—
国保年金課	老人医療費の医療機関等返還金（医療法人 豊岡会）	13,108,000	—	—
国保年金課	令和6年度 後期高齢者医療システム運用支援業務	8,910,000	意見	B 2- 1
国保年金課	後期高齢者医療システム標準化対応業務委託	38,366,020	—	—
国保年金課	令和6年度市町村療養給付費負担金 4月期分	639,000,000	—	—
国保年金課	令和6年度市町村保険基盤安定負担金（前期分）	711,408,000	—	—
国保年金課	令和6年度市町村保険料負担金（3月期分）	798,974,598	—	—
国保年金課	令和6年度市町村保険料負担金（5月期分）	33,434,410	—	—
国保年金課	令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金（4月期分）	20,323,000	—	—
国保年金課	令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金（7月期分）	20,259,000	—	—
国保年金課	令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金（3月期分）	13,881,056	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
長寿介護課	令和6年度趣味の教室開催事業委託業務（不用額が生じたため）	470,544	—	—
長寿介護課	令和6年度豊橋市老人クラブ連合会補助金	1,830,000	—	—
長寿介護課	令和6年度豊橋市老人クラブ連合会補助金（不要額が生じたため）	385,018	—	—
長寿介護課	令和6年度シルバースポーツブロック大会開催委託業務（概算払い）	600,000	—	—
長寿介護課	令和6年度健康で生きがいのあるまちづくり推進事業委託業務（概算払い）	1,079,550	—	—
長寿介護課	令和6年度健康で生きがいのあるまちづくり推進事業委託業務（不用額が生じたため）	360,070	—	—
長寿介護課	令和6年度東三河広域連合介護保険事業負担金（4月期分）	499,800,000	—	—
長寿介護課	令和6年度老人クラブ活動費補助金（2回目）	6,598,000	—	—
長寿介護課	令和6年度老人クラブ活動費補助金（不用額が生じたため）	2,145,600	—	—
長寿介護課	ICTを活用したフレイル予防事業業務委託	1,189,980	—	—
長寿介護課	地域包括支援センター運営業務委託（第1回支払分）	195,425,000	—	—
長寿介護課	高齢者虐待防止ネットワーク運営業務	1,000,000	—	—
長寿介護課	フレイル検知サービス業務委託	1,298,000	意見	B 3- 2
長寿介護課	訪問調査等業務委託料（豊橋市介護認定調査センター）4月分	3,454,880	—	—
長寿介護課	訪問調査等業務委託料（豊橋市介護認定調査センター）3月分	5,780,280	—	—
長寿介護課	豊橋市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託業務（県営金田住宅シルバーハウジング）後期分	2,122,000	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
長寿介護課	令和6年度シニアスポーツ振興事業委託業務	415,000	—	—
長寿介護課	在宅医療・介護連携推進事業（第1回支払分）	6,250,000	意見	B 3- 3
長寿介護課	令和6年度 豊橋市認知症おかえりネットワーク事業 見守りSOS-DB業務	132,000	—	—
長寿介護課	令和6年度軽費老人ホーム利用料補助金（軽費老人ホーム若菜荘始め7施設）4月分	13,381,300	—	—
長寿介護課	令和6年度軽費老人ホーム利用料補助金（軽費老人ホーム若菜荘始め7施設）3月分	13,980,700	—	—
長寿介護課	認知症初期集中支援チーム事業業務委託	9,800,000	意見	B 3- 5
長寿介護課	豊橋市シルバー人材センター補助金（2回目）	12,290,000	—	—
長寿介護課	令和6年度 豊橋市高齢者活動センター指定管理料 （4回目）	3,167,250	—	—
長寿介護課	令和6年度 豊橋市西川老人憩の家指定管理料（4回目）	522,500	—	—
長寿介護課	令和6年度 豊橋市東細谷老人憩の家指定管理料（4回目）	522,500	—	—
長寿介護課	令和6年度ケアハウスかなだ運営費補助金（後期）	8,000,000	—	—
長寿介護課	令和6年度 豊橋市老人福祉センター指定管理料（第4回目）	12,003,000	—	—
長寿介護課	令和6年度 豊橋市老人福祉センター指定管理料（第4回目）	1,065,000	—	—
長寿介護課	訪問調査等業務委託料（令和7年3月分）	7,837,250	—	—
長寿介護課	老人保護措置費 養護盲老人ホーム福寿園（4月分）	1,200,521	—	—
長寿介護課	クオカード	80,000	意見	B 3- 1
長寿介護課	高齢者タクシー料金助成（令和6年5月分）	3,161,500	—	—
長寿介護課	運動教室開催業務委託（運動機能）	1,275,120	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
長寿介護課	クオカード	50,000	—	—
長寿介護課	高齢者タクシー料金助成（令和6年7月分）	4,075,000	—	—
長寿介護課	令和6年度長寿祝金	5,850,000	—	—
長寿介護課	令和6年度長寿祝金	100,000	—	—
長寿介護課	高齢者電車料金助成（令和6年11月分）	467,950	—	—
長寿介護課	高齢者豊鉄バス料金助成（令和6年11月分）	509,650	—	—
長寿介護課	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策支援事業費補助金（簡易陰圧装置）	2,918,000	意見	B 3- 4
長寿介護課	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策支援事業費補助金（家族面会室）	2,420,000	—	—
長寿介護課	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策支援事業費補助金（簡易陰圧装置）	2,918,000	—	—
長寿介護課	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策支援事業費補助金（家族面会室）	2,420,000	—	—
長寿介護課	高齢者タクシー料金助成（令和7年3月分）	7,379,000	—	—
長寿介護課	地域包括支援センター運営業務委託費 返還分	6,083,982	—	—
長寿介護課	墓地埋葬法による葬祭業務（水川 永 分）	177,865	—	—
長寿介護課	墓地埋葬法による葬祭業務（杉浦 康夫分）	42,722	—	—
長寿介護課	令和6年度東三河広域連合介護保険事業負担金（7月 期分）	999,600,000	—	—
長寿介護課	令和6年度東三河広域連合介護保険事業負担金（1月 期分）	999,600,000	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
障害福祉課	豊橋市障害者福祉会館指定管理委託料（第4四半期分）	8,975,000	指摘 意見	B 4- 2
障害福祉課	令和6年度とよはし総合相談支援センター運営事業委託業務（ピアカウンセリング業務）	6,911,300	—	—
障害福祉課	令和6年度とよはし総合相談支援センター運営事業委託業務（就労支援業務）	6,336,420	意見	B 4- 3
障害福祉課	令和6年度支給決定 梁瀬 達郎 身体障害者（児）補装具費公費負担分	151,050	—	—
障害福祉課	身体障害者用自動車改造費（上永吉 潤人）	100,000	—	—
障害福祉課	身体障害者用自動車改造費（神谷 裕之）	100,000	—	—
障害福祉課	障害者総合支援法指定事業所管理システム年間利用契約	1,122,000	指摘	B 4- 4
障害福祉課	介護給付費 4月審査分	376,568,381	—	—
障害福祉課	訓練等給付費 4月審査分	322,162,917	—	—
障害福祉課	計画相談支援給付費 4月審査分	17,450,235	—	—
障害福祉課	地域相談支援給付費 4月審査分	340,212	—	—
障害福祉課	特定障害者特別給付費 4月審査分	7,615,712	—	—
障害福祉課	障害児通所給付費 4月審査分	216,136,941	—	—
障害福祉課	障害児相談支援給付費 4月審査分	8,860,049	—	—
障害福祉課	令和6年度心身障害高校生奨学金及び入学準備金（5月払い・三枝 星音以下17名）	977,500	—	—
障害福祉課	令和6年度心身障害高校生奨学金（1年生／12月払い／三枝 星音以下17名）	680,000	—	—
障害福祉課	地域活動支援センター事業委託料（4月分）	673,806	意見	B 4- 6
障害福祉課	地域活動支援センター事業委託料（4月分）	997,566	意見	B 4- 6

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
障害福祉課	地域活動支援センター事業委託料（４月分）	1,614,914	指摘 意見	B 4- 7 B 4- 6
障害福祉課	地域活動支援センター事業委託料（４月分）	320,250	指摘 意見	B 4- 8 B 4- 6
障害福祉課	障害者タクシー料金助成券（６月分）	7,888,400	意見	B 4- 1
障害福祉課	地域生活支援事業（日中一時支援）６月分（めぐみ）	785,255	意見	B 4- 5
障害福祉課	地域生活支援事業（訪問入浴サービス）６月分（アースサポート豊橋）	1,432,160	—	—
障害福祉課	地域生活支援事業（訪問入浴サービス）６月分（アサヒサンクリーン）	673,568	—	—
障害福祉課	地域生活支援事業（日中一時支援）６月分（にしぐち学園）	249,260	—	—
障害福祉課	文化芸術活動振興事業委託業務	404,800	—	—
障害福祉課	豊橋市障害者扶助料（５・６・７月分）	114,701,100	—	—
障害福祉課	訓練等給付費 ７月審査分	330,496,410	—	—
障害福祉課	自立支援医療（更生医療）費 社保６月分	28,305,449	—	—
障害福祉課	障害者タクシー料金助成券（７月分）	7,380,500	—	—
障害福祉課	障害者福祉システム標準化対応業務委託	71,728,360	—	—
障害福祉課	豊橋市障害者共同生活援助事業費補助金	7,983,491	—	—
障害福祉課	豊橋市重症心身障害者（児）等短期入所サービス提供体制整備事業補助金	3,420,000	—	—
障害福祉課	令第四十三条の五第六項高額障害福祉サービス等給付費（新高額）	1,154,046	—	—
障害福祉課	特別障害者手当（１１・１２・１月分）	27,362,700	—	—
障害福祉課	豊橋市障害者扶助料（１１・１２・１月分）	114,301,300	—	—
障害福祉課	豊橋市障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の	15,100,000	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
	導入モデル事業補助金			
障害福祉課	福祉システム開発業務委託（令和7年4月制度改正対応）	19,328,100	—	—
障害福祉課	訓練等給付費 2月審査分	367,130,205	—	—
障害福祉課	介護給付費 3月審査分	381,855,843	—	—
障害福祉課	平成30年度～令和4年度 障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定に伴う返還金	45,013,449	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
生活福祉課	令和6年度民生委員児童委員報償費（令和6年10月分～令和7年3月分）	14,557,324	意見	B 5- 4
生活福祉課	令和6年度民生委員児童委員地区民児協会長活動費（令和6年4月分～令和6年9月分）	444,000	—	—
生活福祉課	民間奉仕活動助成事業補助金	500,000	意見	B 5- 1
生活福祉課	豊橋市民生委員児童委員協議会活動費補助金	3,955,300	意見	B 5- 1
生活福祉課	令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付額確定に伴う返還金	3,045,000	—	—
生活福祉課	令和5年度生活保護国庫負担金等交付額の確定に伴う返還金	71,928,918	—	—
生活福祉課	生活保護費4月分（口座振替）	149,276,221	—	—
生活福祉課	中国残留邦人支援給付金（令和6年4月分）（住宅扶助代理受領分）	22,400	—	—
生活福祉課	生活保護費4月支給分（窓口支給）	6,872,899	意見	B 5- 2
生活福祉課	生活保護費（住宅扶助）4月支給分（代理受領分）	3,365,600	—	—
生活福祉課	緊急払い生活保護費4月分	1,000,000	—	—
生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業委託（第1回）	3,781,750	—	—
生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業委託（第4回）	3,781,749	—	—
生活福祉課	令和6年度レセプト管理システム（クラウド）利用料	4,336,200	指摘	B 5- 3
生活福祉課	生活保護費4月18日随時払（窓口支給）	1,013,988	—	—
生活福祉課	緊急払い生活保護費4月 追加分	500,000	—	—
生活福祉課	生活保護法による被扶助者に対する3月分医療扶助診療報酬	216,321,000	—	—
生活福祉課	生活保護法による保護施設事務費（8月分）	206,378	—	—
生活福祉課	生活保護法による介護予防・日常生活支援総合事業費8月分	638,289	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
生活福祉課	生活困窮者一時生活支援費等給付（令和6年10月分）	9,600	意見	B 5- 5
生活福祉課	豊橋市生活保護システム標準化対応業務委託	330,000	—	—
生活福祉課	墓地、埋葬等に関する法律による死亡人取扱い業務	158,922	—	—
生活福祉課	生活保護法による被扶助者に対する医療扶助検診料	18,270	—	—
生活福祉課	三菱ランサー豊橋400せ6330 6か月定期法定点検	10,560	—	—
生活福祉課	生活保護法による保護施設事務費（慈照園1月分）	214,580	—	—
生活福祉課	生活保護法による保護施設事務費（2月分）及び基準額改定による差額（令和6年度分）（愛恵園）	1,342,446	—	—
生活福祉課	生活保護法による被扶助者に対する2月分医療扶助診療報酬	78,241,813	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
総合老人ホーム	養護老人ホーム嘱託医師報酬 橋本真徳（4月分）	113,000	—	—
総合老人ホーム	特別養護老人ホーム嘱託医師報酬 中嶋良行（4月分）	150,000	—	—
総合老人ホーム	総合老人ホーム施設管理委託業務（3月分）	374,000	—	—
総合老人ホーム	特別養護老人ホーム空調設備取替修繕	43,780,000	—	—
総合老人ホーム	特別養護老人ホーム給食業務	2,123,528	—	—
総合老人ホーム	養護老人ホーム給食業務	2,010,548	—	—
総合老人ホーム	養護老人ホーム空調設備保守点検業務	704,770	—	—
総合老人ホーム	特別養護老人ホーム空調設備保守点検業務	852,280	—	—
総合老人ホーム	特別養護老人ホーム給食業務	2,106,830	—	—
総合老人ホーム	養護老人ホーム給食業務	2,159,846	—	—

(健康・医療事業)

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 おたふくかぜ等予防接種業務委託 (8月分)	4,475,000	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 医療機関予防接種医務委託(9月 分)	107,615,341	意見	C 1- 1
保健所 保健医 療企画課	予防接種健康被害給付金(清水 和子)	44,427,000	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 風疹抗体検査等委託(6月分)	1,568,834	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 豊橋市休日夜間急病診療所指定管理 料(第4四半期分)	84,643,000	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 豊橋市休日夜間急病診療所指定管理 料(追加分)	23,000,000	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所 指定管理料(第4四半期分)	9,889,500	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 公衆浴場補助金 5月期分	1,800,600	—	—
保健所 保健医 療企画課	令和6年度 新型コロナウイルス予防接種業務委 託(10月分)	130,116,148	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
健康増進課	令和6年度 余熱利用施設指定管理料 第4四半 期（1月、2月、3月分）	12,783,250	指摘 意見	C 2- 3
健康増進課	令和6年度健康マイレージ連携アプリ「あいち健 康プラス」改修業務委託	514,800	—	—
健康増進課	食育からはじめる食環境整備事業委託業務	784,080	—	—
健康増進課	睡眠改善セミナー開催等業務（官民連携健康づく りセミナー等開催事業）	1,199,999	—	—
健康増進課	健康の道植栽取替修繕	641,300	—	—
健康増進課	官民連携健康づくりセミナー等開催事業委託（リ ビングラボガイドライン作成）	495,000	—	—
健康増進課	令和6年度 各種がん検診票等作成業務委託（が ん予防分）	4,113,090	—	—
健康増進課	令和6年度 各種がん検診票等作成業務委託（生 活習慣病分）	2,652,130	—	—
健康増進課	がん及び各種検診（肝炎、眼科）委託（6月分）	1,164,546	指摘	C 2- 2
健康増進課	がん及び各種検診（肺、胃、子宮頸、乳、大腸、 前立腺）委託 1月分	37,952,592	—	—
健康増進課	保健衛生システムサービス利用	6,844,970	指摘	C 2- 1
健康増進課	豊橋市健康管理システム標準化対応業務委託（令 和6年度分）	47,960,000	—	—
健康増進課	豊橋市健康管理システム標準化対応における移行 データ抽出業務委託（令和6年度分）	8,199,400	—	—
健康増進課	令和6年度各種がん検診（集団）業務委託（11 月分）	5,300,610	—	—
健康増進課	報酬（令和 6年8月分）	1,141,941	—	—
健康増進課	職員手当等（令和 6年12月分）	804,270	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
健康増進課	令和6年度 後期高齢者歯科健康診査業務委託 (5月分: 765,380円)	765,380	—	—
健康増進課	令和6年度 特定健康診査・健康診査受診券等作 成業務委託(後期)	1,998,312	—	—
健康増進課	後期高齢者医療制度健康診査等委託事業 6月分	19,767,088	—	—
健康増進課	健康診査データ処理手数料 7月分	719,125	—	—
健康増進課	後期高齢者医療制度人間ドック実施時健康診査等 委託事業(豊橋市民病院) 8月分	361,504	—	—
健康増進課	後期高齢者医療制度人間ドック実施時健康診査等 委託業務(豊橋医療センター9月分)	486,640	—	—
健康増進課	後期高齢者医療制度人間ドック実施時健康診査等 委託事業(光生会病院) 3月分-2	1,612,864	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
こども保健課	令和5年度 小児慢性特定疾病医療費負担金 国 庫返還金	2,912,715	—	—
こども保健課	令和4年度、5年度分 出産・子育て応援交付金 国庫返還金	14,129,000	—	—
こども保健課	令和5年度分 母子保健衛生費国庫補助金 返還 金	5,093,000	—	—
こども保健課	フッ化物洗口剤 ミラノール顆粒 他	386,892	—	—
こども保健課	子どもの口腔ケア啓発企画で使用するツール単純 増刷業務	396,792	指摘	C 3- 1
こども保健課	令和6年度よい子の歯みがき運動講師謝礼（7月 分）	144,000	—	—
こども保健課	健康とよはし歯っぴ〜ノート	94,800	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
生活衛生課	G P Cクリーンアップシステム賃貸借（令和6年度分）再リース	594,000	—	—
生活衛生課	卓上型超遠心機賃貸借（令和6年度分）再リース	524,040	—	—
生活衛生課	サルモネラ相誘導用免疫血清等	332,530	—	—
生活衛生課	ロータリーエバポレーター賃貸借（令和6年度分）（4月分）	41,261	—	—
生活衛生課	DNA/RNA電気泳動装置賃貸借（令和6年度分）（4月分）	52,140	—	—
生活衛生課	食品衛生相談等業務委託（前期分）	2,720,000	指摘	C 4- 1
生活衛生課	ロータリーシェイカー	157,300	—	—
生活衛生課	リアルタイムPCR保守点検業務（令和6年度）	710,325	指摘	C 4- 3
生活衛生課	冷凍機付インキュベーター	354,200	—	—
生活衛生課	高圧蒸気滅菌器	473,440	—	—
生活衛生課	コレラ菌免疫血清等	644,831	—	—
生活衛生課	豊橋市保健所 食品衛生外部精度管理調査業務手数料	189,200	—	—
生活衛生課	I C P-M Sシステム賃貸借（令和6年11月1日～令和7年3月31日）	1,783,100	—	—
生活衛生課	フーリエ変換赤外分光光度計賃貸借（令和6年10月1日～令和7年3月31日）	369,600	—	—
生活衛生課	サーモレコーダー一式	995,500	—	—
生活衛生課	食品営業システム改修（食品衛生監視票変更）業務	412,500	指摘	C 4- 2
生活衛生課	バイオハザード対策用キャビネット保守点検委託業務	448,800	—	—
生活衛生課	廃棄薬品等収集運搬・処分委託業務	197,890	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
生活衛生課	高圧蒸気滅菌器	689,700	—	—
生活衛生課	食中毒予防うちわ	82,500	—	—
生活衛生課	I K A シャフトジェネレーター 始め2件	520,850	—	—
生活衛生課	T a K a R a ノロウイルス拭き取り検査用キット 50回 など	534,270	—	—

第 3 （福祉事業）支出データに基づく監査の結果

福祉事業について、令和 6年度の支出データに基づいて、監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

結果は、以下のとおりである。

B 1- 1 豊橋市成年後見支援センター運營業務（第 1回）

(1) 事業の概要

判断能力の不十分な高齢者・障害者等の権利を擁護、支援するための法制度である成年後見制度の円滑な運用を図るための成年後見支援センターを運用するもの

ア 回答部署：福祉政策課

イ 支出額：6,475,425円

ウ 履行確認の方法：実績報告書により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P86、87

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P30

(2) 監査の結果（意見）

ア 豊橋市成年後見支援センターの運營業務のモニタリングについて

豊橋市が、運營業務として委託している内容については、仕様書には以下の記載がある。

10業務内容

- (1) 成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発業務
- (2) 判断力が十分でない方の権利擁護に関する相談業務
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する業務
- (4) 後見人等への支援業務
- (5) 成年後見支援センター運営委員会等の開催
- (6) 法人後見の受任業務
- (7) 発注者と協議した成年後見制度に関する業務

また、事業報告の方法についても、仕様書に以下の記載がある。

11事業の報告

受託者は毎月の活動状況について、3か月を単位として年4回報告するものとする。また、当該年度末は、年間の実績を一覧にまとめた報告書を提出すること。

そのため、四半期ごとの報告書を確認したところ、業務内容のうち(1)、(3)及び(5)については報告されていなかった。年度末に行われる年間の報告ではこれらの実績を確認できるものの、委託者として四半期ごとに進捗状況を確認する必要がある。したがって、四半期ごとの報告事項に啓発活動等の実施状況も含める等の詳細な記載を仕様書に盛り込むことが望ましい。

イ 普及啓発業務におけるアンケートの実施について

豊橋市成年後見支援センターでは、仕様書の第10項(1)の「成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発業務」に従って、各種の研修会の開催や啓発講座を通じた活動を行っている。

そのため、受講者にアンケートを実施し、委託者である豊橋市にアンケート結果の報告をしているか確認したところ、実施されていなかった。

成年後見制度等の普及啓発活動は、短期間で効果が表れるものではなく、

毎年分析と改善を繰り返し、より良い活動にするためにも受講者アンケートは重要である。したがって、受講者アンケートの実施及び豊橋市への結果報告についても、仕様書に盛り込むことが望ましい。

B 1- 2 令和 6年度つつじが丘地域福祉センター管理運営事業費補助金 (第 1回)

(1) 事業の概要

豊橋市社会福祉協議会が運営する、つつじが丘地域福祉センターの管理に係る費用を助成するもの

ア 回答部署：福祉政策課

イ 支出額：4,901,000円

ウ 履行確認の方法：実績報告書により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

つつじが丘地域福祉センターの利用実態の確認方法について

豊橋市社会福祉協議会が補助金を申請するにあたり豊橋市に提出する事業計画書(つつじが丘地域福祉センター管理運営計画並びに収支予算書)には、以下の記載がある。

3. 利用者及び施設の利用目的

- (1) 居住する高齢者、心身障害者並びに母子家庭の婦人及び児童、社会福祉の増進に協力する者及び団体
- (2) コミュニティーホールや会議室、研修室等の貸室があり、また老人センターとしての機能も備えており、東部地域の福祉活動の拠点として地域福祉の推進を目的としている。

そのため、事業計画書にそって運営されているか検証することは重要であり、豊橋市社会福祉協議会が利用状況をどの程度把握しているか確認した。

結果、豊橋市社会福祉協議会が毎月作成している「利用状況表」では、利用者数を「老人」と「それ以外」で分類・集計しており、「心身障害者並びに母子家庭の婦人及び児童、社会福祉の増進に協力する者及び団体」がそれぞれの程度利用しているかが不明であった。

豊橋市社会福祉協議会が事業計画書にそって運営していること及び想定利用者にサービスが行きわたっていることを把握するため、「老人」と「それ以外」の区別ではなく、「老人」・「心身障害者」・「母子家庭の婦人」・「児童」・「社会福祉の増進に協力する者及び団体」ごとに利用状況を確認することが望ましい。

B 2- 1 令和 6年度 後期高齢者医療システム運用支援業務

(1) 事業の概要

後期高齢者医療システムの運用における、質疑応答、イベント立会い、トラブル対応、パッケージの定期保守、軽微な仕様追加・修正などシステム運用等の支援を行うもの

ア 回答部署：国保年金課

イ 支出額：8,910,000円

ウ 履行確認の方法：常時確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

委託金額の妥当性について

本件委託業務は、既に開発・運用されている後期高齢者医療システムの運用に関するトラブルへの対応や軽微な仕様修正等を行うものであり、システムの開発元しか行うことができず、開発元以外の第三者に履行させることができないため、地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号の定めにより「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とであると判断し随意契約としている。当該判断については、「豊橋市随意契約ガイドライン」とも整合している。

しかしながら、委託金額の妥当性の検証には改善の余地がある。国保年金課は、開発元である企業から見積書を徴取し他業務との単価比較や適正な作業工数であるかの確認を行っているが、他の自治体との比較等を行っていない。自治体間で契約内容が異なる等単純に比較することは困難であるが、あ

る程度を目安とし適正な価格の確認が期待できる場合もあり、他の自治体との比較等を行うことが望ましい。

B 3- 1 クオカード（アクティブシニア活動促進事業費）

(1) 調定の概要

シニア向けスマホ教室の講師謝礼

ア 回答部署：長寿介護課

イ 支出額：80,000円

ウ 履行確認の方法：検査立会人（契約検査課）のもと検査職員（長寿介護課長）が確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（意見）

クオカードの受払管理について

2,000円のクオカード72枚を購入（今回購入は40枚）し、シニア向けスマホ教室の講師71名（内、1名は受取辞退）への謝礼として手渡しの上、受領のサインを頂いているが、2枚が担当者の手許に残ったまま、次年度に繰り越されている。

この管理については、令和 6年度は担当者に一任されており、次年度繰り越し分の発生に伴い、令和 7年度から受払簿による管理をしているとのことであるが、例えば、担当者が繰り越し分の存在を明らかにしない場合には管理されないまま着服の機会が存在することになるなど、年度末に繰り越し分

が存在するから管理するのではなく、金券類を取得した時点で受払管理の対象とすることが求められる。

B 3- 2 フレイル検知サービス業務委託

(1) 調定の概要

家庭の電気の使用量を計測するスマートメーターを使用し、電気の使用状況をAIで分析することで、生活の活動量が低下しているフレイルのリスクのある高齢者を検知する。

ア 回答部署：長寿介護課

イ 支出額：1,298,000円

ウ 履行確認の方法：システムの登録および判定状況の確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P89

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（意見）

フレイル検知サービスの周知方法について

フレイル検知サービスは、中部電力が自治体向けに提供している、スマートメーターで取得した電力データからAIがフレイルリスクを分析するサービスであり、プライバシーに配慮しながらフレイルリスクの高い高齢者を早期発見し、自治体による適切な支援を可能にするものである。豊橋市では75歳以上でひとり暮らしの元気な方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象としている。

中部電力との契約は100名単位となっており、実際の利用者が100名を超え

て増加するごとに契約金額が増加するが、豊橋市では100名までは無料として募集を行っている。

当該サービスの周知に関しては、以下のHPに「豊橋市健康サポートサービス（正式事業名：電気使用量を用いたフレイル予防サービス）」との文言は記載されているが、さらにリンク先のチラシを開かないと「先着100名無料」との文言が確認できない。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/60811.htm>

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/4189.htm>

フレイル対策を積極的に進めることは、高齢者の健康寿命を伸ばし、QOLを向上させるだけでなく、社会保障制度の維持や医療費の抑制にもつながり、日本社会全体の活力維持のためにも重要であり、フレイル予防による効果を考慮すると、より積極的に募集を行い、必要な市民に適切なサービスを提供することが期待される。また、令和6年度の利用者数は43名であり、追加支出することなく、さらに57名が利用可能な状況であったので、「先着100名無料」との文言をホームページの案内文に記載する等、市民の興味を引くような周知方法を工夫することが求められる。

B 3- 3 在宅医療・介護連携推進事業（第 1 回支払分）

(1) 調定の概要

在宅医療サポートセンターの運営等

ア 回答部署：長寿介護課

イ 支出額：6,250,000円

ウ 履行確認の方法：委託先から送付される月報で確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P89

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P32

(2) 監査の結果（意見）

委託金額の適切性の検討について

委託料の積算は人件費、報償費、旅費、役務費、需用費、事務費を加算して算定されているが、実質的には、仕様書で求められている専従者 2名分の年間人件費相当額の年額12,500,000円となっている。

『在宅医療・介護連携推進事業委託 仕様書』に基づく業務内容としては、相談対応、「在宅医療資源の把握」の取りまとめ、「在宅医療研修会」「出前講座」「講演会」などの準備であるが、当該業務内容及び『在宅医療・介護連携推進事業報告書（R●年●月）』の活動実績によると、月に数回開催される会議への出席の他、相談窓口相談者が来た場合の対応及びその随時対応のために窓口待機することが実際の業務であり、毎日専従者 2名で対応するほどの業務量が無いと思われる。また、当該専従者 2名が委託先の他の業務を行っていないことの確認も口頭確認のみで実質的にできていない。

委託金額が大きいため、日々の業務内容（本日の相談件数や会議出席時間など）の報告書の提出を求めること、並びに、当該業務内容や実際の従事者

数などに基づく必要な業務量の見積りに基づいた委託金額の妥当性を検討することが必要と考えられる。

B 3- 4 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金（簡易陰圧装置）

(1) 調定の概要

簡易陰圧装置設置経費支援

ア 回答部署：長寿介護課

イ 支出額：2,918,000円

ウ 履行確認の方法：業務報告書により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P89

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：一

(2) 監査の結果（意見）

一般競争入札実施の確認について

本補助金は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として簡易陰圧装置を設置するための経費を支援するための補助金である。

「愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱」第 8条(1)において、『県が民間事業者が実施する事業（以下、県補助対象事業）に対し、補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付すもの』として、『ケ 県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。』とされている。

この点、3者による競争入札が行われており、予定価格・入札結果表などは事業者において保管していることを、口頭により確認しているのみで、入札に係る資料については提出を依頼しておらず、書類等の確認により実際に入札が行われたことを確認していない。

一般競争入札は、入札資格を満たす不特定多数の事業者からの参加を公告等により募るものであり、単に3者から見積もりを取るのみでは随意契約と変わりが無いが、豊橋市契約規則第52条に定める、「工事又は製造」の請負契約に係る限度額の200万円を超えている。

豊橋市が一般競争入札を行うと同じ水準の手続を求めるものではないが、広く一般競争入札の公募が行われているかの確認、あるいは、適切な予定価格が設定されているかの確認程度の関与は必要ではないかと考える。

B 3- 5 認知症初期集中支援チーム事業業務委託

(1) 調定の概要

認知症初期集中支援チームの運営・普及啓発

ア 回答部署：長寿介護課

イ 支出額：9,800,000円

ウ 履行確認の方法：委託先から送付される月報で確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P89

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（意見）

業務委託料の妥当性について

支援件数の大幅な増加と活動時間数の増加が見込まれるため、従来のチーム員 2名以上配置での対応が難しく、1チーム 4名以上の設置とするために委託料が倍額必要であるとして、令和 6年度の委託料は令和 5年度に対して 96.0%の増加となっている。この点、計画時点の延べ支援対象者については、以下のとおり 8.1%の増加である。

	令和 5年度	令和 6年度	増減比
委託料	5,000,000円	9,800,000円	+ 96.0%
職種別委託料算定の基礎となる所要時間	作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間	作業療法士 935時間 介護福祉士 935時間 介護支援専門員 935時間 薬剤師 935時間	+100.0%
延べ支援対象者（申請当時）	37件（見込）	40件（計画） 20件（実績）	+8.1% ▲45.9%

支援内容は、家庭訪問の他、本人及び家族との連絡、来所相談、関係機関との連絡、チーム員会議、それに伴う記録等を含んでおり、支援対象者の増加に伴う委託料の増加は必要な対応であると考えられるが、前年度の委託料に対する倍増という委託料の増加が合理的な根拠に基づいているか、その増加割合が合理的な範囲であるか、部署内での契約執行における承認者には申請者（担当者）の説明する内容を慎重に検討の上、判断・承認する姿勢が求められる。

B 4- 1 障害者タクシー料金助成券（6月分）

(1) 事業の概要

障害者に対し、5,000円分のタクシー券等（①障害者タクシー料金助成券、②障害者交通助成券、③元気パス購入助成券（65歳以上のみ選択可能）のいずれかを本人の希望により選択）を交付する。重度障害者には、別途15,000円分の障害者タクシー料金助成券及び介護券2,400円分の交付がある。実際の利用数量に応じてタクシー会社等に支払いを行っている。

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：7,888,400円

ウ 履行確認の方法：毎月、タクシー会社から届く使用済み障害者タクシー券等の枚数を数えている。

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

タクシー券の管理体制について

タクシー券の管理方法について確認したところ、棚卸がなされていなかった。この場合、あるべき数量より実際の数量が減少していても、長期間発見できないこととなる。

したがって、当該タクシー券は年度末が利用期限ということもあり、年度中に1回は棚卸を行うことが望ましい。

B 4- 2 豊橋市障害者福祉会館指定管理委託料（第 4四半期分）

(1) 事業の概要

指定管理制度による豊橋市障害者福祉会館の管理・運営を実施

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：8,975,000円

ウ 履行確認の方法：日々指定管理者と連携しながら実績報告書にて毎月報告を受けている

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（指摘）

ア 仕様書への記載もれについて

豊橋市が、指定管理者に具体的な委託内容を記載する仕様書上、簡易専用水道検査についての記載がなかった。

実際は、指定管理者は当該検査を実施していたものの、豊橋市として、委託すべき業務内容と回数・実施すべき時期を明示すべきであると考ええる。

イ 仕様書への記載の明確化について

豊橋市は、自家用電気工作物保安管理業務について、保安管理と点検を委託していたが、仕様書を確認したところ、回数・実施すべき時期が記載されていなかった。

豊橋市が想定する業務を、委託業者が適切に実施したか否かを確認するために、仕様書に明確に記載する必要があると考ええる。

ウ 業務報告書の入手もれについて

仕様書上、トイレ、洗面台清掃を週 1 回行うこととなっていたが、当該委託内容についての業務報告書を入手していなかった。

指定管理者との協定書上、毎月終了後10日以内に業務報告することとなっており、仕様書どおりに指定管理者が業務を実施したかを確認する必要があると考える。

(3) 監査の結果（意見）

ア 第三者への業務委託の確認について

豊橋市障害者福社会館の管理に関する協定書第 6 条（第三者への業務委託）には、「管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ豊橋市に届け出るものとする。」旨の記載がある。

この点につき、プール水質検査業務について、指定管理者から豊橋市へ、第三者への委託の届出書が提出されていたため、委託先が適切か確認したうえで受理しているか確認したところ、確認ができなかった。

確かに、協定書には届け出る旨の記載となっているものの、どのような第三者に委託されているか確認して受理する必要があると考える。

イ アンケートについて

豊橋市障害者福社会館の利用者に対して、満足度アンケート等を実施しているか確認したところ、利用者会議において満足度アンケート調査を実施しているものの、とりまとめは指定管理者に一任し、実施したアンケートの集計結果の報告を受けていた。

この場合、万一、指定管理者に望ましくない回答があった場合、豊橋市まで報告されないことも想定される。

したがって、豊橋市として、利用者からの生の声を入手するためにも、直接、利用者にアンケートを実施するか、指定管理者が実施したアンケートの集計結果のみならず、利用者会議の出席者リストとアンケートの原本を入手

し、全てのアンケート結果が報告されていることを確認することが望ましい
と考える。

B 4- 3 令和 6年度とよはし総合相談支援センター運営事業委託業務（就労 支援業務）

(1) 事業の概要

障害者の就労促進及び定着を目指した相談支援

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：6,336,420円

ウ 履行確認の方法：実績報告書にて毎月報告

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当す
るか：P90、91

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度
>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P32

(2) 監査の結果（意見）

実績の報告内容について

豊橋市が委託先と交わした契約書に添付された仕様書には以下の記載があ
る。

5. 業務内容

10. 就労系事業所の職員のレベルアップのための研修会を開催すること。

就労支援業務には、主となる相談業務以外に、研修会の開催も含まれてい
る。そのため研修会を実施しているか毎月提出されている実績報告書で確認
したところ、研修会の実施について記載が確認できなかった。

実績報告書は委託業務の履行状況について適切に管理する重要なものであ

る。そのため、報告事項については委託先と十分なすり合わせを行うことが望ましい。

B 4- 4 障害者総合支援法指定事業所管理システム年間利用契約

(1) 事業の概要

障害者総合支援法指定事業所管理システム（指定事業所の基本情報、報酬の加算情報等を登録・管理するもの）の年間利用料

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：1,122,000円

ウ 履行確認の方法：常時確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（指摘）

支出金額の妥当性について

他の自治体でも当該システムを利用しているとのことであり、契約前に、他の自治体から支出額の情報入手し、豊橋市として金額の妥当性を確認しているかを質問したところ、資料の確認ができなかった。

本来は、契約前に、他の自治体の情報入手するとともに、所管課内で情報を共有して、支出額の妥当性を検討すべきであったと考える。

B 4- 5 地域生活支援事業（日中一時支援） 6月分（社会福祉法人〇〇）

(1) 事業の概要

障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、見守りや社会に適応するための訓練等の日中一時支援のサービスの提供を行う

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：785,255円

ウ 履行確認の方法：利用状況を書面で確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

アンケートの実施について

社会福祉法人〇〇の利用者に対して、事業者に対する満足度アンケート等を実施しているか確認した。

結果、事業者に対する個別のアンケートは実施されていなかった。

事業者が実施した事業が市民の役に立ったか、事業者に改善すべき点はなかったかについて、豊橋市が、利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考えます。

B 4- 6 地域活動支援センター事業委託料（4月分）

（特定非営利活動法人〇〇他 3法人）

(1) 事業の概要

地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センターⅢ型の機能強化事業を実施

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：3,606,536円

ウ 履行確認の方法：利用状況を書面で確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

アンケートの実施について

豊橋市は、地域活動支援センター事業を複数の場所で開催しており、また、複数の事業者へ委託している。

この点につき、特定非営利活動法人〇〇他 3法人へ委託している地域活動支援センターについて、利用者へ、事業者に対する満足度アンケート等を実施しているかを確認した。

結果、障害者計画を作成する際に、地域活動支援センター全体に対するアンケートは実施されているものの、受託事業者に対する個別のアンケートは実施されていなかった。

特定非営利活動法人〇〇他 3法人が実施した事業が市民にとって役に立ったか、事業者へ改善すべき点はなかったかについて、豊橋市が、利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年

度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考えてる。

B 4- 7 地域活動支援センター事業委託料（4月分）

（特定非営利活動法人〇〇）

(1) 事業の概要

地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センターⅢ型の機能強化事業を実施

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：1,614,914円

ウ 履行確認の方法：利用状況を書面で確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：一

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：一

(2) 監査の結果（指摘）

利用人数の制限について

豊橋市地域活動支援センター事業実施要綱第6条(2)イでは、1日当たりの実利用人数は、20名「未満」を上限とすることになっている。

この点につき、4月の利用状況報告書を確認したところ、利用者が20名の日が3回あった。

利用人数の制限は、利用者に提供するサービス水準等を低下させないためのものであり、利用人数の制限を超える場合には、豊橋市として当該サービス水準を低下させないように、より適切に利用状況について管理する必要があると考えてる。

B 4- 8 地域活動支援センター事業委託料（4月分）

（特定非営利活動法人◎◎）

（1）事業の概要

地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センターⅢ型の機能強化事業を実施

ア 回答部署：障害福祉課

イ 支出額：320,250円

ウ 履行確認の方法：利用状況を書面で確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

（2）監査の結果（指摘）

利用者の確認について

豊橋市は、地域活動支援センター事業を、複数の場所で複数の事業者に委託している。

また、毎月の委託料を事業者に支払う際、利用の事実を確認するため、事業者から、利用者ごとの利用確認書の提出を求めており、当該利用確認書には利用者確認欄を設け、事業者を通して、センターを利用した日にちや時間の確認を利用者に求めている。

この点につき、特定非営利活動法人◎◎から提出された利用確認書には、ボールペンによる簡単なチェックがなされているのみであり、利用者の押印やサインは確認できず、利用の事実が確認できなかった。

他の特定非営利活動法人から提出される利用確認書には、押印やサインがあり、特定非営利活動法人◎◎から提出される利用確認書についても、利用

の事実を確認するため、改善が必要であると考える。

B 5- 1 民間奉仕活動助成事業補助金及び民生委員児童委員協議会活動費補助金

(1) 事業の概要

民生委員児童委員協議会への補助金交付

ア 回答部署：生活福祉課

イ 支出額：4,455,300円

ウ 履行確認の方法：補助事業等実績報告書

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P86、87

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：一

(2) 監査の結果（意見）

民生委員児童委員協議会の歳入歳出決算（会計報告）について

民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）は、市から補助金等の交付を受けた際、市に対して補助事業等実績報告書を提出し各補助対象の事業における歳入歳出決算及び活動実施報告をしている。さらに毎年度、協議会は歳入歳出決算（会計報告）を市に提出し、歳入、歳出及び繰越金残高についても報告している。

これらの報告金額は、協議会事務局が作成した会計報告すなわち決算書に基づくものであって、市によるチェック又は検証が行われていない。補助金の使途の適正性を確保する観点から、会計報告に対する定期的な監査を実施することが望ましい。

B 5- 2 生活保護費 4月支給分（窓口支給）

(1) 事業の概要

例月の生活保護費の支給（現金支給分）

ア 回答部署：生活福祉課

イ 支出額：6,872,899円

ウ 履行確認の方法：常時確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P92、93

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P33

(2) 監査の結果（意見）

窓口支給する現金の残高管理について

生活保護費の支給は、ほとんどが口座振込であるが、銀行口座を持っていない場合等、様々な事情を抱える受給者については、少数ではあるものの窓口で現金支給を行っている。また、当該現金は、受給者ごとに封筒に入れ、封印し、実際に受渡した都度、支給対象者リストで消込をしている。さらに、支給日に窓口に来られなかった受給者の現金入り封筒については、金庫で管理している。

当該現金入り封筒を管理するにあたり、生活福祉課では、取り扱う職員を役職者に限定し、複数人で管理するなど様々な対策を行っているが、支給対象者リストのうち未渡し分と、実際の現金入り封筒が一致していることを定期的に確認することはなされていなかった。

この場合、万一、管理資料と実際の現金入り封筒とが不一致となっても、長期間、発見できないこととなる。

したがって、少なくとも週 1回は、複数人で管理資料と金庫の中にある実

際の現金入り封筒との一致を確認することが望ましいと考える。

B 5- 3 令和 6年度レセプト管理システム（クラウド）利用料

(1) 事業の概要

生活保護医療扶助のレセプト管理システムの利用料

ア 回答部署：生活福祉課

イ 支出額：4,336,200円

ウ 履行確認の方法：常時確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P92、93

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P33

(2) 監査の結果（指摘）

支出金額の妥当性について

他の自治体でも当該システムを利用しているとのことであり、契約前に、他の自治体から支出額の情報入手し、豊橋市として金額の妥当性を確認しているかを質問したところ、自治体により利用しているサービス項目、レセプト件数等が異なるため確認をしていないとのことであった。

しかし、当該システムを利用し続ける限り、システムベンダーとの間で一者随意契約を締結し続けることとなり、契約価額は他ベンダーへのシステム切替えが容易でないことが通常であるからベンダー側の見積りに沿って決定されることとなる。したがって、完全に同一の利用条件の自治体はなかったとしても、目安として契約前に類似規模の市を中心に他の自治体から情報入手するとともに、所管課内で情報を共有して、支出額の妥当性を検討すべ

きであったと考える。

B 5- 4 令和 6年度民生委員児童委員報償費（令和 6年10月分～令和 7年 3月分）

(1) 事業の概要

民生委員児童委員報償費の支給

ア 回答部署：生活福祉課

イ 支出額：14, 557, 324円

ウ 履行確認の方法：常時確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P86、87

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 6年度から 8年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：一

(2) 監査の結果（意見）

各地区における民生委員の定数について

民生委員（民生委員は児童委員を兼務しているため通常は「民生委員児童委員」と呼ばれる。）は、地域活動や訪問活動などの機会を通じて担当地区内の実態を把握し、援助を必要としている住民の相談に応じ、福祉サービスの利用支援や情報提供、行政や関係機関への橋渡しを行う。令和 6年度において、市内37地区に 8～26人の民生委員が配置されている。

民生委員に対しては、各年度に一律の報償費が支給され相談・支援件数又は活動日数により加算されることはない。令和 5年度の「民生児童委員活動状況報告書」によると、各地区の年間の相談・支援件数を人員数で除した 1人当たり取扱件数は、0.1～77.9件であった。同様に、1人当たり訪問・連

絡活動件数は、17.4～325.2件、1人当たり活動日数は、41.0～173.6日と地区間でばらつきが見られた。

民生委員児童委員の定数は市の細則で定められ、定年の見直しは主に一斉改選に合わせて3年に1回行われるとのことであるが、次回改選の際には地区間で民生委員の負担にばらつきがなるべく生じないような見直しをすることが望ましい。

B 5- 5 生活困窮者一時生活支援費等給付（令和 6年10月分）

(1) 事業の概要

生活困窮者居住支援事業における一時生活支援費等の給付

ア 回答部署：生活福祉課

イ 支出額：9,600円

ウ 履行確認の方法：一

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか： P92、93

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P33

(2) 監査の結果（意見）

一時生活支援費等の日額について

平成27年 4月から施行された生活困窮者自立支援法に定める生活困窮者居住支援事業の一環として、市は、生活費等の支援として制度利用者に対し 1日当たり 1,200円を支給している。当該金額は、国の制度趣旨に沿って市が定めた要綱に規定されており制度開始以降、一度も改定が行われていない。

昨今の物価状況からすると将来的に改定が必要となることも考えられ、金額設定は市の裁量に基づくとはいえその逸脱又は濫用は認められない。改定の際は、その改定金額の妥当性について検討過程を文書として残すことが望ましい。

第 4 （健康・医療事業）支出データに基づく監査の結果

健康・医療事業について、令和 6年度の支出データに基づいて、監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

結果は、以下のとおりである。

C 1- 1 令和 6年度 医療機関予防接種医務委託（9月分）

(1) 事業の概要

各仕様書、実施要領を基に予防接種の実施を豊橋市医師会と契約し、ワクチン毎の単価に基づき支払いを行うもの

ア 回答部署：保健医療企画課

イ 支出額：107,615,341円

ウ 履行確認の方法：完了報告書の提出とともに予診票が提出されるため、枚数、内容に不備がないか確認する。

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P83、85

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P28

(2) 監査の結果（意見）

委託料の合理性について

豊橋市は、豊橋市医師会との契約にあたり、予防接種委託料を積算している。当該積算方法を確認したところ、ワクチン代（平均単価）に、保険診療としての診察料や注射技術料、乳幼児加算等の診療報酬額を合算し、その合算額に対して、消費税率を乗じて積算していた。

予防接種委託料はあくまで自費診療であり、参考としての積算であること

は理解しているが、保険診療としての診療報酬額は、本来非課税であり、より合理的な積算をするならば、診療報酬相当額については非課税として積算することが望ましいと考える。

C 2- 1 保健衛生システムサービス利用

(1) 調定の概要

保健衛生システムサービス利用料

ア 回答部署：健康増進課

イ 支出額：6,844,970円

ウ 履行確認の方法：納品物の確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（指摘）

契約相手先の確認について

上記事業の実施に関連して、豊橋市では、〇〇株式会社の部長とサービス利用契約書を締結している。

通常、部長は使用人であり、会社の代表者ではないため、当該使用人に代表権が付与されていることを確認したかについて質問したところ、代表権が付与されているかは確認していないとのことであった。

代表権の有無が不明な者と契約した場合、当該業務契約の有効性に疑義が生じるとともに、万一、業務が実施されない場合には、〇〇株式会社に業務遂行の主張ができず、市民のための業務が実施できないおそれがある。

したがって、代表取締役以外の者と契約を締結する場合には、代表権の付与の有無を確認した後に締結する必要があると考える。

C 2- 2 がん及び各種検診（肝炎、眼科）委託（6月分）

(1) 調定の概要

がん及び各種検診（肝炎、眼科）委託（6月分）

ア 回答部署：健康増進課

イ 支出額：1,164,546円

ウ 履行確認の方法：検査及び検診結果の確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P83

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P28

(2) 監査の結果（指摘）

個人情報取扱いについて

豊橋市は一般社団法人〇〇に業務委託しており、実際の検査及び検診は一般社団法人〇〇の構成員である各医師がそれぞれ属する市内の医療機関が実施している。

豊橋市と一般社団法人〇〇との間で締結されている業務委託契約書第4条には、再委託の制限として、「受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」旨の記載があるが、発注者としての豊橋市が、再委託を承諾した旨の書類は確認できなかった。

また、豊橋市と一般社団法人〇〇との間で締結されている業務委託書の個人情報取扱特記事項第2条5項においては、受託者は業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を業務に従事する者から提出を受け、豊橋市に書面により報告するとしている。

実際の検査及び検診は、市内の多数の医療機関により実施されており、その業務に関連して個人情報を取り扱われていることから、各医療機関に個人情報取扱従事者が存在していると考えられるが、豊橋市は、宣誓書の別紙として添付されている個人情報取扱従事者名簿の網羅性について確認していない。実際の業務を行う各医療機関において個人情報の流出が発生する可能性に留意し、各医療機関の個人情報取扱従事者を明確にする必要があると考える。

C 2- 3 資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）指定管理料

(1) 調定の概要

令和 6年度 資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）指定管理料 第4四半期（1月、2月、3月分）

ア 回答部署：健康増進課

イ 支出額：12,783,250円

ウ 履行確認の方法：年1回モニタリング評価を実施

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（指摘）

履行確認について

指定管理者である穂の国健幸づくりパートナーズの代表企業である〇〇株式会社と取り交わしている協定書第23条においては、指定管理者は「毎年度終了後30日以内に事業報告書を提出し、豊橋市の確認を得なければならない」と記載されているが、指定管理者からの事業報告書の提出日は、令和7年5月20日となっている。次年度以降の施策の検討のためにも、指定管理者に対して、事業報告書の提出期限を遵守するように指導すべきであると考え

る。また、管理運営仕様書第5章1(1)において、「統括責任者及び副統括責任者を定め、開館期間中は統括責任者又は副統括責任者のいずれかが常駐すること」と記載されているが、開館期間中に統括責任者又は副統括責任者のいずれかが常駐されていることを確認している書類は作成されていなかった。必要と判断し仕様書に記載した事項については、当該事項が遵守された

ことを確認する必要があると考える。

(3) 監査の結果（意見）

ア 計画と実績の比較分析について

豊橋市は、指定管理者である穂の国健幸づくりパートナーズの代表企業である〇〇株式会社から、毎年、事業計画書及び事業報告書の提出を受け、当該報告等に基づき施設の利用状況等のモニタリング評価を実施している。

しかし、当該モニタリング評価においては、前年度の利用者数との比較により評価を実施しているのみで、計画（目標）と実績との比較による評価を実施していない。計画（目標）と実績との比較分析を行い、次年度の計画（目標）や市の政策との適合性について検討することが望ましいと考える。

イ 暴力団等排除に係る解除条項

指定管理者募集時には応募団体の役員について暴力団排除に関する合意書に定める排除要件に該当するか否かについての確認を実施しているが、それ以降は代表者の交代に係る情報以外の役員の就任等の情報を収集しておらず、暴力団排除に関する合意書に定める排除要件に該当するか否かについての確認を実施していない。

募集時以降においても、指定を受けた団体の役員の変更についての情報を収集し、暴力団排除に関する合意書に定める排除要件に該当するか否かについての確認を実施することが望ましいと考える。

C 3- 1 子どもの口腔ケア啓発企画で使用するツール単純増刷業務

(1) 事業の概要

保育園、認定こども園、幼稚園における年長児の歯みがきの習慣化を啓発するために使用するシールの印刷業務

ア 回答部署：こども保健課

イ 支出額：396,792円

ウ 履行確認の方法：成果物の納品により確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P82、83

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和6年度から8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P29

(2) 監査の結果（指摘）

相手先の確認について

上記事業の実施に関連して、豊橋市では、株式会社〇〇と豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップを締結している。

そこで、相手先との締結状況を確認したところ、パートナーシップ締結の相手先は、株式会社〇〇の執行役員であった。

通常、執行役員は使用人であり、会社の代表者ではないため、当該使用人に代表権が付与されていることを確認したか質問したところ、確認していないとのことであった。

代表権の有無が不明な者と契約した場合、当該業務の有効性に疑義が生じるとともに、万一、事業が実施されない場合には、株式会社〇〇に事業遂行の主張ができず、市民のための事業が実施できないおそれがある。

したがって、取締役等と契約を締結する場合には、代表権の付与の有無を確認した後締結する必要があると考える。

C 4- 1 食品衛生相談等業務委託（前期分）

(1) 調定の概要

食品衛生指導事業の一部（食品事業者への講習や巡回衛生指導等）の委託

ア 回答部署：生活衛生課

イ 支出額：2,720,000円

ウ 履行確認の方法：業務実施報告書を確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P78、79

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P25

(2) 監査の結果（指摘）

委託した事業内容の確認について

契約時に締結する委託業務実施要綱には、委託する事業として、以下が定められていた。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 食品衛生責任者実務講習会(2) 食品営業許可新規開設者衛生講習会(3) 許可継続営業者衛生講習会(4) 食品衛生相談事業(5) 巡回指導事業(6) HACCP相談指導事業 |
|--|

上記につき、「(4) 食品衛生相談事業」「(6) HACCP相談指導事業」について、豊橋市として相談内容や指導内容をどのように把握しているか確認したところ、報告書は入手しておらず、ヒアリングしているとのことであった。

また、「(5) 巡回指導事業」について、どの営業施設を巡回したかを確認したところ、委託業者が提出した業務実施報告書には記載がなかった。

本来は、委託業務実施要綱に基づいた業務が実施されたかについて、委託業者から相談内容や指導内容が含まれた業務実施報告書を入手し、内容確認するとともに、課内で共有し、次年度以降の業務に活用する必要があると考える。

C 4- 2 食品営業システム改修（食品衛生監視票変更）業務

(1) 調定の概要

令和6年9月の食品衛生法施行規則改正により監視指導項目が変更されたことに伴うシステム改修

ア 回答部署：生活衛生課

イ 支出額：412,500円

ウ 履行確認の方法：業務実施報告書を確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P78、79

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P25

(2) 監査の結果（指摘）

委託した事業内容の確認について

契約締結時に添付する仕様書には、「改修対象部分の操作方法についてマニュアルを作成し、職員に研修を行うこと。」となっていたが、当該マニュアルや研修の事実が確認できなかった。

この点につき質問したところ、本改修においては操作方法等に変更がなかったため、マニュアルが不要であり、事前の打ち合わせで確認していたとのことであった。

本契約は、システム改修による一者随意契約であり、本来は、事前打ち合わせ時に仕様書の記載内容についても打ち合わせを行い、不要な項目がある場合には削除する必要があると考えられる。

C 4- 3 リアルタイムPCR保守点検業務（令和 6年度）

(1) 調定の概要

感染症の遺伝子検査に使用する機器の検査精度を維持するための点検・調整

ア 回答部署：生活衛生課

イ 支出額：710,325円

ウ 履行確認の方法：業務実施報告書を確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 6年度から 8年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（指摘）

再委託を含めた実施体制の確認について

リアルタイムPCR保守点検業務について、豊橋市は、対象機器の販売代理店に委託しているが、実際の保守点検業務は、販売代理店を通して、対象機器の製造業者が実施している。

この点につき、製造業者との直接契約による支出削減の余地がないかを確認したところ、保守点検は販売代理店を通じてのみ提供されるため、直接契約はできないとのことであった。

また、業務委託契約書第 4条（再委託の制限）には、「受託者は、業務の全

部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と定められているため、販売代理店から製造業者への再委託について、豊橋市として承認しているか確認したところ、再委託の承認はしていないとのことであった。

本来は、販売代理店への委託時に、再委託を含めた実施体制を確認し、再委託申請・承認の手続きを行うべきであったと考える。

第 6章 業務フローに基づく監査の結果

第 1 主な監査手続

前述の支出データに基づく監査はサンプル抽出に基づいて監査対象を選定しており、別途、現業を実施している部署について業務フローの観点からも監査をした方がよいと判断した事業については、以下の主な監査手続を実施した。

- 1 業務フローを想定し、あらかじめ論点を抽出
- 2 ヒアリングや資料の閲覧、関係法令等への準拠性の検証、内部管理文書等の閲覧、証拠書類との突合等

第 2 生活保護事業の業務フローに基づく監査の結果

D 1- 1 生活保護事業の業務フローに基づいて、監査を実施した結果は、以下のとおりである。

監査の結果（意見）

ア 一覧による家庭訪問調査の進捗状況確認について

生活福祉課では、26名のケースワーカーが、定期的に家庭訪問調査を行い、居住実態等を確認している。

この点につき、各ケースワーカーの家庭訪問の進捗状況を、担当課としてどのように把握しているか確認したところ、生活保護受給世帯ごとの紙媒体のファイル（ケースファイル）に保護決定調書やケース記録、収入申告書等を保管し、この中で、定期訪問の状況も個別に管理しているとのことであった。

家庭訪問の調査対象世帯は2,208世帯数あり、属人的にならないよう、現状の方法に加えて、担当課として調査の進捗状況を一覽的に把握することが望ましいと考える。

イ 訪問時の業務の標準化について

生活福祉課では、26名のケースワーカーが、定期的に家庭訪問調査を行い、居住実態等を確認している。

この点につき、訪問時にどのような質問をしているか確認したところ、具体的な質問表はないとのことであった。

質問すべき項目は、生活保護の受給者ごとに異なるとは推測するが、ケースワーカーの経験年数等も様々であることを踏まえ、属人的にならないよう、訪問時に少なくとも質問・確認すべき項目は質問表等としてまとめ、業務を標準化することも有用であると考ええる。

ウ 生活保護の不正受給の通報窓口について

生活保護の不正受給について、不正受給が発覚した場合には、豊橋市は厳格な対応を行っている。ただ、不正受給について、専用の通報窓口の有無を確認したところ、担当課としての全般的な問い合わせ窓口はあるものの、専用窓口はないとのことであった。

この点につき、例えば、千葉市では、生活保護の不正受給についての窓口をHPに設け、不正受給に関する情報をWEBでも受け付けている。

(出典：

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/huseijyukyutuhou.html>)

豊橋市のHP上に専用窓口を設けること自体により、不正受給に対する牽制効果や抑止力が期待できるため、検討が望ましいと考える。

エ 課税調査について

生活福祉課では、年に1回、生活保護費の受給者の課税調査を行っている。また、課税調査の調査対象世帯数は2,225世帯ある。

また、調査方法を確認したところ、各ケースワーカーごとに、担当している受給者の生活保護課税台帳調査書を印刷し、調査しているとのことであった。

この点につき、万一、印刷もれがあった場合、調査も漏れてしまうこととなる。したがって、印刷もれによる調査もれ等を防止するため、例えば、一括で当該調査書を印刷し、各ケースワーカーに配布すること等の工夫も有用であると考えられる。

オ 他法他施策について

生活保護費は、生活保護法に基づき支給が行われるが、老人福祉法や児童福祉法など別途の措置が行われる場合、生活保護費の支給については廃止される。また、重複支給とならないよう、他法他施策の有無について確認する必要がある。

この点につき、当該確認方法を質問したところ、各ケースワーカーが個別に対応しているとのことであった。

重複支給の有無を確認すべき担当課は、以下のとおり多岐にまたがるため、各ケースワーカーが属人的に実施せず、例えば年 1回、各課のデータをすり合わせる仕組みを構築することが有用であると考える。

① 国保年金課	⑤ 子育て支援課
② 長寿介護課	⑥ 健康増進課
③ 障害福祉課	⑦ 学校教育課
④ 生活福祉課	⑧ 保健給食課

カ 廃止後手続について

就労等により、生活保護費の支給から外れ、自立できた者は、生活保護の廃止後手続を行う必要がある。

この点につき、廃止後手続の内容を確認したところ、手続きすべき担当課は、以下のとおり多岐にまたがっていた。

担当課	項目	手続期限
国保年金課（1F）	国民保険加入・限度額認定の手続き	当月
国保年金課（3F） （後期高齢者医療保険）	後期高齢者医療保険加入・限度額認定証・マル福受給者証の手続き	当月
国保年金課（1F）	国民年金減免申請	当月
こども家庭課	子ども医療・母子医療	当月
長寿介護課	居住費・食費の軽減の申請 （特別養護老人ホーム、老人保健施設、ショートステイ、療養型病院の利用者）	当月
住宅課	市営住宅の家賃減免の申請	申請翌月より
学校教育課	就学援助を利用する場合	申請翌月より
障害福祉課	自立支援の書き換え・マル障受給者証の手続き	当月

手続期限が当月の場合も多く、手続きを行う市民の負担を軽くするため、必要書類の様式の見直しや、書類の回付方法の見直しなどについて、検討の余地があると考ええる。

キ 生活保護事務の効率化について

社会福祉法第16条では、以下の通り、ケースワーカー 1人当たりの担当世帯数は80世帯が標準とされている。

社会福祉法

(所員の定数)

第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

：

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

一方、豊橋市では、1人当たりの担当世帯数が84世帯と、法律の基準を超過しており、職員の負担が過剰になっているのが現状である。

また、こうした状況において、生活福祉課では業務改善ノミネート事例報告シート等を用いて、業務効率化を検討している。

ただ、生活福祉課が作成している「新任ケースワーカーのためのマニュアル」を確認したところ、ケースワーカーとして、次ページのとおり、様々な業務を実施していた。

特に、その他のサブ業務や、毎月行っている定例の通知の印刷・封入作業など、外部委託が可能な業務はアウトソーシングによる効率化を図り、ケースワーカーとしての本来業務に集中するための環境整備が必要であると考え

(生活保護グループ)

1	窓口担当	生活保護申請から決定までの業務を担当。
2	地区担当(ケースワーカー)	生活保護決定から廃止までの業務を担当し、地区ごとに世帯を受け持ちます。担当世帯数は年度によって増減しますが、令和5年度は平均で約125~130世帯と多めです。豊橋市ではケースワーカーの担当業務を細かく分割しているため、地区担当の世帯数は社会福祉法に定める標準世帯数80世帯を超えています。
3	査察指導員	ケースワーカーの取りまとめや指導を担当。
4	医療担当	生活保護の医療扶助部分を担当。医療費の支払いや事務取りまとめ、医療扶助の適正な運営（囑託医意見伺い、医療監査等）を行います。 また、医療扶助で医療機関に支払う額は膨大（市で10割負担）であるため、医療費削減と受給世帯の健康管理も兼ねて保健師と看護師による保健指導を行います。
5	介護担当	生活保護の介護扶助部分を担当。介護保険サービスの1割（65歳以上）を市で負担しているため、事業所や施設への支払いや事務取りまとめを行います。
6	債権担当	生活保護費の返還が発生したものの、納付がない債務者に対し催促等の業務を行います。なお、現在受給している世帯については、納付催促や債務状況の管理は地区担当(ケースワーカー)が行います。
7	庶務担当	生活保護にかかわる各種調査（戸籍や預貯金等）、予算・決算、課内の庶務を担当。
8	就労支援員	生活保護の担当ケースワーカーやハローワークサポートコーナーの職員と連携し、生活保護受給者向けに稼働能力を活用できるように必要な就労支援を実施します。
9	就労準備支援員	生活保護受給者向けに就労に向けた準備として生活習慣の改善や訓練作業を行います。求職活動に入る前に生活習慣の改善が見込まれないと難しい世帯員についてはこの事業を利用します。
10	就労サポートコーナー (ハローワーク分室)	ハローワークの職員が出向で在室し、生活保護受給者や困窮者に向けて、求職情報の提供やサポートを行います。通常のハローワークと比べ、生活保護受給世帯への支援が手厚くなっています。 ※65歳以上や外国人、障害手帳所有者等一定の条件の人は利用できません。
11	年金調査員	生活保護受給世帯の年金受給手続きのフォローを行います。

(自立相談グループ)

1	自立相談支援員	生活困窮者向けの生活支援や相談を行います。相談員は社会福祉協議会の職員も業務委託で兼務しています。生活費の貸付、就労支援、ホームレス支援、住宅確保給付金、家計改善支援、旅費がなくなった人への対応(旅費欠)等、生活保護を利用するまでとは言えない困窮者に向けての総合的な支援を行います。生活保護グループとも連携を図り受給者の支援を進めます。
2	民生委員担当	民生委員の取りまとめを行います。
3	外国人就労支援、通訳	外国人を対象とした就労支援、ポルトガル語の通訳を行います。ケースワーカーとアウトリーチを行うこともできます。
4	就労支援員	生活保護の担当ケースワーカーやハローワークサポートコーナーの職員と連携し、生活保護受給者向けに稼働能力を活用できるように必要な就労支援を実施します。
5	就労準備支援員	困窮者向けに就労に向けた準備として生活習慣の改善や訓練作業を行います。求職活動に入る前に生活習慣の改善が見込まれない方についてはこの事業を利用します。
6	家計改善支援員	生活保護の担当ケースワーカーと連携し、生活保護受給者向けに自身で適切に家計管理ができるように支援したり、債務整理の支援等を行います。

(その他のサブ業務)

※ メインの業務の他に、課内の業務を分担

1	システム	生活保護システム「ふれあい」の保守、支給のとりまとめ
2	ホームページ	生活福祉課のホームページ更新
3	業務改善	課内の業務の効率化
4	マイナンバー	マイナンバー（特定個人情報）にかかる照会、課内研修を担当
5	職場環境整備	課内の美化を担当
6	遺留品	亡くなった受給世帯等の遺留品の管理、とりまとめ
7	翻訳	課内で使う書類等の翻訳を多文化共生国際課へ依頼のとりまとめ
8	研修	本課、他課向けの研修を担当
9	マニュアル更新	課内業務のマニュアル更新
10	重層化	
11	DV	DVを受けている市民の生活保護相談
12	OJT	新人職員の教育を担当
13	給食費	生活保護世帯の給食費支給のとりまとめ
14	食料	困窮者向けに課内で備蓄している食料のとりまとめ
15	郵便	課内で発送する郵便物のとりまとめ、決定通知書等大口の発送に関しては封入作業のとりまとめ
16	当番表作成	昼当番や封入作業当番等、月次のスケジュール作成
17	住居案内	困窮者向けの物件情報冊子「住居案内」の編集
18	書類印刷	課内で使用する書類（生活保護のしおり等）の印刷
19	民生委員	自立相談グループが担当する民生委員に関わる業務の補助
20	公営住宅	市営住宅の代理納付のとりまとめ
21	児童措置・要対協	措置された児童について課内共有、要対協（要保護児童対策連絡調整会議）の出席と課内共有
22	無料低額宿泊所	監査対応、受付業務
23	窓口（補助）	生活保護申請から決定までの業務を担当する窓口担当の補助
24	扶養義務調査	生活保護受給世帯の扶養親族への調査のとりまとめ
25	課税調査	課税調査の課内の進捗管理

26	他市照会	国、県、他市からの照会への回答を担当
27	ステップ	困窮世帯、片親世帯向けの学習教室「ステップ」の運営を担当
28	中国残留邦人	支援給付業務、監査対応
29	就労支援	就労サポートコーナーとの情報共有、事業参加申込所(個人票A)の作成
30	就労準備	就労準備支援員のサポート
31	介護（境界層、個別指導、高額療養費）	介護保険の自己負担額を下げることで生活保護ではなくなる世帯（介護境界層）の証明発行、介護サービス事業所の指導監査、介護保険高額療養費のとりまとめ
32	自動車保有台帳	自動車を保有している生活保護受給世帯の保有状況のとりまとめ
33	固定資産台帳	固定資産を保有している生活保護受給世帯のとりまとめ、資産税課への情報共有等を担当
34	銃砲刀剣照会	公安委員会からの照会対応
35	義援金	生活保護受給世帯に向けた義援金、入学祝い品のとりまとめ
36	標準化	生活保護システムの機能標準化に向けた業務を担当
37	医療扶助オンライン	マイナンバーを活用した医療情報のオンライン上での連携業務を担当
38	統計	生活保護受給世帯の統計データ作成を担当
39	ポット、流しの清掃	課内のポットの洗浄、流しの清掃
40	墓地埋葬法	墓地埋葬法、行旅死亡人の対応に関わる事務を担当

（行旅死亡人・墓地埋葬法にかかる対応（生活保護受給者以外））

※ 死亡者が 65 歳未満の場合に対応（65 歳以上は長寿介護課が対応）

※ ケースワーカーのサブ担当で対応

1	行旅死亡人	身元不明で引取者がいない死亡人の葬儀執行にかかる事務を担当
2	墓地埋葬法	身元は判明しているが、身寄りがいない場合、親族が遺体・遺骨の引取を拒否した場合の死亡人の葬儀執行にかかる事務を担当

第 3 総合老人ホームの業務フローに基づく監査の結果

E 1- 1 総合老人ホームの業務フローに基づいて、監査を実施した結果は、以下のとおりである。

(1) 監査の結果（指摘）

ア 介護報酬の請求漏れについて

2024年 9月分として愛知県国民健康保険団体連合会に請求した内、「市町村の認定変更が未決定」として返戻（保留）となっていた48,467円について、翌月以降の請求処理が漏れていた。

請求が可能な期間内に、再請求をする必要がある。

イ 預り預金通帳の残高にかかる報告について

豊橋市総合老人ホームつつじ荘では、「豊橋市総合老人ホームつつじ荘預り金等管理規程」に基づき、入所者の預り金（預金を含む）の管理を行っており、同規程 4条 2項には、「所長は、生活相談員が作成した残高調書を預金通帳で確認した後、入所者又は家族若しくは身元引受人に、3ヶ月に1回報告する」ことが定められている。

当該規程に基づき、豊橋市総合老人ホームつつじ荘では、入所者から預かった預金通帳がある場合、その残高及び入出金情報について、3ヶ月に1回、入所者又は家族若しくは身元引受人に、預り金明細書を添付して報告を行っている。

サンプルで預り金明細書及び預金通帳を閲覧し、報告の適切性について確認した。

結果、今回のサンプルとして抽出した預り金明細書において、入出金記録の掲載漏れが発見された。本来は、報告月の月末日までの入出金情報を掲載するところ、月末日以前に記帳を行った預金通帳をもとに預り金明細書を作成したため、当該記帳日から報告月の月末日までの入出金記録の掲載が漏れ

たものである。

預り金等については、豊橋市総合老人ホームつつじ荘において適正な管理を行う義務があり、預金通帳の入出金情報の入所者又は家族若しくは身元引受人への報告も当該管理の一環であるといえる。このため、入出金額の多寡にかかわらず網羅的な報告が必要と考える。

(2) 監査の結果（意見）

介護報酬返戻の管理について

監査の結果（指摘）アに記載のとおり、返戻となった介護報酬の再請求が漏れていた。これは、返戻となった介護報酬の再請求が担当者の認識に依存していたことによるものである。

そのため、返戻等の再請求が必要な情報を一覧表により管理し、次月以降の愛知県国民健康保険団体連合会への請求時に資料として添付するなど、請求漏れがないように管理する方法を採用することが求められる。

第 7章 健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制の監査の結果

第 1 主な監査手続

健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制について、情報企画課に対して、主にヒアリングや資料の閲覧等を実施した。

第 2 健康・医療・福祉事業で使用するシステムの管理体制の監査の結果

指摘及び意見はない。

第 8章 契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果

第 1 主な監査手続

包括外部監査を実施した期間中の令和 7年 9月26日に、豊橋市は「契約事務における不適正な事務処理の公表」として、報道発表を行った。

報道発表の内容は、本来、契約を締結するにあたっては、複数の事業者から見積書を徴取し、豊橋市として決裁した後に契約する事業者を決定し、契約締結すべきところ、事業者 1社に対して、他の事業者の見積書も提出するよう依頼し、当該事業者が、3社分の見積書を用意し、まとめて豊橋市に提出させることで、外観的に見積合わせの体裁を整えていた事例が、令和 6年度に、14部局31課で、971件あったというものである。

このため、選定したテーマ「健康・医療・福祉事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について」に関連した事業においても、上記の不適正な事務処理があったか、あった場合には、原因と今後の再発防止策等について、今回の事例の調査を担当した契約検査課にヒアリングを行うとともに、調査資料を確認した。

第 2 契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果

契約事務における不適正な事務処理についての監査の結果は、以下のとおりである。

F 1- 1 契約事務の公正性

(2) 監査の結果（指摘）

契約事務の公正性確保について

上記の監査手続を実施した結果、選定したテーマに関連した部署において

も、不適正な事務処理があることを確認した。

また原因としては、各部署が、見積合わせや一者随契等の随意契約に係る規定の理解が不十分なまま、緊急性や特殊性を理由に、不適正な事務処理を慣例化させていたためであった。

不適正に見積合わせの体裁を整えることは、契約事務の公正性を損ねることになり、断じて行うべきではない。

今回の事例を受けて、豊橋市としても、次の再発防止策を講ずることとしている。

- (1) 緊急又は特殊な施工をする必要が生じた場合の契約手続きについて、規定を明確に定める。
- (2) 見積合わせにおける事業者の選定、見積書の受領、発注等の事務手続きについて、複数人でチェックする体制や仕組みを整備する。
- (3) 上記契約に係る規定や仕組みについて、庁内通知で周知を図るとともに、正しい契約手続きが理解されるよう、全職員に対し研修を実施する。

上記の再発防止策につき、(1)の緊急性や特殊性については、例えば、空調設備の故障の場合、速やかに当該設備を設置した事業者に修繕を依頼し、故障を直すことは、利用する市民としても望ましく、一者随契による事務手続きは合理的である。ただ、この場合に、担当部署として一者随契の事務手続きの煩雑さはないか、安易に緊急性や特殊性が必要と判断することがないかを考慮する必要があると考える。

また、(2)の複数人によるチェックや、(3)の研修については、見積書の受け取り時に、正しい契約手続きを理解した担当者が、複数人で対応することにより、今回のような事例を防止できると考える。

加えて、例えば豊橋市のHP上に、不適正な契約事務についての専用窓口を設けることにより、結果として牽制効果や抑止力も期待できるため、検討が望ましいと考える。

いずれにしても、豊橋市が講ずる再発防止策は、今後の同様な事例の防止に効果が期待できるため、速やかに実行に移す必要があると考える。

※ 契約事務における不適正な事務処理について監査を実施した令和 7年10月以降、報告書日現在において、豊橋市として再発防止策を実行している。

今後においても、複数人によるチェックや研修の定期的な実施など、再発防止策の運用が適切に行われているかについて、継続的に事後検証を行う必要があると考える。

以 上